

定期保険

無配当定期保険

ご契約のしおり—約款

————— • 2025年8月作成 • —————

この冊子の構成

この冊子は、次の3つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい重要な事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明したものです。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

諸利率および お取り扱いの範囲

ご契約に適用される諸利率、および、ご契約内容変更等のお取り扱いの範囲（減額後の最低保険金額等）について、その一部を一覧形式にて記載したものです。

- ・「ご契約のしおり」「諸利率およびお取り扱いの範囲」に記載のお取り扱いの範囲は、本冊子作成年月現在のものであり、今後変更することがあります。
- ・実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率およびお取り扱いの範囲が適用されます。
- ・「ご契約のしおり」「諸利率およびお取り扱いの範囲」では、『障害』を『障がい』と表記しています。なお、法令等で定められているものは障害と表記する場合があります。
（例） 高度障害保険金 ⇒ 高度障がい保険金

当社へのご連絡やお手続き

●次のような場合には、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

- ◆ 保険金・給付金等を請求するとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ ご契約者を変更するとき
- ◆ 受取人を変更するとき

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

特約チェック表

お申し込みの特約をチェック ☒ して、内容をご確認ください。

(ページ)

		ご契約の しおり	約 款
主契約	☒ 無配当定期保険	36・40	107
特 約	☐ 介護サポート年金特約017	43	134
	☐ 災害割増特約2007	50	155
	☐ 傷害特約2007	51	169
	☐ 災害入院特約016	52	188
	☐ リビング・ニーズ特約	46	200
	☐ 年金支払特約	54	205
	☐ 保険料払込免除特約017（介護保障型）	57	222
	☐ 指定代理請求特約	58	231
	☐ 健康体料率特約〔健康自慢〕	82	235

（〔健康自慢〕は、健康体料率特約の愛称です。）

も く じ

目的別もくじ	6
主な保険用語のご説明	8

ご契約のしおり

I. ご契約にあたって

1 生命保険募集人について	15
2 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした 新たな保険契約・転換による保険契約のお申し込みについて	16
3 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ	17
4 お申し込み・告知のお手続きについて	18
5 健康状態・職業などの告知義務について	19
6 保障の責任開始時について	22
7 クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について	23
8 株式会社について	24
9 個人情報のお取り扱いについて	25
10 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく 他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	27
11 保険会社の業務又は財産の状況の変化による保険金額等の削減について	31
12 生命保険契約者保護機構について	32

II. 特徴としくみ

1 定期保険—Mについて	36
(1) 特徴	36
(2) しくみ	37
2 ご契約の更新について	38
(1) 主契約の更新について	38
(2) 特約の更新について	39

III. 保障内容について

1 無配当定期保険	40
2 特約について	41
(1) 付加できる主な特約	41
(2) 介護サポート年金特約O17	43
(3) リビング・ニーズ特約	46
(4) 災害割増特約2007	50
(5) 傷害特約2007	51
(6) 災害入院特約O16	52
(7) 年金支払特約	54

(8) 年金払移行特約	55
(9) 保険料払込免除特約O17（介護保障型）	57
(10) 指定代理請求特約	58
IV. 保険金等のお支払いについて	
1 保険金等の請求方法について	63
2 保険金等のお支払い期限について	64
3 被保険者死亡後の給付金の請求について	65
4 保険金や給付金などをお支払いできない場合について	66
5 〈参考〉保険金等をお支払いできる場合または お支払いできない場合の具体的事例	71
V. 保険料について	
1 保険料のお払い込み方法について	77
2 保険料の払込期月・猶予期間について	78
3 保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について	79
4 保険料の高額割引について	81
5 健康自慢について	82
6 まとまった資金のご活用について	84
7 保険料のお払い込みが困難になられたとき	85
8 保険金支払などの際の保険料の精算について	86
9 ご契約の消滅または保険料払込免除時の保険料のお取り扱いについて	89
VI. ご契約後について	
1 ご契約者貸付について	93
2 解約と解約返戻金について	95
3 被保険者によるご契約者への解約の請求について	96
4 保険金等の受取人によるご契約の存続について	97
5 保険金受取人の変更について	98
6 受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて	99
7 お手続きに必要な書類について	100
8 生命保険と税金について	101

約款

無配当定期保険普通保険約款	107
介護サポート年金特約O17	134
災害割増特約2007	155
傷害特約2007	169
災害入院特約O16	188
リビング・ニーズ特約	200
年金支払特約	205
年金払移行特約	211

保険料払込免除特約017（介護保障型）	222
指定代理請求特約	231
代表者請求特約	234
健康体料率特約	235
団体扱特約	237
定期保険集団扱特約	240
保険料口座振替特約	243
定期保険条件付保険特約	246
特定高度障がい状態不担保特約	249

諸利率およびお取り扱いの範囲

諸利率およびお取り扱いの範囲	252
(1) 諸利率	252
(2) お取り扱いの範囲	253

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The word "MEMO" is printed at the top left corner. The paper has a series of evenly spaced horizontal lines extending across its width, providing a template for writing.

目 的 別 も く じ

こんなときは		このページをご覧ください	
「ご契約にあたって	専門用語（保険用語）の意味を知りたい	主な保険用語のご説明	8
	お申し込みを撤回したい	クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について	23
	「告知」について知りたい	健康状態・職業などの告知義務について	19
	いつから保障が開始するのか知りたい	保障の責任開始時について	22
	この保険のしくみや保障内容について知りたい	特徴としくみ	36~39
		保障内容について	40~60
保険料について	保険料の負担を減らしたい	保険料のお払い込みが困難になられたとき	85
	保険料を払えなかった	保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について	79

こんなときは

このページをご覧ください

ご契約後について

急にお金が必要になった

ご契約者貸付について

ページ

93

保険を解約したい

解約と解約返戻金について

95

受取人などを変更したい
住所や名前などが変わった

受取人・住所等の変更に伴う諸手続き
について

99

税金について知りたい

生命保険と税金について

101

被保険者が死亡された場合、入院された場合等には
保険証券等とこの冊子でご契約内容をご確認ください。

保険金や給付金等の支払事由に
該当しているかご確認ください。

保障内容について

40~60

保険金や給付金等が支払われないケース
に該当していないかご確認ください。

保険金や給付金などをお支払い
できない場合について

66~76

保険金や給付金等のご請求からお受け取りまでの流れをご確認ください。

保険金等の請求方法について

63~65

お手続きの方法については、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンター
にお問い合わせください。

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

主な保険用語のご説明

か

かいやくへんれいきん
解約返戻金

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお払いもどしのお金のことです。

きゅうふきん
給付金

災害により身体に障がいが生じたとき、災害により入院されたときなどにお支払いするお金のことです。

けいやくおうとうび
契約応当日

契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。また、月単位・半年単位・年単位の契約応当日といったときは、月・半年・年ごとの契約日に対応する日を指します。

けいやくしゃ
契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料払込義務など）を持つ人のことをいいます。

けいやくねんれい
契約年齢

契約日における被保険者の年齢をいいます。また、被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。なお、ご契約後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。
（例）ご契約時に44歳7か月の被保険者の契約年齢は44歳となります。

けいやくび
契約日

ご契約を締結する際の責任開始の日をいい、契約年齢や保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料のお払い込み方法（経路・回数）によっては、責任開始の日を含む月の翌月1日が契約日となる場合があります。

こうしんび
更新日

ご契約が更新される場合の、更新前のご契約の保険期間満了の日の翌日のことをいいます。

こくちぎむ
告知義務と
こくちぎむいはん
告知義務違反

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申し込み、復活または保険金額の増額をされるときに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことについて当社にご報告いただく義務がありますが、これを「告知義務」といいます。その際に、事実が告げられなかったり、故意に事実を曲げて告げられたときには、当社は告知義務違反としてご契約を消滅させること（解除）ができます。

さ

しっこう 失効	猶予期間中に保険料のお払い込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることです。
しはらいじゆう 支払事由	約款であらかじめ定めた、保険金等をお支払いする事由をいいます。
しゅけいやく 主契約	主たる保険契約のことをいい、その契約内容は主約款に記載されています。
しゅやっかん 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
しんさ 診査	診査医扱のご契約を申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をすることをいいます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法等もあります。
せきにんかいしじ 責任開始時 せきにんかいしひ (責任開始の日)	ご契約の締結、復活または保険金額の増額にあたって、保障が開始される時を責任開始時といい、復活または保険金額の増額が行われたご契約においては、次に定める時とします。なお、責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。 ・ 復活が行われたとき…最終の復活の際の責任開始時 ・ 保険金額の増額が行われたとき…保険金額の増額部分についてはその増額の際の責任開始時
せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

た

とくやく 特約	主契約の保障内容を更に充実させる目的や、保険料払込方法などについて主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。
-------------------	--

は

ひ ほ け ん し ゃ
被保険者

その人の死亡・疾病・傷害などが保険の対象となる人のことをいいます。

ふ っ か つ
復活

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほ け ん き ん
保険金

被保険者が死亡・所定の高度障がい状態に該当されたときにお支払いするお金のことです。

ほ け ん き ん う け と り に ん
保険金受取人

保険金を受け取る人のことをいいます。

ほ け ん し ょ う け ん
保険証券

ご契約の保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

ほ け ん り ょ う
保険料

ご契約者にお払い込みいただくお金のことです。

ほ け ん り ょ う き か ん
保険料期間

保険料のお払い込み方法（回数）に応じた次の期間のことをいいます。

- ・月 払契約の場合…契約日または月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで
- ・半年払契約の場合…契約日または半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで
- ・年 払契約の場合…契約日または年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで

ま

め ん せ き じ ゅ う
免責事由

約款であらかじめ定めた、保険金等をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも免責事由に該当したときは、保険金等をお支払いできません。

や

や っ か ん
約款

ご契約についてのとりきめを記載したものです。

MEMO

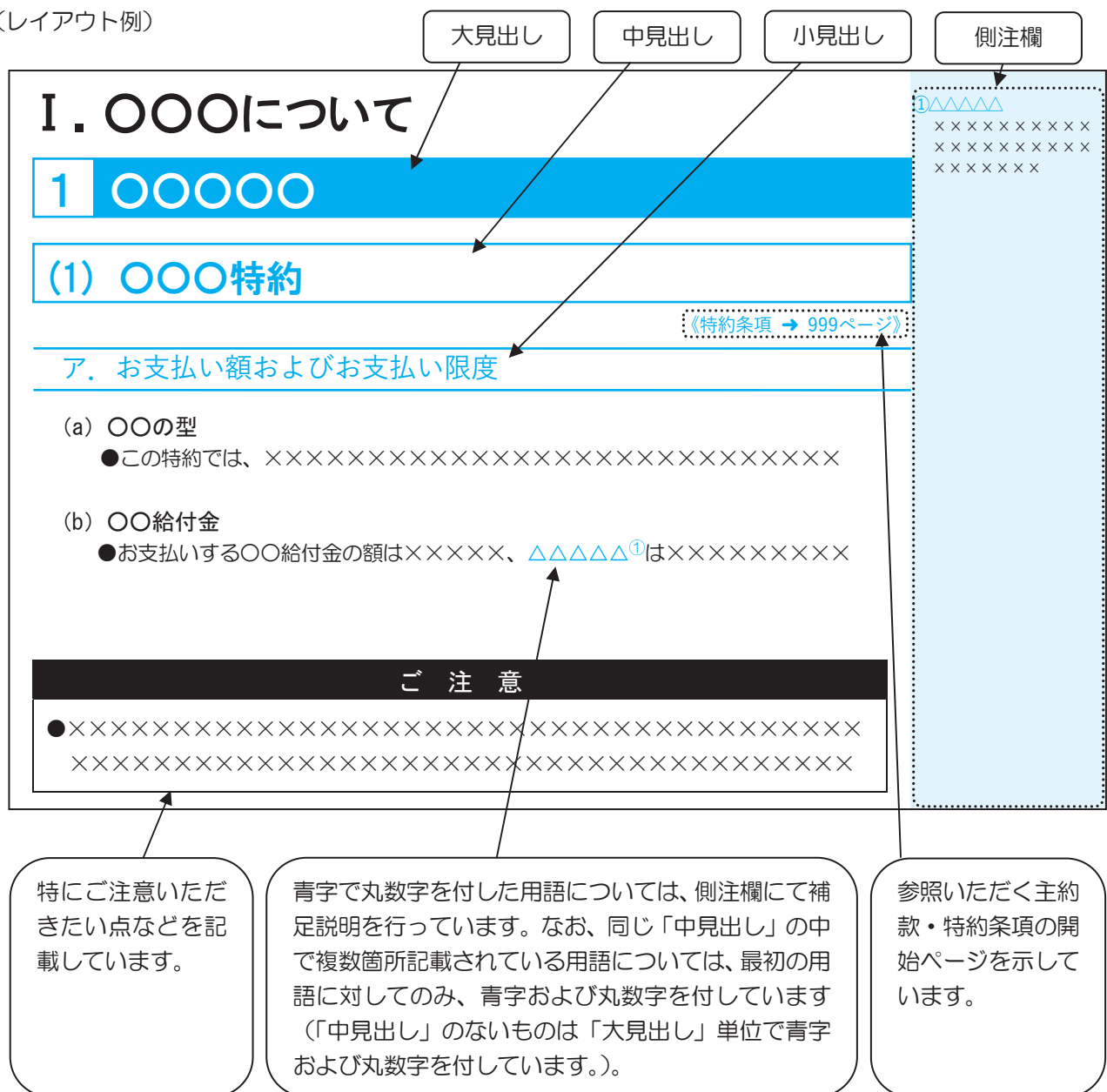
MEMO

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約にあたってご確認ください事項およびご契約についての大切なことがらを説明したものです。

「約款」とあわせてぜひご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

(レイアウト例)



I. ご契約にあたって

1 生命保険募集人について

ア. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば、保険契約は有効に成立します。

イ. 当社の生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます。）は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに、有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更される場合にも、原則としてご契約内容の変更に対する当社の承諾が必要となります。

（例）当社の承諾が必要なご契約内容変更のお手続き

・ 保険契約の復活 ・ ご契約者の変更 など

2 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした新たな保険契約・転換による保険契約のお申し込みについて

現在のご契約（当社以外で加入している保険契約を含みます。）の解約・減額等を前提とした新たな保険契約のお申し込み、転換による保険契約のお申し込みをされる場合、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお引き受けできない場合があります。
- 現在のご契約のままであれば、またはご契約を更新されていれば、保険金・給付金などをお支払いできる場合でも、新たな保険契約について告知義務違反や責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺、責任開始時前の発病などにより、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。
- 現在のご契約を解約・減額された場合、更新されなかった場合などは、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず（例えば新たな保険契約が解除となった場合においても）、元に戻すことはできません。
- 一般の保険契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額等を前提とした新たなご契約の場合は新たなご契約の責任開始の日、契約転換制度または契約分割転換制度をご利用の場合は転換後契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約または転換後契約の締結にあたっての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約または転換後契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご注意ください。

3 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約内容の見直しには、次のような方法がご利用いただけます。

	契約転換制度	特約中途付加	追加契約
特 徴	保障額の見直しと同時に保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	ご契約の保障内容や保険期間は変えずに、特約を中途付加することができます。	ご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	当社のご契約を下取りし、その解約返戻金や契約者配当金など（転換価格）の新しいご契約の一部への充当や、その責任準備金額から解約返戻金額などを差し引いた金額の全部または一部を原資としたリレー割引 ^① を行う方法です。	当社のご契約に特約を新たに付加して保障を広げる方法です。	ご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。ご契約は2件になります。
図 解			
現在の ご契約	消滅します。	継続します。	継続します。
保険料	契約転換制度ご利用時の被保険者の年齢、保険料率により保険料を計算します。 リレー割引が可能なお契約については保険料が割り引かれます。	特約中途付加日における被保険者の年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。	新しい保険の契約日における被保険者の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。

- ご契約内容の見直し後の保険料は、ご利用いただく方法によって異なります。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、原則としてあらかじめ告知または診査が必要になります。健康状態によってはご利用いただけない場合もあります。
- ご契約内容の見直しには上記以外にも、当社のご契約を2契約に分割し、一方のご契約を残したまま、他方のご契約を下取りし、新しいご契約の一部への充当や、リレー割引を行う「契約分割転換制度」があります。

ご 注 意

- ご契約の種類や内容によっては、ご利用いただけない場合や所定の条件を満たすことが必要になる場合があります。詳細は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。

①リレー割引

転換前契約の責任準備金額から解約返戻金額などを差し引いた金額の全部または一部を原資として、転換後契約の解約返戻金のない特約の保険料の割引を行う制度です。

4 お申し込み・告知のお手続きについて

ご契約のお申し込み・告知に関するお手続きには、情報端末等による方法および書面による方法があります。

ア. 情報端末等によるお申し込み・告知の場合

- 当社所定の情報端末等に表示されたお手続き（申込・告知）画面にご契約者および被保険者ご自身で正確にご入力ください。その際は入力内容を十分お確かめのうえで、情報端末等の画面上の所定の欄にご署名をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、画面上の署名の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。
- ご契約者が法人の場合など、情報端末等による方法をお取り扱いできないことがあります。

イ. 書面によるお申し込み・告知の場合

- 申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。ご記入後は内容を十分お確かめのうえで、ご署名（法人の場合は記名押印）をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、申込書の名義欄の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。

5 健康状態・職業などの告知義務について

ア. 告知の重要性

- ご契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等、「お手続き（告知）画面」・「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。診査医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなく告知してください。

イ. 告知の方法

(a) 医師の診査を受けていただくご契約の場合

- 当社の指定した医師が、被保険者の傷病歴（傷病名、治療期間等）等についておたずねしますので、その医師に口頭により告知してください。この場合、告知していただいた内容を医師が「告知書」に記入しますので、ご確認のうえご署名ください。また、被保険者ご自身でご記入いただく部分については、「告知書」にありのままをご記入ください。

(b) 医師の診査を受けていただかないご契約の場合

- 被保険者ご自身で、当社所定の「お手続き（告知）画面」・「告知書」にありのままをご入力・ご記入ください。
- 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく場合等も同様のお取り扱いとなります。

ウ. 傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ご契約のお引き受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定といたします。
 - ・無条件でご契約をお引き受けする。
 - ・今回のご契約をお断りする。
 - ・特別な条件（定期保険条件付保険特約による保険料の割り増し（特別保険料領収法）、保険金・年金の削減（保険金削減支払法）等）を付けてご契約をお引き受けする。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがあります（お引き受けできないことや、特別保険料領収法、保険金削減支払法等の特別な条件を付けてお引き受けすることもあります。）。

エ. 正しく告知されなかった場合のデメリット

- 告知していただくことからは、「お手続き（告知）画面」・「告知書」に表示・記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

（例）

・告知時点において胃潰瘍^{かいよう}の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合には、ご契約または特約は解除されることがあります。

- 責任開始の日または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由が2年以内に発生していた場合（責任開始時に原因が生じていたことにより、保険金や給付金等が支払われない場合または保険料のお払い込みが免除されない場合を含みます。）は、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除する場合には、たとえ保険金や給付金等の支払事由が発生していたとしても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込免除の事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。ただし、「保険金や給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金や給付金等をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約を解除した場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。
- 上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により保険金や給付金等をお支払いできないことまたは保険料のお払い込みを免除できないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金や給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

オ. 傷病歴等のある方への引受範囲を拡大した商品

- 当社では、医師による診査を必要とせず、簡易な告知によりお申し込みいただける商品、『おまかせセレクト［無配当保障セレクト保険］』を販売しておりますので、ご検討ください。

カ. 告知が必要な場合

- ご契約されるときのほか、次の場合にも告知が必要です。ご契約によっては診査も必要となります。
 - ・ご契約を復活される場合 等
- 上記の場合にも、告知義務違反があったときには、その責任開始の日を基準にして、ご契約または特約を解除することがあります。

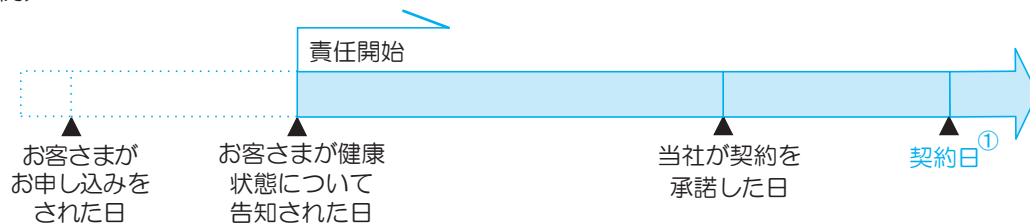
ご 注 意

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（募集代理店を含みます。）には告知受領権がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。
- 当社は、「お手続き（申込）画面」・「申込書」、「お手続き（告知）画面」・「告知書」および医師の診査書等によって、ご契約をお引き受けできるかどうか決定いたします。
- 当社の担当職員または当社で委託した確認会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または保険金や給付金等のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認を行う場合があります。

6 保障の責任開始時について

- お申し込みいただいたご契約について、当社がお引き受けすることを承諾した場合には、お申し込みおよび告知が完了した時から、保険契約上の責任を負います。

(例)



①契約日

保険料のお払い込み方法（経路・回数）によっては、責任開始の日と同日となります。

7 クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について

申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を受け取った日^①のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、電磁的記録または書面でのお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- お申し込みの撤回等があった場合で、お払い込みいただいた金額があるときは、全額をお返しいたします。
- 次の場合には、このお取り扱いはできません。

- ・ご契約者が法人の場合
- ・当社の指定した医師の診査を受けられた後の場合
- ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

①「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」を受け取った日

大樹生命マイページ（お客さま専用のWebサイト）でのお受け取りを選択された場合は、「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」等が大樹生命マイページへ保管された旨およびクーリング・オフ制度についてのご説明が記載された電子メールを受け取った日とします。

ア. 電磁的記録でのお申し出の場合

- 当社では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しております。
- 上記の期間内に、当社ホームページ（<https://www.taiju-life.co.jp/>）の「クーリング・オフ受付」にアクセスしていただき、画面に従ってお手続きをしてください。

イ. 書面でのお申し出の場合

- お申し込みの撤回等の意思を書面に明記し、申込者またはご契約者のお名前（自署）、住所、取扱営業部および取扱者名をご記入のうえ、必ず郵便により上記の期間内（8日以内の消印有効）に取扱営業部または本社宛お送りください。

＜お申し込みの撤回等の書面記入例＞

大樹生命保険株式会社 宛

私は、下記の契約の申し込みを撤回します。

申込日 〇〇年〇〇月〇〇日
 申込者（契約者） 〇〇 〇〇
 取扱営業部 〇〇営業部（〇〇営業室）
 取扱者名 〇〇 〇〇
 申出日 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
 お名前（自署） 〇〇 〇〇

（大樹生命本社宛郵送の場合の宛先）

〒277-8655 千葉県柏市東上町8-18 大樹生命保険株式会社 契約・医務グループ

8 株式会社について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

9 個人情報のお取り扱いについて

ア. 個人情報保護基本方針について

- 当社の「個人情報保護基本方針」は、当社ホームページ(<https://www.taiju-life.co.jp/>)でご確認いただけます。

イ. 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認

- 当社では、保険契約の締結等の際、ご契約者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等を確認しております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、お取引引き時に確認いたしましたお客さまの情報に変更があった場合は、当社までご連絡ください。

ウ. 米国法「外国口座税務コンプライアンス法」に基づく確認

(a) F A T C A とは

- 「外国口座税務コンプライアンス法」（以下「**F A T C A**①」といいます。）は、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが米国納税義務者であるかを確認すること等を求める米国の法律です。

(b) 米国納税義務者であるかの確認

- 当社では、F A T C A 実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約の締結等の際、当社所定の情報端末等のお手続き画面（書面によるお申し込みの場合は当社所定の書面）により、所定の米国納税義務者であるかをご契約者等に自己申告していただく方法で確認しています。ご契約者等が所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類（運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書等）をご提示またはご提出いただく場合があります。

(c) 米国納税義務者に該当する場合

- ご契約者等が次のような所定の米国納税義務者に該当する場合、米国内国歳入庁（I R S）宛にご契約情報等の報告を行います。このため、ご契約者等より所定の書類をご提出いただくほか、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

個人契約の場合	米国市民（米国籍）、 米国居住者 ②
法人契約の場合	米国法人、米国以外で設立された金融機関、 米国人所有の外国事業体 ③ 等

- ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、米国納税義務者に該当することとなった場合または該当しなくなった場合は、当社までご連絡ください。

① F A T C A

Foreign Account Tax Compliance Actの略。

② 米国居住者

一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数は、対象年度（1月から12月を1年度とし、自己申告される年月日が属する年度を対象年度とします。）の滞在日数にその前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数を加えて計算します。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

③ 米国人所有の外国事業体

米国市民（米国籍）または米国居住者に該当する実質的支配者（個人）が一人以上いる事業体をいいます。例えば、法人において米国市民（米国籍）または米国居住者に該当する個人が、25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。なお、過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体等一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

エ. 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づく確認

(a) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度とは

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づいて、お客さまに氏名・住所（名称・所在地）、居住地国等を記載した届出書を、生命保険会社へご提出いただくことを義務付けるとともに、生命保険会社に、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁に報告することを義務付ける制度です。
- 新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、生命保険会社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出されない場合には、罰則が科せられることがあります。

(b) 居住地国等の確認

- 当社では、居住地国等を確認するために、保険契約の締結やご契約者変更のお手続き等の際にお客さまから居住地国等を記載した届出書をご提出いただいています。

(c) 居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合

- ご契約者等の居住地国が租税条約等により報告が必要とされている所定の外国に該当する場合、国税庁宛にご契約情報等の報告を行います。また報告されたご契約情報等は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることになります。
- ご契約期間中に、居住地国に異動があった場合は、当社までご連絡ください。

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、次のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

ア. 契約内容登録制度・契約内容照会制度

- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する次頁の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する次頁の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活^①日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定めるお手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定めるお手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。これら各お手続きの詳細については、大樹生命お客さまサービスセンターまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。
 - （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合

- (工) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- (オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

- 〈1〉 保険契約者ならびに被保険者の氏名^②、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- 〈2〉 普通死亡保険金の金額^③
- 〈3〉 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- 〈4〉 災害死亡保険金の金額
- 〈5〉 がん給付金の一時金額
- 〈6〉 就業不能保障給付金の月額
- 〈7〉 先進医療保障給付の件数
- 〈8〉 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 〈9〉 取扱会社名

- その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。
- 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
- 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/contract_detail.htm）をご確認ください。

②氏名

保険契約者が法人の場合は、法人の名称となります。

③普通死亡保険金の金額

被保険者が死亡されたときにお支払いする保険金等の金額のことをいいます。

イ. 支払査定時照会制度

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次頁の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は次頁のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定めるお手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定めるお手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。これら各お手続きの詳細については、大樹生命お客さまサービスセンターまたはお近くの当社窓口にお問い合わせください。
 - （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - （エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - （オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- 〈1〉被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- 〈2〉保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。）
- 〈3〉保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、**死亡保険金等受取人の氏名**^④および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

④死亡保険金等受取人の氏名

死亡保険金等受取人が法人の場合は、法人の名称となります。

- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/payment_audit.htm）をご確認ください。

保険会社の業務又は財産の状況の変化による 保険金額等の削減について

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

12 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

＝90%－{（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}

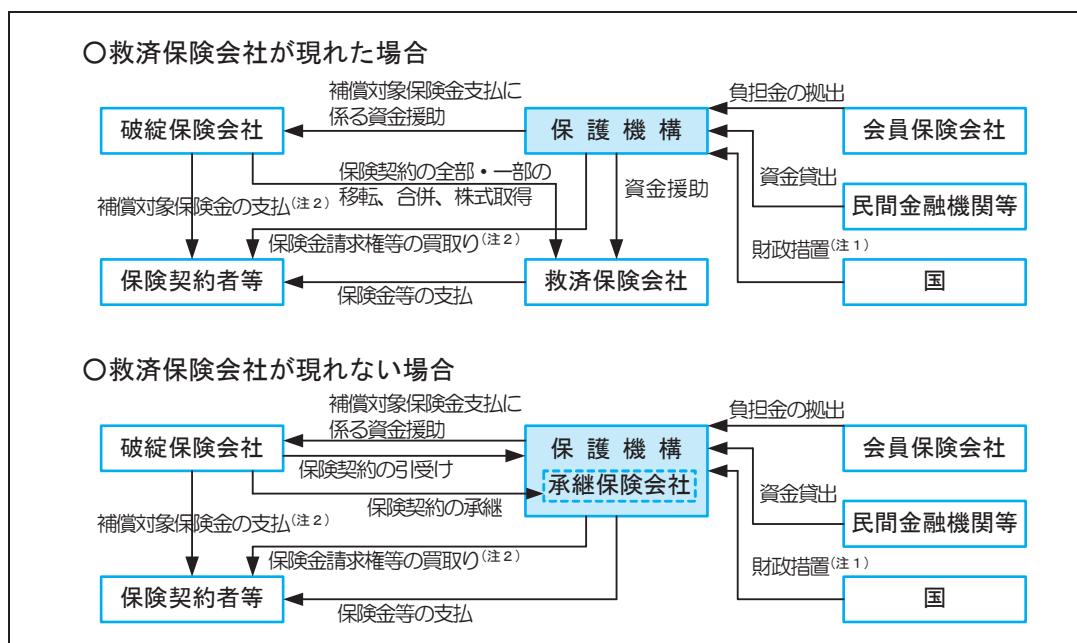
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<仕組みの概略図>



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）。

●補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

MEMO

MEMO

Ⅱ. 特徴としくみ

1 定期保険—MIについて

(1) 特徴

- 〈1〉 死亡・所定の高度障がい状態を保障する保険です。
- 死亡・所定の高度障がい状態のときに、死亡・高度障がい保険金をお支払いします。
 - この保険は、いわゆる掛け捨ての保険であり、満期保険金はありません。
- 〈2〉 ご契約は自動的に更新^①されます。
- ご契約が当社所定の条件に該当する場合には、医師の診査や告知なしでご契約を更新することができます。
- 〈3〉 保険料の高額割引^②の適用があります。
- ご契約の保険金額が当社所定の金額以上の場合、高額割引保険料率が適用され、保険料が割り引かれます。
- 〈4〉 健康自慢^③の付加により、割安な保険料でご加入いただけます。
- 被保険者の健康状態その他が当社の定める付加条件を満たしている場合、健康自慢を付加することにより、主契約に健康体料率が適用され、健康体料率が適用されない場合に比べて割安な保険料でご加入いただけます。
- 〈5〉 特約を付加することで、保障の幅が広がります。
- 特約を付加することで、以下のような場合の保障を準備することができます。
 - ◆ 公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当された場合
 - ◆ 不慮の事故による所定の障がい状態に該当された場合
 - ◆ 不慮の事故により入院された場合
- 等
- 〈6〉 この保険には、契約者配当金はありません。

①更新

「Ⅱ.2 ご契約の更新について」をご覧ください。

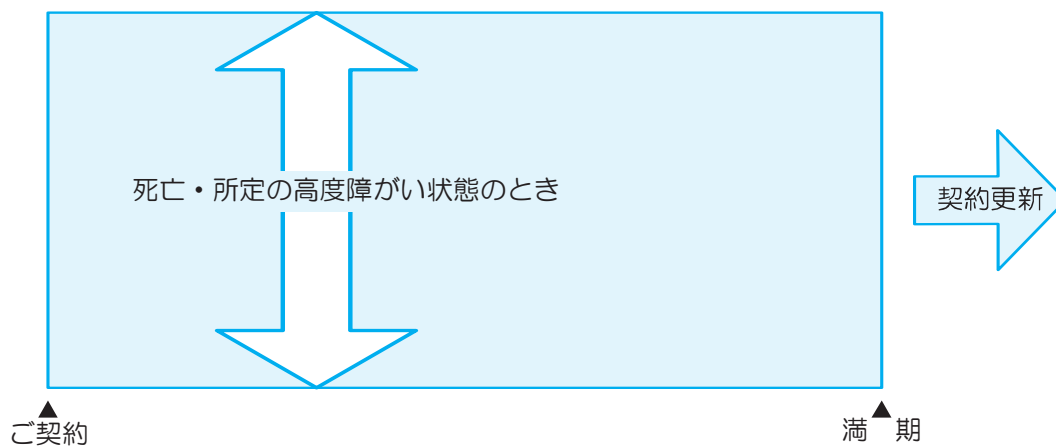
②保険料の高額割引

「Ⅴ.4 保険料の高額割引について」をご覧ください。

③健康自慢

「Ⅴ.5 健康自慢について」をご覧ください。

(2) しくみ



この保険商品における主契約の約款上の名称は「無配当定期保険」です。また、この保険商品における主約款の名称は、「無配当定期保険普通保険約款」です。

2 ご契約の更新について

(1) 主契約の更新について

次のア. の条件を満たすときには、主契約は、保険期間満了の日の2週間前までにご契約者からご希望にならない旨のお申し出がない限り、保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。この場合、医師による診査や告知は不要です。

ア. 主契約の更新の条件

- 主契約の更新は、次の条件を満たしている場合に取り扱うことができます。
 - ・更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳以下であること
 - ・主契約が歳満期でないこと
 - ・主契約に定期保険条件付保険特約が付加されていないことただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、更新時に削減期間を経過しているときを除きます。

イ. 更新後の保険期間

- 原則として、更新前の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合で、更新日における被保険者の年齢が75歳以下であるときには、保険期間を5年に変更して更新します。

ウ. 更新後の保険金額

- 原則として、更新前の保険金額と同一とします。ただし、ご契約者から特にお申し出があれば、所定の範囲内で、減額して更新することができます。

エ. 更新後の保険料および主約款

- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の保険料は更新前の保険料に比べ、通常高くなります。
- 更新後のご契約内容については、更新日における主約款が適用されます。

オ. 更新後の保険証券

- 更新後の主契約については、新たな保険証券は交付しません。

ご 注 意

- 保険金額が500万円未満となる更新時の減額は、お取り扱いできません。

(2) 特約の更新について

①更新のお取り扱い
「V.5 健康自慢について」をご覧ください。

各特約は、主契約の更新の際、ご契約者からご希望にならない旨のお申し出がない限り、原則として主契約とともに特約の保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。この場合、医師による診査や告知は不要です。

ア. 更新後の特約の保険期間

- 主契約の保険期間と同一とします。

イ. 更新後の特約の保険金額、給付金額および入院給付日額

- 原則として、更新前と同一とします。ただし、ご契約者から特にお申し出があれば、所定の範囲内で、減額して更新することができます。

ウ. 更新後の特約の保険料および特約条項

- 更新後の特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の特約の保険料は更新前の特約の保険料に比べ、通常高くなります。
- 更新後の特約のご契約内容については、更新日における特約条項が適用されます。

エ. 更新後の保険証券

- 更新後の特約については、新たな保険証券は交付しません。

ご 注 意

- 特約が更新された場合、保険金・給付金のお支払い等の規定の適用にあたっては、更新前と更新後の特約の保険期間を継続した保険期間としてお取り扱いします。
- 障がい給付金の支払割合および災害入院給付金の給付日数の限度の規定の適用にあたっては、更新前と更新後の特約のお支払いを通算します。
- 健康自慢は更新のお取り扱い^①はできませんので、主契約の更新の際にあらためて付加をお申し出いただく必要があります。

Ⅲ. 保障内容について

1 無配当定期保険

《主約款 → 107ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金	死亡保険金受取人
責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に 所定の高度障がい状態^① になられたとき	高度障がい保険金	高度障がい保険金受取人 (原則 被保険者^②)

●死亡保険金・高度障がい保険金は、重複してはお支払いしません。

ア. 所定の障がい状態による保険料のお払い込み免除

●被保険者が責任開始時以後に発生した**不慮の事故^③**を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に**所定の障がい状態^④**になられたときは、その後の保険料のお払い込みは免除となります。

①**所定の高度障がい状態**

無配当定期保険普通保険約款の別表2「対象となる高度障がい状態」をご覧ください。

②**被保険者**

ご契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、ご契約者となります。

③**不慮の事故**

無配当定期保険普通保険約款の別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

④**所定の障がい状態**

無配当定期保険普通保険約款の別表3「対象となる障がい状態」をご覧ください。

ご 注 意

●保険金の支払事由が生じるまでの期間等によっては、保険料の払込累計額が保険金の受取額を上回ることがあります。

2 特約について

(1) 付加できる主な特約

●この保険には、次のような特約を付加することができます。

特約名		主な内容
1	介護サポート年金特約O17	次のいずれかに該当された場合、〈1〉〈2〉については月払の年金で、〈3〉については一時金で保障します。 〈1〉 公的介護保険制度の要介護2以上の認定または所定の要介護状態（180日継続） 〈2〉 所定の高度障がい状態 〈3〉 死亡
2	リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断された場合、死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。
3	災害割増特約2007	不慮の事故等により次のいずれかに該当された場合を一時金で保障します。 ◆ 死亡 ◆ 所定の高度障がい状態
4	傷害特約2007	不慮の事故等による次の場合を一時金で保障します。 ◆ 死亡 ◆ 所定の障がい状態
5	災害入院特約O16	不慮の事故による入院を保障します。
6	年金支払特約	主契約および介護サポート年金特約O17の保険金等が支払われる際、保険金等のお支払いにかえ、所定の期間にわたり年金をお支払いします。
7	年金払移行特約	主契約および介護サポート年金特約O17の解約返戻金等の全部または一部を原資として移行することにより、将来の保険金等のお支払いにかえ、所定の期間にわたり年金をお支払いします。
8	保険料払込免除特約O17 （介護保障型）	公的介護保険制度の要介護2以上の認定または所定の要介護状態（180日継続）に該当された場合に、その後の主契約の保険料のお払い込みを免除します。
9	指定代理請求特約	被保険者に自ら保険金等を請求できない所定の事情が生じた場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者の代理人として保険金等を請求することができます。

ご 注 意

- 特約の保険金等の支払事由が生じるまでの期間等によっては、その特約の保険料の払込累計額が特約の保険金等の受取額を上回ることがあります。
- 公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。介護保険法に基づく要介護認定は、「満65歳以上の方（第1号被保険者）」および「満40歳以上満65歳未満の公的医療保険制度のご加入者（第2号被保険者）」が対象となっています。したがって、公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたことによる介護サポート年金のお支払いや保険料のお払い込み免除も満40歳以降となります。（2025年4月現在）
- 主契約の保険金額が減額された場合で当社の定める限度を超えるときは、特約保険金額および入院給付日額は、減額されます。
- 特約が更新された場合、給付金のお支払い限度の規定の適用にあたっては、更新前と更新後の特約のお支払いを通算します。

(2) 介護サポート年金特約017

《特約条項 → 134ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、**年金**^①または死亡給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、次のいずれかに該当されたとき ・公的介護保険制度^②による要介護認定を受け、要介護2以上^③に該当していると認定されたとき ・所定の要介護状態^④に該当し、以後その要介護状態が180日継続したとき	介護サポート年金	介護サポート年金受取人 (主契約の高度障がい保険金受取人)
責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、 所定の高度障がい状態 ^⑤ になられたとき	高度障がいサポート年金	主契約の高度障がい保険金受取人
死亡されたとき	死亡給付金	主契約の死亡保険金受取人

- 年金のお支払いを開始した場合は、受取人に「年金証書」を発行します。この「年金証書」は年金のお受け取り等の場合に必要となりますので、大切に保管してください。
- 年金をお支払いした場合、その後あらためてこの特約の支払事由に該当しても、年金または死亡給付金をお支払いしません。
- お支払いする死亡給付金の額は、この特約の責任準備金額となります。

①年金

介護サポート年金または高度障がいサポート年金のことをいいます。

②公的介護保険制度

介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

③要介護2以上

介護サポート年金特約017の別表2「要介護2以上」をご覧ください。

④所定の要介護状態

後述の「ウ. 要介護状態」をご覧ください。
詳細は、介護サポート年金特約017の別表3「要介護状態」をご覧ください。

⑤所定の高度障がい状態

無配当定期保険普通保険約款の別表2「対象となる高度障がい状態」をご覧ください。

ア. 年金のお支払い

(a) 年金の種類、年金支払期間、年金のお支払い方法

- 年金の種類は確定年金で、年金支払期間は次の中からお選びいただきます。なお、ご契約者は年金の支払事由発生日の前日まで、また、年金の受取人は年金の支払事由発生の際に、年金支払期間を変更することができます。

年金支払期間：5年、10年、15年、20年、25年、30年

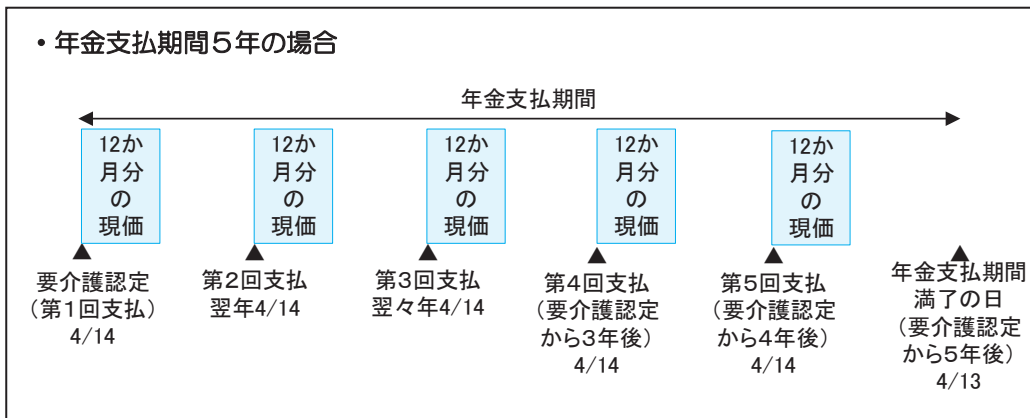
- 年金は、年金の支払事由に該当した日（第1回年金支払日）から年金支払期間満了まで、特約年金月額を年金支払日^⑥に年金の受取人にお支払いします。ただし、年金の受取人が、年金の支払事由発生日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡されたときは、残存年金支払期間中の未払年金^⑦の現価を年金の受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。

(b) 年金の全部の前払

- 第1回年金支払日以後いつでも、受取人は、未払年金の全部について、その現価の前払を請求することができます。なお、年金の現価は、年金として毎月お受け取りになる場合の累計額に比べて、少なくなります。
- 年金の全部の前払が行われた時にこの特約は消滅します。

(c) 年金の定期的な前払

- 第1回年金の請求の際、受取人は、未払年金について、その現価の定期的な前払を行う方法を選択することができます。なお、年金の現価は、年金として毎月お受け取りになる場合の累計額に比べて少なくなります。
 - 〈1〉第1回年金支払日に、1年分（第1回年金支払日の翌日以後最初に到来する第1回年金支払日の年単位の応当日の前日まで）の未払年金の現価を前払します。
 - 〈2〉第1回年金支払日の翌日以後に到来する第1回年金支払日の年単位の応当日に、1年分（次の第1回年金支払日の年単位の応当日の前日まで）の未払年金の現価を前払します。
- 定期的な前払を行った場合のお支払いのイメージは、次のとおりです。



⑥年金支払日

年金の支払事由に該当した日およびその毎月の応当日

⑦未払年金

年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない年金のことをいいます。

イ. 特約の保険期間および保険料払込期間

- 保険期間は「有期型（歳満期）」となります。
- 保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間と同一となります。

ウ. 要介護状態

- 要介護状態とは、次の（a）または（b）のいずれかに該当する状態のことです。
 - （a）常時寝たきり状態で、ベッド周辺の歩行が自分ではできず、かつ、次の〈1〉～〈4〉のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
 - 〈1〉衣服の着脱が自分ではできない
 - 〈2〉入浴が自分ではできない
 - 〈3〉食物の摂取が自分ではできない
 - 〈4〉大小便の排せつ後の拭き取り始末が自分ではできない
 - （b）器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において見当識障がいがあり、かつ、他人の介護を要する状態（器質性認知症による徘徊・過食・異食行動・暴力行為等があり、その程度が著しく、常に他人の見守りを必要とする状態をいいます。）

ご 注 意

- 年金の支払事由に該当されていた場合で、年金の請求前に被保険者が死亡されたとき（死亡給付金の免責事由によって死亡されたときを除きます。）は、年金の支払事由が生じた時の未払年金の現価相当額を死亡給付金として死亡給付金の受取人にお支払いします。この場合、年金のお支払いはありません。
- 年金のお支払い方法については、第1回年金の請求の際、受取人に次の〈1〉または〈2〉のいずれかを選択していただきますが、一度選択されたお支払い方法を途中で変更することはできません。
 - 〈1〉年金を毎月お支払いする方法
 - 〈2〉年金の定期的な前払を行う方法
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で、当社が特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

(3) リビング・ニーズ特約

《特約条項 → 200ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。

支払事由	被保険者の余命が6か月以内 ^① であると判断された場合
受取人	被保険者 ^②

①余命が6か月以内

一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

②被保険者

ご契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人である場合は、ご契約者となります。

③支払事由の発生日

被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。

ア. ご請求方法

- この特約による保険金をご請求いただく場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。
- この特約による保険金の支払事由の発生日^③において、主契約の残りの保険期間が1年以内であるとき（主約款の規定により更新されるときを除きます。）は、この特約による保険金をご請求いただけません。

イ. ご請求額（指定保険金額）および支払金額

- ご請求額（指定保険金額）は、次の（a）死亡保険金額の範囲内、かつ、（b）保険種類に応じた金額の範囲内とします。

（a）死亡保険金額

- ・この特約による保険金の支払事由の発生日における主契約の死亡保険金額となります。

（b）保険種類に応じた金額

- ・次の金額となります。

保険種類	
A	定期保険-M、大樹セレクト、ベクトルX、ザ・ベクトル、大樹暖家族-R等当社の定める保険種類でリビング・ニーズ特約を付加されたご契約
B	A以外のご契約で、リビング・ニーズ特約を付加されたご契約

- 〈1〉同一被保険者について、Aのご契約のみの場合………通算 3,000万円以内
- 〈2〉同一被保険者について、Bのご契約のみの場合………通算 1,000万円以内
- 〈3〉同一被保険者について、AおよびBの双方のご契約がある場合
……AおよびBのご請求額（指定保険金額）のそれぞれの合計額について、
〈1〉および〈2〉の範囲内、かつ、通算 3,000万円以内

（例）保険種類に応じた金額の例

- ・Aより 3,000万円請求された場合…Bは請求できません。
- ・Aより 2,500万円請求された場合…Bの請求限度額は 500万円
- ・Aより 2,000万円請求された場合…Bの請求限度額は 1,000万円
- ・Aより 1,000万円請求された場合…Bの請求限度額は 1,000万円

- この特約による保険金の支払金額は、次の式で計算した金額とします。

$$\text{支払金額} = \text{「A」} - \text{「B」} - \text{「C」}$$

「A」…ご請求額（指定保険金額）

「B」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のAに対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left[\text{「A」} \right] - \left[\text{「A」を当社所定の利率④で6か月間割り戻して計算した現価} \right]$$

「C」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する保険料相当額

④当社所定の利率
主契約の予定利率を用います。

ウ. お支払いの対象とならない特約

- 次の特約は、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いの対象とはなりません。

◆ 災害割増特約2007 ◆ 傷害特約2007

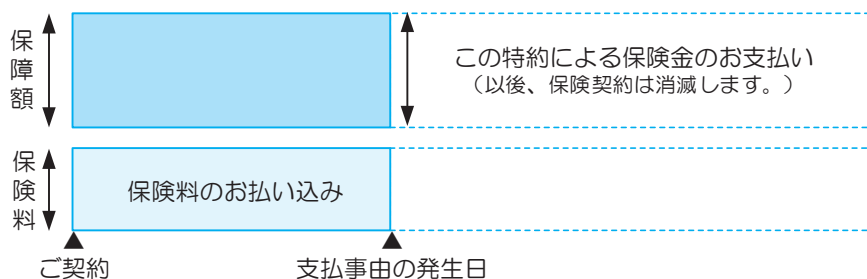
エ. お支払いの限度

- この特約による保険金のお支払いは、1 契約について1 回限りとします。

オ. この特約による保険金をお支払いした後のご契約

(a) ご請求額（指定保険金額）が死亡保険金額と同額の場合

- ご契約は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅しますが、被保険者の入院期間中にご契約が消滅した場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日を含む継続入院に限り給付金をお支払いします。



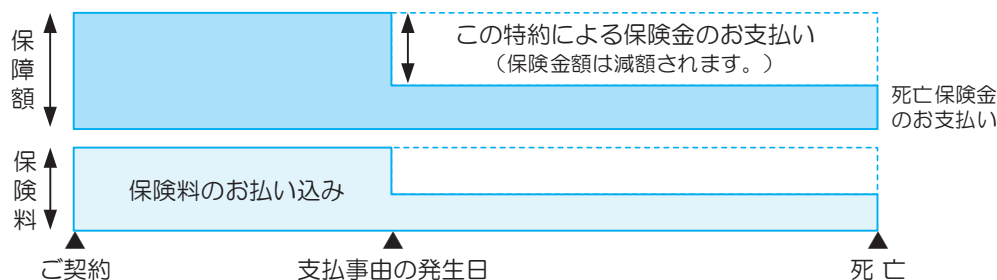
(b) ご請求額（指定保険金額）が死亡保険金額の一部の場合

- 死亡保険金額は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼってご請求額（指定保険金額）と同額の減額がなされるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。また、継続する部分については引き続き保険料をお払い込みいただき、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の死亡保険金額を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 次の各特約の保険金額、給付金額、入院給付日額は、減額せずにそのまま継続します。

◆ 災害割増特約2007

◆ 傷害特約2007

◆ 災害入院特約016



カ. 定期保険条件付保険特約が付加された場合のお取り扱い

- 主契約に定期保険条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合、この特約による保険金の支払金額は、次の式で計算した金額とします。

$$\text{支払金額} = \text{「A」} - \text{「B」} - \text{「C」}$$

「A」…次の式で計算した金額

$$\left(\begin{array}{c} \text{ご請求額} \\ \text{(指定保険金額)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{この特約による保険金の支払事由の} \\ \text{発生日における定期保険条件付保険} \\ \text{特約に定める所定の割合} \end{array} \right)$$

「B」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left(\begin{array}{c} \text{「A」} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{「A」を当社所定の利率で} \\ \text{6か月間割り戻して計算した現価} \end{array} \right)$$

「C」…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間のご請求額（指定保険金額）に対する保険料相当額

キ. 其他のお取り扱い

- ご契約の更新の際は、この特約も同時に更新します。

ご 注 意

- この特約による保険金のご請求額（指定保険金額）の限度は、将来変更することがあります。
- 他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等のご請求額（指定保険金額）も通算されます。
- ご契約者貸付が行われているときは、この特約による保険金の支払金額からその貸付金の元利合計額を差し引きます。
- 支払事由の発生日からその日を含めて6か月以内に主契約の更新がある場合、ご請求額から差し引く金額の計算にあたり、更新後の期間に対応する部分の保険料相当額については、その支払事由の発生日における保険料率および更新日における被保険者の年齢をもとに計算した保険料を用います。

(4) 災害割増特約2007

《特約条項 → 155ページ》

責任開始時以後に発生した**不慮の事故**①を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受取人
不慮の事故により死亡されたとき	災害死亡保険金②	主契約の死亡保険金受取人
不慮の事故により 所定の高度障がい状態 ③になられたとき	災害高度障がい保険金④	主契約の高度障がい保険金受取人

●災害高度障がい保険金をお支払いした場合、特約は消滅します。

ア. 特約の保険期間および保険料払込期間

●主契約と同一です。ただし、主契約の保険期間が80歳を超えるとときは、特約の保険期間・保険料払込期間は、80歳までとします。

①不慮の事故

無配当定期保険普通保険約款の別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

②災害死亡保険金

④災害高度障がい保険金

災害死亡保険金・災害高度障がい保険金の支払事由には、責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因とする場合も含まれます。詳細は下表「お支払いの対象となる感染症」をご覧ください。

③所定の高度障がい状態

無配当定期保険普通保険約款の別表2「対象となる高度障がい状態」をご覧ください。

⑤新型コロナウイルス感染症

2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（新型コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。

⑥感染症予防法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」のことです。

＜お支払いの対象となる感染症＞

●お支払いの対象となる感染症は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次の疾病に限り、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

- ◆ コレラ ◆ 腸チフス ◆ パラチフスA ◆ 細菌性赤痢 ◆ 腸管出血性大腸菌感染症
- ◆ ペスト ◆ シフテリア ◆ 急性灰白髄炎（ポリオ） ◆ ラッサ熱
- ◆ クリミア・コンゴ出血熱 ◆ マールブルグウイルス病 ◆ エボラウイルス病 ◆ 痘瘡
- ◆ 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、）

（注）**新型コロナウイルス感染症**⑤は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者が死亡した場合または高度障がい状態になった場合に限り、「お支払いの対象となる感染症」に含めます。

- (1) 感染症予防法⑥第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること

(5) 傷害特約2007

《特約条項 → 169ページ》

責任開始時以後に発生した**不慮の事故**^①を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受 取 人
不慮の事故により死亡されたとき	災害死亡保険金 ^②	主契約の死亡保険金受取人
不慮の事故により 所定の障がい状態 ^③ になられたとき	障がい給付金	被保険者 ^④

ア. お支払い額およびお支払い限度

- お支払いする障がい給付金の額は、障がい状態に応じて災害保険金額の10%～100%となります。
- 障がい給付金のお支払いは、支払割合を通算して災害保険金額の100%を限度とします。

イ. 特約の保険期間および保険料払込期間

- 主契約と同一です。ただし、主契約の保険期間が80歳を超えるとときは、特約の保険期間・保険料払込期間は、80歳までとします。

＜お支払いの対象となる感染症＞

- お支払いの対象となる感染症は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次の疾病に限ります。分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
- ◆ コレラ ◆ 腸チフス ◆ パラチフスA ◆ 細菌性赤痢 ◆ 腸管出血性大腸菌感染症
- ◆ ペスト ◆ ジフテリア ◆ 急性灰白髄炎（ポリオ） ◆ ラッサ熱
- ◆ クリミヤ・コンゴ出血熱 ◆ マールブルグウイルス病 ◆ エボラウイルス病 ◆ 痘瘡
- ◆ 重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）

（注）**新型コロナウイルス感染症**^⑤は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者が死亡した場合に限り、「お支払いの対象となる感染症」に含めます。

- (1) **感染症予防法**^⑥第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること
- (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること
- (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること

①不慮の事故

無配当定期保険普通保険約款の別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

②災害死亡保険金

災害死亡保険金の支払事由には、責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因とする場合も含まれます。詳細は下表＜お支払いの対象となる感染症＞をご覧ください。

③所定の障がい状態

この特約における所定の障がい状態とは、特約条項に定められた43項目の身体障がいに該当した場合に限ります。この身体障がいに該当しない場合には、障がい給付金はお支払いしません。詳細は、傷害特約2007の別表1「障がい給付金」をご覧ください。

④被保険者

ご契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人である場合は、ご契約者となります。

⑤新型コロナウイルス感染症

2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。

⑥感染症予防法

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」のことです。

(6) 災害入院特約016

《特約条項 → 188ページ》

責任開始時以後に発生した**不慮の事故**^①を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に被保険者が次の支払事由に該当されたとき、給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	受 取 人
不慮の事故により 入院日数が1日 ^② 以上の入院をされたとき	災害入院給付金	被保険者 ^③

①不慮の事故

無配当定期保険普通保険約款の別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

②入院日数が1日

入院日と退院日が同日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

③被保険者

ご契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人である場合は、ご契約者となります。

ア. お支払い額およびお支払い限度

●お支払いする災害入院給付金の額は、「入院給付日額×入院日数」となります。

●災害入院給付金のお支払い限度は、次のとおりです。

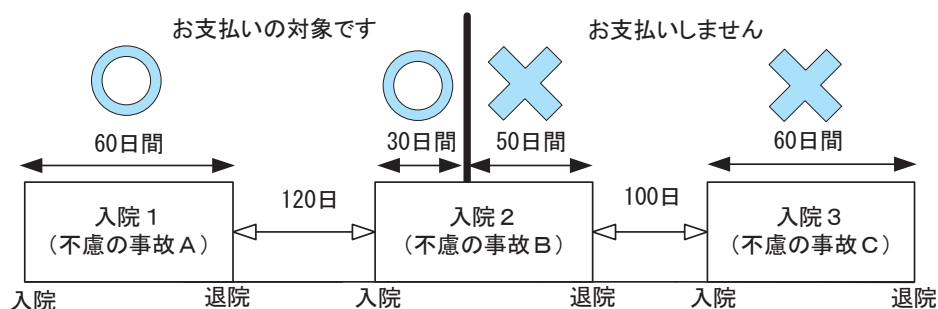
〈1〉1回の入院につき、90日分を限度とします。

※災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合で、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に次の入院を開始されたときは、入院の原因を問わず1回の入院とみなして、お取り扱いします。

〈2〉給付日数を通算して1095日分を限度とします。

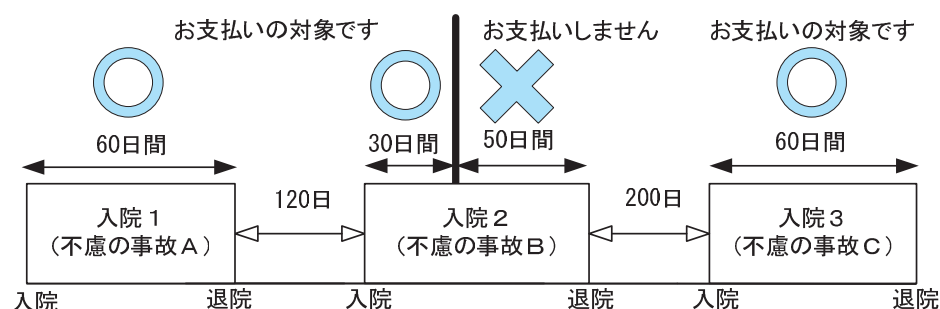
●災害入院給付金がお支払われる場合の例は、次のとおりです。

(例1) 不慮の事故Aにより60日間入院後、退院日の翌日から120日経過後に不慮の事故Bにより80日間入院、その後、入院2の退院日の翌日から100日経過後に不慮の事故Cにより60日間入院された場合



入院1、入院2、入院3は合わせて1回の入院とみなされるため、入院1の60日分と入院2の入院開始から30日分を合算した90日分がお支払いの対象となります。入院2の残り50日分と入院3はお支払いの対象とはなりません。

(例2) 不慮の事故Aにより60日間入院後、退院日の翌日から120日経過後に不慮の事故Bにより80日間入院、その後、入院2の退院日の翌日から200日経過後に不慮の事故Cにより60日間入院された場合



入院1と入院2は合わせて1回の入院とみなされるため、入院1の60日分と入院2の入院開始から30日分を合算した90日分がお支払いの対象となります。
 入院3は入院2の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院であることから、入院1・入院2と合わせた1回の入院とみなされず、新たな入院とされるため、60日分がお支払いの対象となります。

イ. 特約の保険期間および保険料払込期間

- 主契約と同一です。ただし、主契約の保険期間が80歳を超えるときは、特約の保険期間・保険料払込期間は、80歳までとします。

ご 注 意

- お支払いの対象となる入院は、治療を目的として「医療法」に定める国内の病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設においてなされたものとなります。

(7) 年金支払特約

《特約条項 → 205ページ》

この特約は、主契約および介護サポート年金特約017の**保険金等**^①が支払われる際、保険金等を年金によってお支払いする特約です。法人がご契約者の場合または主契約に介護サポート年金特約017が付加されている場合に、この特約を付加することができます。

- 年金の種類は確定年金で、年金支払期間は、この特約を付加する際に10年を選択していただきます。
- ご契約者は保険金等の支払事由発生日の前日まで、また、**年金受取人**^②は保険金等の支払事由発生の際に、年金支払期間を次のいずれかに変更することができます。

☆確定年金

(年金支払期間：5年、10年、15年、20年、25年、30年)

- 年金の第1回年金支払日は、主契約および介護サポート年金特約017の保険金等の支払事由発生日とします。第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の毎年の応当日とします。
- この特約による年金は、毎年1回、年金支払日に年金受取人にお支払いします。ただし、年金受取人が、主契約および介護サポート年金特約017の保険金等の支払事由発生日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡されたときは、残存年金支払期間中の**未払年金の現価**^③を年金受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。

ア. 年金額

- 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お支払いする年金額は保険金等の全部を年金原資として、主契約および介護サポート年金特約017の保険金等の支払事由発生日における基礎率（予定利率等）に基づいて計算され算出されます。
- 年金額が最低年金額10万円を下回る場合には、保険金等をお支払いします。

イ. その他のお取り扱い

- 年金受取人は、第1回年金支払日以後、未払年金の現価の前払を請求することができます。
- 年金受取人は、主契約および介護サポート年金特約017の保険金等の支払事由発生の際、この特約を解約することができます。この場合、主契約および介護サポート年金特約017の保険金等をお支払いします。
- リビング・ニーズ特約による保険金については、年金支払特約の対象とはなりません。
- ご契約の更新の際は、この特約も同時に更新します。

①保険金等

主契約の死亡保険金もしくは高度障がい保険金または介護サポート年金特約017の死亡給付金のことをいいます。

②年金受取人

年金受取人は、保険金受取人となります。

③未払年金の現価

年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない将来の年金を支払うために必要な現在の金額（未払いの将来の年金額を当社所定の利率で割り引いて計算します。）をいいます。

(8) 年金払移行特約

《特約条項 → 211ページ》

契約日からその日を含めて10年を経過した後、年金払移行特約を付加することによって、主契約および介護サポート年金特約017の解約返戻金等の全部または一部を原資として年金払に移行することができます。

- 年金の種類は確定年金で、年金支払期間は次の中から選択していただきます。

☆確定年金

(年金支払期間：5年、10年、15年、20年、25年、30年)

- 年金開始日は、年金払への移行のお申し出があった日以降の年単位の契約応当日のうち当社の定める範囲内の日とします。第2回以後の年金支払日は、年金開始日の毎年の応当日とします。
- この特約による年金は次のとおりお支払いします。

支 払 事 由		支 払 額	受取人
確 定 年 金	年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存されているとき	年金額 ^①	年金受取人 ^②
	年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に被保険者が死亡されたとき	残存年金支払期間中の未払年金の現価 ^③	

①年金額

基本年金額と同じ金額となります。

②年金受取人

年金受取人は、ご契約者とします。ただし、ご契約者が被保険者または死亡保険金受取人を指定した場合はその指定された方とします。

③未払年金の現価

年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない将来の年金を支払うために必要な現在の金額（未払いの将来の年金額を当社所定の利率で割り引いて計算します。）をいいます。

ア. 年金額

- ご契約者は、移行する部分の保険金額等を指定します。将来お支払いする年金額は、指定された保険金額等に応じた解約返戻金額を年金原資として、年金開始日における基礎率（予定利率等）に基づいて計算され算出されます。
- 基本年金額が最低年金額10万円を下回る場合には、年金払移行特約は締結されなかったものとして取り扱います。

イ. 其他のお取り扱い

- 基本年金額を減額することはできません。
- 年金払移行部分は、解約することはできません。ただし、未払年金の現価の前払を請求することができます。この場合、年金の前払が行われた時に年金払移行部分は消滅します。
- 主契約の残りの保険期間が1年以内の場合は、お取り扱いできません。
- 次の特約を付加している場合は、お取り扱いできません。

◆ 災害割増特約2007 ◆ 傷害特約2007 ◆ 災害入院特約016

- 年金払への移行は、1契約について1回限りとします。

ご 注 意

- 具体的なお取り扱いは実際にお手続きいただく時点での当社基準によりますので、詳細は、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。
- 年金払移行特約の特約条項は、年金開始日における特約条項が適用されます。

(9) 保険料払込免除特約017(介護保障型)

《特約条項 → 222ページ》

ご契約にこの特約を付加された場合、被保険者が次の**保険料払込免除の事由**^①に該当されたときは、その後の主契約の保険料のお払い込みを免除します。

保
免
除
料
の
払
込
事
由

責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、次のいずれかに該当されたとき

- ・ **公的介護保険制度**^②による要介護認定を受け、**要介護2以上**^③に該当していると認定されたとき
- ・ **所定の要介護状態**^④に該当し、以後その要介護状態が180日継続したとき

①保険料払込免除の事由

不慮の事故により所定の障がい状態になられたときの保険料のお払い込み免除については「Ⅲ.1 無配当定期保険」をご覧ください。

②公的介護保険制度

介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

③要介護2以上

保険料払込免除特約017(介護保障型)の別表2「要介護2以上」をご覧ください。

④所定の要介護状態

後述の「ア. 要介護状態」をご覧ください。
詳細は、保険料払込免除特約017(介護保障型)の別表3「要介護状態」をご覧ください。

ア. 要介護状態

●要介護状態とは、次の(a)または(b)のいずれかに該当する状態のことです。

(a) 常時寝たきり状態で、ベッド周辺の歩行が自分ではできず、かつ、次の〈1〉～〈4〉のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

〈1〉衣服の着脱が自分ではできない

〈2〉入浴が自分ではできない

〈3〉食物の摂取が自分ではできない

〈4〉大小便の排せつ後の拭き取り始末が自分ではできない

(b) 器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態において見当識障がいがあり、かつ、他人の介護を要する状態(器質性認知症による徘徊・過食・異食行動・暴力行為等があり、その程度が著しく、常に他人の見守りを必要とする状態をいいます。)

ご 注 意

●この特約による保険料払込免除にかかわる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で、当社が特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料払込免除の事由を変更することがあります。

(10) 指定代理請求特約

《特約条項 → 231ページ》

この特約を付加されますと、保険金等の受取人である被保険者に自らご請求いただけない次の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、被保険者の代理人として保険金等をご請求いただけます。

(例) 被保険者が自らご請求いただけない事情

- ・被保険者が保険金等を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき
- ・被保険者が余命6か月以内と知らされていないとき

など

ア. 対象となる保険金等

●指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

〈1〉被保険者が受取人となる次の保険金、年金、給付金

- | | |
|--------------|--------------------|
| ◆ 高度障がい保険金 | ◆ 高度障がいサポート年金 |
| ◆ 介護サポート年金 | ◆ リビング・ニーズ特約による保険金 |
| ◆ 災害高度障がい保険金 | ◆ 障がい給付金 |
| ◆ 災害入院給付金 | |

〈2〉被保険者と受取人が同一人である場合の次の年金

- | | |
|---------------|----------------|
| ◆ 年金支払特約による年金 | ◆ 年金払移行特約による年金 |
|---------------|----------------|

〈3〉被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料のお払い込み免除

●すえ置かれている保険金等はご請求の対象にはなりません。

イ. 指定代理請求人の範囲

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。

＜指定代理請求人の範囲＞

- 〈1〉被保険者の戸籍上の配偶者
- 〈2〉被保険者の直系血族^①（子、孫、父母、祖父母など）
- 〈3〉被保険者の3親等内の親族^②（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）

上記のほか、次の範囲内の方^③で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方

- 〈4〉被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
- 〈5〉被保険者の財産管理を行っている方^④
- 〈6〉死亡保険金受取人
- 〈7〉その他上記〈4〉または〈5〉と同等の関係にある方

●指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にも、上記の範囲内であることが必要です。

①直系血族

②3親等内の親族

次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。

③次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

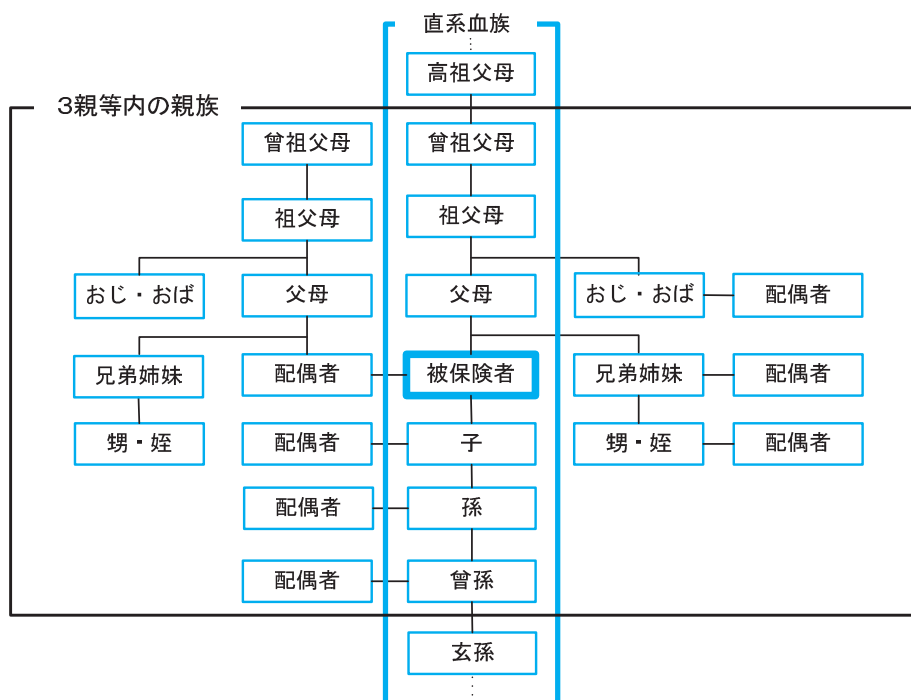
④財産管理を行っている方

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

⑤死亡保険金受取人が指定代理請求人として

次の場合には、「死亡保険金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

- ・年金支払特約により年金の支払が開始した場合
- ・年金払移行特約により主契約の全部が年金払に移行した場合



- ご契約者は、被保険者の同意を得て、前頁の＜指定代理請求人の範囲＞内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、**死亡保険金受取人が指定代理請求人として⑤**保険金等をご請求いただけます。

ウ. 代理請求によるお支払い

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の書類をご提出いただきます。
 - ・被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ・指定代理請求人が前頁イ. の＜指定代理請求人の範囲＞内であることを確認するための書類
 - ・その他の必要書類
- 指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅する、特約が消滅し保険料が少なくなる、あるいは保険料のお払い込みが免除されることがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、被保険者ご本人が、保険金等を自らご請求いただけない事情（余命6か月以内等）をお知りになることがあります。
- リビング・ニーズ特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

エ. ご契約者が法人で保険金等の受取人となる場合

- 代理請求を行うことはできません。また、ご契約後、ご契約者の変更等により保険金等の受取人が法人へ変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとしてお取り扱いします。この場合には、法人の代表者からご請求いただきます。被保険者が法人の唯一の代表者で、ご自身でこれらの保険金等の支払事由発生をご存じないか意思能力がない場合には、新たに代表者を選任いただかない限り、保険金等のご請求はできません。

ご 注 意

- 指定代理請求人に次のような事情が生じた場合は、指定代理請求人を変更していただく必要がありますので、すみやかに当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。
 - ・死亡されたとき
 - ・指定代理請求人の要件を満たさなくなったとき
 - ・被保険者の代理人として保険金等を請求する意思表示ができなくなったとき など
- 指定代理請求人はあくまでも保険金等を被保険者の代理でご請求いただける方であり、保険金等の受取人は被保険者ご自身となります。
- 保険金等を指定代理請求人のご請求によりお支払いした場合、当社はご契約者または被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者または被保険者の承諾なしにご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金等を被保険者が請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人として保険金等をご請求いただけません。

MEMO

MEMO

IV. 保険金等のお支払いについて

①指定代理請求人による請求
「III.2(10) 指定代理請求特約」をご覧ください。

1 保険金等の請求方法について

保険金・給付金等のご請求からお支払いまでには、以下のようなお手続きが必要になります。

お客さま

当社へのご連絡

- お手元に保険証券をご用意ください。ご契約が複数ある場合は全件をご用意ください。
 - 証券番号、被保険者名、事故や病気等の請求の原因をご確認ください。
 - 受取人さまより、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。
- なお、受取人ご本人が自らご請求いただけない事情があるときは、[指定代理請求人による請求](#)①ができる場合があります。

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00~18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

大樹生命

請求のご案内

- 当社より必要な書類等をご案内します。

お客さま

書類のご準備とご提出

- 必要な書類をご準備のうえ、ご提出ください。
- 診断書・戸籍抄本など、ご請求に必要な書類のお取り寄せにかかる費用はお客さまのご負担となります。

大樹生命

書類の確認とお支払い

- ご提出いただいた書類の内容を確認し、約款に従ってお支払いの判断をします。
- 書類を拝見した結果、加療内容、事故状況等について詳細な確認等（医療機関等への確認も含みます。）を行う場合があります。
- 保険金等を指定口座へ送金し、お支払い金額などの明細を郵送します。

お客さま

お支払い内容のご確認

- お支払い金額などの明細をご確認ください。

2 保険金等のお支払い期限について

①請求書類が当社に着いた日
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

- 保険金等のご請求があった場合、請求書類が当社に着いた日①の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするために以下の確認・照会・調査が必要な場合は、請求書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めてそれぞれに定めるお支払い期限までに保険金等をお支払いします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
〈1〉	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・詐欺による取消、不法取得目的による無効、または重大事由による解除に該当する可能性がある場合	45日
〈2〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	60日
〈3〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・ご契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合 ・災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	180日

ご 注 意

- 保険金等をお支払いするための上記〈1〉～〈3〉の確認等にあって、ご契約者・被保険者・保険金等の受取人・代理人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときには、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

3 被保険者死亡後の給付金の請求について

①指定代理請求人の要件
「Ⅲ.2(10) 指定代理請求特約」をご覧ください。

ア. 代表者による請求

- 給付金の受取人が主契約の被保険者の場合で、主契約の被保険者の死亡後の給付金の請求については、主契約の被保険者の法定相続人のうち、次の順位で定まる代表者から請求を行ってください。

- 〈1〉主契約の死亡保険金受取人
- 〈2〉指定代理請求特約において指定されている指定代理請求人（請求時において、指定代理請求人に指定された者が、[指定代理請求人の要件](#)^①を満たしていることが必要です。）
- 〈3〉配偶者
- 〈4〉法定相続人の協議により定めた者

イ. 代表者による請求の対象となる給付金

- 主契約の被保険者の法定相続人のうち、上記により定まった代表者による請求の対象となる給付金は次のとおりです。

- ◆ 障がい給付金
- ◆ 災害入院給付金

ご 注 意

- 次の年金の支払事由に該当していた場合で、これらの年金の請求前に被保険者が死亡されたとき（免責事由によって死亡されたときを除きます。）は、未払年金の現価相当額を死亡給付金として死亡給付金の受取人にお支払いしますので、代表者による請求の対象とはなりません。

- ・介護サポート年金特約017の介護サポート年金または高度障がいサポート年金

4 保険金や給付金などをお支払いできない場合について

保険金や給付金などの支払事由が生じて、次のような場合には、保険金や給付金などをお支払いできないことがあります。

(a) 免責事由^①に該当した場合

- ・責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき
- ・ご契約者の故意によるとき
- ・死亡保険金受取人の故意によるとき など

(b) 重大事由による解除の場合

- ・次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき
 - 〈1〉ご契約者または保険金等の受取人が、保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - 〈2〉保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - 〈3〉保険契約の重複により給付金等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - 〈4〉ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^②に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^③があると認められるとき
 - 〈5〉上記〈1〉～〈4〉のほか、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記〈1〉～〈4〉と同等の重大な事由があるとき

(c) 告知義務違反による解除の場合

- ・お申し込みの際に告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除されたとき

(d) 第1回保険料のお払い込みがなかったことによる解除の場合

- ・第1回保険料が猶予期間^④満了の日までに払い込まれなかったため、ご契約が解除されたとき

(e) ご契約の失効^⑤の場合

- ・保険料のお払い込みがないなどの理由により、ご契約が効力を失ったとき

(f) 詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

- ・詐欺によってご契約が締結もしくは復活されまたは保険金額の増額が行われたことにより、ご契約が取り消されたとき
- ・保険金・給付金等を不法に取得する目的または他人に保険金・給付金等を不法に取得させる目的をもってご契約が締結もしくは復活されまたは保険金額の増額が行われたことにより、ご契約が無効とされたとき

①免責事由

後述の「ア.免責事由」をご覧ください。

②反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

③社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供・便宜の供与や反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

④猶予期間

「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

⑤失効

「V.3 保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効・復活について」、「V.7 保険料のお払い込みが困難になられたとき」および「VI.1 ご契約者貸付について」をご覧ください。

ご 注 意

- 重大事由によりご契約または特約を解除した場合で、前頁（b）の〈1〉～〈5〉に定める事由の発生時以後に保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じたときは、保険金等のお支払いまたは保険料のお払い込み免除を行いません（〈4〉の事由にのみ該当した場合で、〈4〉に該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、〈4〉に該当した受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の保険金等の受取人にお支払いします。）。すでに保険金等をお支払いしていたときには、当社はその返還を請求し、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときには、その保険料のお払い込みがなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反によりご契約または特約を解除した場合、保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生していても、これをお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することはできません。
- 責任開始時（復活が行われたときはその責任開始時）前に生じた傷害・疾病を原因として責任開始時以後に所定の高度障がい状態・障がい状態に該当した場合や入院された場合などは、保険金等のお支払いまたは保険料のお払い込み免除をできないことがあります。ただし、次のような場合には、責任開始時に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。
 - ・責任開始時に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえでご契約をお引き受けした場合
 - ・責任開始時に生じた原因について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたこと等がなく、かつ、ご契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚されていなかった場合
- 詐欺によりご契約が取り消された場合や、保険金・給付金等の不法取得目的によりご契約が無効とされた場合、すでにお払い込みいただいた保険料を払いもどしません。

ア. 免責事由

保険金や給付金などの支払事由または保険料払込免除の事由が生じても、次の免責事由に該当した場合には、保険金や給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込み免除はできません。

給付の種類	免責事由
死亡保険金 死亡給付金	次のいずれかによって、被保険者が死亡されたとき 〈1〉 責任開始の日からその日を含めて <u>3年以内</u> の被保険者の自殺 〈2〉 ご契約者の故意 〈3〉 死亡保険金受取人の故意 〈4〉 戦争その他の変乱
高度障がい保険金 高度障がいサポート年金	次のいずれかによって、被保険者が所定の高度障がい状態になられたとき 〈1〉 ご契約者の故意 〈2〉 被保険者の故意 〈3〉 被保険者の自殺行為 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 高度障がい保険金受取人の故意 〈6〉 戦争その他の変乱
保険料払込免除	(障がい状態による場合) 次のいずれかによって、被保険者が所定の障がい状態になられたとき 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 被保険者の故意または重大な過失 〈3〉 被保険者の犯罪行為 〈4〉 被保険者の精神障がいを原因とする事故 〈5〉 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 〈6〉 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 〈7〉 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 〈8〉 地震、噴火または津波 〈9〉 戦争その他の変乱

⑥他覚所見のないもの
医師が視診、触診や画像診断等によって症状を裏付けることができないものをいいます。

給付の種類	免責事由
保険料払込免除	(保険料払込免除特約O17(介護保障型)による場合) 次のいずれかによって、保険料払込免除の事由が生じたとき 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 被保険者の故意または重大な過失 〈3〉 被保険者の自殺行為 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 被保険者の薬物依存 〈6〉 戦争その他の変乱
介護サポート年金	次のいずれかによって、支払事由が生じたとき 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 被保険者の故意または重大な過失 〈3〉 被保険者の自殺行為 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 被保険者の薬物依存 〈6〉 介護サポート年金受取人の故意または重大な過失 〈7〉 戦争その他の変乱
リビング・ニーズ特約による保険金	次のいずれかによって、支払事由が生じたとき 〈1〉 ご契約者の故意 〈2〉 被保険者の故意 〈3〉 被保険者の自殺行為 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 戦争その他の変乱
災害死亡保険金 災害高度障がい保険金 障がい給付金 災害入院給付金	次のいずれかによって、支払事由が生じたとき 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 被保険者の故意または重大な過失 〈3〉 被保険者の犯罪行為 〈4〉 被保険者の精神障がいを原因とする事故 〈5〉 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 〈6〉 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 〈7〉 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 〈8〉 保険金受取人の故意または重大な過失 〈9〉 地震、噴火または津波 〈10〉 戦争その他の変乱 〈11〉 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの^⑥(原因を問いません。) ・「〈8〉 保険金受取人の故意または重大な過失」は、災害死亡保険金および災害高度障がい保険金の免責事由です。 ・「〈11〉 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因を問いません。)」は、災害入院給付金の免責事由です。

ご 注 意

- 精神病などによる自殺については、保険金等をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、保険金等の全額またはその一部をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。

5 <参考> 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の具体的事例

①情報端末等のお手続き（告知）画面
書面により告知される場合は、「お手続き（告知）画面」を「告知書」に読み替えます。

（注）保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。実際のご契約でのお取り扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。なお、記載以外に認められる事実関係等によってお取り扱いに違いが生じることがあります。

事例1 ご契約時に正しい告知をしていただけなかった場合 （告知義務違反による解除）

○ お支払いできる場合の例

●ご契約加入前の「高血圧」での通院について、正しく告知のうえ加入され、ご加入1年後に「高血圧」とは因果関係のない「胃ガン」で死亡された場合
⇒ご契約にあたって告知義務違反がなく、死亡保険金をお支払いします。

× お支払いできない場合の例

●ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、正しく告知せず加入し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝ガン」で死亡された場合
⇒ご契約は告知義務違反により解除されるため、死亡保険金をお支払いできません。

解 説

- 上記例では、「死亡保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 生命保険契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について、[情報端末等のお手続き（告知）画面](#)^①でおたずねする事項を正確に告知していただく必要があります（告知義務）。
- おたずねする事項について、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合（告知義務違反）には、ご契約（特約）の責任開始の日（復活されている場合は復活日）から2年以内であれば、ご契約（特約）が解除となることや、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。なお、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に保険金・給付金の支払事由が発生しているとき（責任開始時に原因が生じていたことにより、保険金・給付金が支払われない場合を含みます。）は、同様にご契約（特約）が解除となることや、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- ご契約（特約）を解除した場合でも、保険金・給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実に基づかないときには、保険金・給付金をお支払いします。

事例2 当社が保障の責任を開始する前に生じた事故や発病した病気の場合（約款所定の支払事由に該当しないとき）



お支払いできる場合の例

- ご契約加入後に生じた交通事故を原因として約款所定の高度障がい状態になられた場合



お支払いできない場合の例

- ご契約加入前に生じた交通事故を原因として約款所定の高度障がい状態になられた場合

解 説

- 上記例では、「高度障がい保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 高度障がい保険金・入院給付金等は、ご契約（特約）の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって、責任開始時に発生した不慮の事故による傷害や発病した疾病を原因とする場合には、高度障がい保険金・入院給付金等をお支払いできません。ただし、次のような場合には、責任開始時に生じた原因を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。
 - ・責任開始時に生じた原因について、当社が告知等により知ったうえでご契約をお引き受けした場合
 - ・責任開始時に生じた原因について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けられたこと等がなく、かつ、ご契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚されていなかった場合

事例3 約款所定の高度障がい状態に該当しない場合 (約款所定の支払事由に該当しないとき)



お支払いできる場合の例

- ご契約加入後に発病した「^{せきすい}脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ、回復の見込みがない場合



お支払いできない場合の例

- 「^{こうそく}脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合

解 説

- 上記例では、「高度障がい保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 高度障がい保険金は、約款所定の高度障がい状態に該当し、かつ、回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、約款所定の高度障がい状態に該当しない場合、または、約款所定の高度障がい状態に該当しても回復の見込みがある場合にはお支払いできません。
- 高度障がい保険金のお支払いの対象となる約款所定の高度障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なります。

事例4 約款所定の不慮の事故に該当しない場合 (約款所定の支払事由に該当しないとき)

○ お支払いできる場合の例

- 自転車で走行中に転倒、骨折し入院された場合
- 交通事故で死亡された場合

× お支払いできない場合の例

- 腰痛をお持ちの方が、床に落ちたものを拾おうと腰をかがめたときに、腰痛が悪化し入院された場合
- 熱中症で死亡された場合

解 説

- 上記例では、「災害入院給付金・災害死亡保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- 災害入院給付金・災害死亡保険金等は、約款所定の不慮の事故を原因として、約款所定の状態となった場合にお支払いします。
- 約款所定の不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、かつ、約款に定める分類項目に該当するものをいいます。なお、急激・偶発・外来の定義は次のとおりです。

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

事例5 約款所定の1回の入院についての支払限度を超える場合 (約款所定の支払事由に該当しないとき)

○ お支払いできる場合の例

- 1回の入院に対して支払われる限度日数が90日となっているタイプの特約で、交通事故による急性硬膜下血腫で100日間入院（1回目）され、退院から200日後に別の交通事故による骨折で30日間入院（2回目）された場合

⇒ 2回目の入院は1回目の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院ですので、それぞれ別の入院として取り扱います。
したがって、1回目・2回目の入院それぞれについて90日が支払日数の限度となりますので、1回目入院の90日分と2回目入院の30日分の合計120日分の入院給付金をお支払いします。

× お支払いできない場合の例

- 1回の入院に対して支払われる限度日数が90日となっているタイプの特約で、交通事故による急性硬膜下血腫で100日間入院（1回目）され、退院から100日後に別の交通事故による骨折で30日間入院（2回目）された場合

⇒ 1回目の入院は90日分を限度として入院給付金をお支払いしますが、2回目の入院は1回目の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の入院のため、1回目の入院と合わせて「1回の入院」とみなします。
したがって、2回目の入院については、1回目の入院と通算して90日が支払日数の限度となりますので、入院給付金はお支払いできません。

解 説

- 上記例では、「災害入院給付金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- ご契約（特約）では、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められており、その限度日数を超えた入院については、入院給付金のお支払いができません。
- 不慮の事故を原因として入院を2回以上された場合で、退院日の翌日から次の入院の開始日までの期間が180日以内のときには、入院の原因を問わず1回の入院とみなして入院日数を通算します。この場合、入院全体を通算して限度日数までのお支払いとなります。

事例6 免責事由②(約款であらかじめ定めたお支払いできない事由)に該当する場合

②免責事由

「IV.4 ア.免責事由」をご覧ください。



お支払いできる場合の例

- 被保険者の不注意
 - ・被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡された場合
- 泥酔状態を原因としない事故
 - ・酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合



お支払いできない場合の例

- 被保険者の重大な過失
 - ・被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合
- 泥酔状態を原因とする事故
 - ・泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡された場合

解 説

- 上記例では「災害死亡保険金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。
- ご契約（特約）により、約款で保険金・給付金等をお支払いできない場合（免責事由）を定めておりますので、そのいずれかに該当する場合には、保険金・給付金等はお支払いできません。
- 代表的なお支払いできない事由は次のとおりです。
 - ・責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺（死亡保険金等）
 - ・ご契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合（災害死亡保険金等）
 - ・被保険者の精神障がい原因とする事故による場合（災害死亡保険金等）
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による場合（災害死亡保険金等）
 - ・被保険者が無免許で運転している間に生じた事故による場合（災害死亡保険金等）
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による場合（災害死亡保険金等）

V. 保険料について

1 保険料のお払い込み方法について

ア. お払い込み方法

- 保険料のお払い込み方法（経路）には、次のような方法があります。

経路	内容
口座振替	当社が提携している金融機関等でご契約者が指定した口座から、自動的にお払い込みいただく方法です。この場合、振り替えられた保険料についての保険料領収証は、発行しません。
団体扱 または 集団扱 ^①	勤務先団体または集団 ^② を経由してお払い込みいただく方法です。この場合、保険料領収証は団体または集団からの保険料総額に対して発行しますので、個々のご契約者にはお渡ししません。

- 保険料のお払い込み方法（回数）には、次のような方法があります。

回数	内容
月払	毎月保険料をお払い込みいただく方法です。
半年払	半年に1回、半年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。
年払	年に1回、1年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。

イ. お払い込み方法の変更

- ご契約者は、当社所定の範囲内で、お払い込みの経路や回数を変更することができます。
- お払い込み方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの退職等の場合、すみやかに、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- お払い込みの経路を変更される場合、新たなお払い込みの経路に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも、当社所定の経路でお払い込みください。

ご 注 意

- 保険料は払込期月^③中に、当社へお払い込みください。
- 口座振替の場合で、保険料の口座振替ができなかったときには、その旨をご契約者に通知^④して、次のように取り扱います。
 - ・月払契約においては、翌月の振替日に翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - ・年払契約および半年払契約においては、払込期月の翌月中の振替日に応ずる日に再度口座振替を行います。
- 団体扱の場合、団体の加入者数が20名未満となると、適用される保険料率に変更されます。
- お払い込みの経路を変更されると、保険料が変更される場合があります。

①団体扱または集団扱
第1回保険料は、当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等にお払い込みいただきます。

②勤務先団体または集団
当社と団体特別取扱契約を締結している勤務先団体、または当社と定期保険集団扱契約を締結している集団に限ります。

③払込期月
「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

④通知
「V.3 ア.第1回保険料のお払い込みがない場合（ご契約の解除）、イ.第2回以後の保険料のお払い込みがない場合（ご契約の失効）」に記載の「解除予告等の通知」および「保険料のお払い込み案内の通知」をいいます。

2 保険料の払込期月・猶予期間について

ア. 払込期月と猶予期間

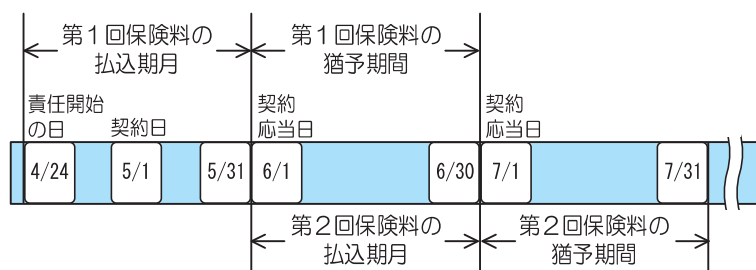
- 保険料は下表の払込期月中にお支払いください。

保険料	払込期月
第1回保険料	責任開始の日から責任開始の日を含む月の翌月末日まで
第2回以後の保険料	契約応当日（保険料月払のご契約は月単位、保険料半年払のご契約は半年単位、保険料年払のご契約は年単位の契約応当日）を含む月の初日から末日まで

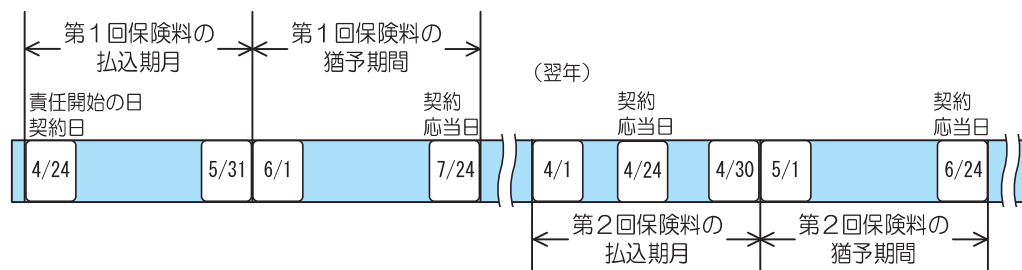
- 払込期月中に保険料のお支払いのご都合がつかない場合、下表の猶予期間中にお支払いください。

保険料	猶予期間
第1回保険料	〈1〉月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで ^①
第2回以後の保険料	〈2〉年払・半年払契約……払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ^②

（例）口座振替扱・月払のご契約の場合



（例）口座振替扱・年払のご契約の場合



①払込期月の翌月初日から末日まで

猶予期間の末日が非営業日の場合、翌営業日が猶予期間満了の日となります。

②翌々月の月単位の契約応当日まで

・第1回保険料の場合
契約日がある日を含む月の末日のときは、払込期月の翌月初日から翌々月の末日までが猶予期間となります。例えば、8/31が契約日の場合、11/30までが猶予期間となります。

・第2回以後の保険料の場合
払込期月に含まれる契約応当日がある月の末日のときは、払込期月の翌月初日から翌々月の末日までが猶予期間となります。例えば、7/31が払込期月に含まれる契約応当日の場合、9/30までが猶予期間となります。

3 保険料のお払い込みがないことによる ご契約の解除・失効、復活について

払込期月^①中または猶予期間^②中に保険料のお払い込みがない場合、次のとおりお取り扱いします。

①払込期月

②猶予期間

「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

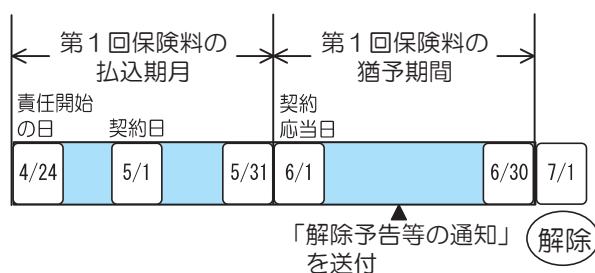
③猶予期間満了の日

猶予期間の末日が非営業日の場合、翌営業日が猶予期間満了の日となります。

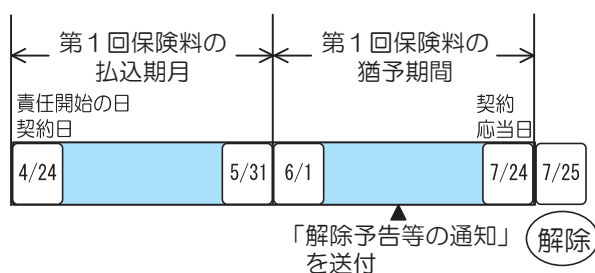
ア. 第1回保険料のお払い込みがない場合（ご契約の解除）

- 払込期月中に第1回保険料のお払い込みがない場合、次の点についてご契約者に通知（「解除予告等の通知」といいます。）します。
 - ・猶予期間中に第1回保険料をお払い込みいただきたいこと
 - ・猶予期間中に第1回保険料のお払い込みがない場合、猶予期間満了の日^③の翌日にご契約を解除すること
- 猶予期間中に第1回保険料のお払い込みがない場合、猶予期間満了の日の翌日に、ご契約を解除します。その場合、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

（例）口座振替扱・月払のご契約の場合



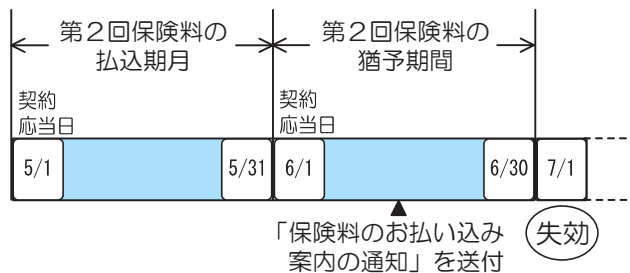
（例）口座振替扱・年払のご契約の場合



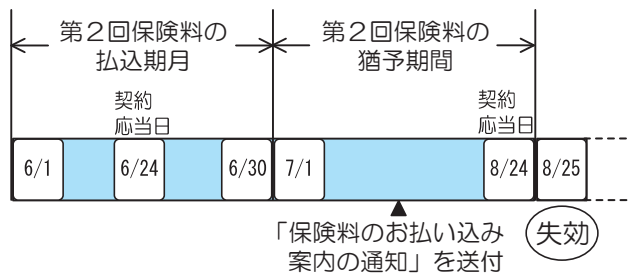
イ. 第2回以後の保険料のお払い込みがない場合（ご契約の失効）

- 払込期月中に第2回以後の保険料のお払い込みがない場合、猶予期間中に第2回以後の保険料をお払い込みいただきたい旨をご契約者に通知（「保険料のお払い込み案内の通知」といいます。）します。
- 猶予期間中に第2回以後の保険料のお払い込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から失効し、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

（例）口座振替扱・月払のご契約の場合



（例）口座振替扱・年払のご契約の場合



ウ. ご契約の復活

- 上記イ. でご契約が失効した場合でも、失効した日からその日を含めて3年以内^④であれば、当社の定めるお手続きをお取りいただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。
- 上記の場合、あらためて告知していただくか診査を受けていただきます。また、責任開始にあたっては延滞保険料のお払い込みが必要となります。

④3年以内

定期保険条件付保険特約が付加されている場合等、ご契約の内容によっては、復活を請求することができる期間が短くなる場合があります。

ご 注 意

- 前頁ア. で、第1回保険料のお払い込みがなく猶予期間満了の日の翌日にご契約が解除された場合、ご契約を元に戻すことはできません。また、ご契約の解除に伴う払いもどし金はありません。

4 保険料の高額割引について

主契約および介護サポート年金特約017の保険金額等の合計額が2,500万円以上の場合、高額割引保険料率が適用され、主契約および介護サポート年金特約017の保険料が割り引かれます。同様に、3,000万円以上、5,000万円以上、1億円以上の場合、保険料がさらに割り引かれます。

- 介護サポート年金特約017の高額割引の適用について、判定に算入する保険金額等の額は、特約年金月額をもとに所定の換算方法により算出した金額となります。

ご 注 意

- 次のような事由で主契約および介護サポート年金特約017の保険金額等の合計額が上記金額未満に変更された場合には、変更後の主契約および介護サポート年金特約017の保険金額等の合計額に応じて、適用される保険料率が変更されることがあります。

- ・主契約および介護サポート年金特約017の保険金額等の減額
- ・介護サポート年金またはリビング・ニーズ特約による保険金のお支払い 等

5 健康自慢について

※「健康自慢」は、「健康体料率特約」の愛称です。

《特約条項 → 235ページ》

被保険者の健康状態その他が当社の定める付加条件を満たしている場合に健康自慢を付加することにより、主契約に健康体料率が適用され、健康体料率が適用されない場合に比べて保険料が安くなります。

①BMI

身長と体重のバランスを判断する指標の一つであり、次の式で計算されます。

$$BMI = \text{体重(キログラム)} \div \{\text{身長(メートル)}\}^2$$

ア. 健康自慢の付加条件

- 当社の定めた診査方法によるお申し込みで、次の条件をすべて満たしている場合に、健康自慢を付加することができます。

(a) 契約年齢または更新日における被保険者の年齢が39歳以下の場合

- 〈1〉当社の定めた契約の引受基準において、健康状態および身体状態が良好であること
- 〈2〉血圧が当社の定めた範囲内であること
- 〈3〉尿検査の結果が当社の定めた範囲内であること
- 〈4〉体格〔ボディ・マス・インデックス（BMI^①）〕が当社の定めた範囲内であること

(b) 契約年齢または更新日における被保険者の年齢が40歳以上の場合

- 〈1〉当社の定めた契約の引受基準において、健康状態および身体状態が良好であること
- 〈2〉血圧が当社の定めた範囲内であること
- 〈3〉尿検査の結果が当社の定めた範囲内であること
- 〈4〉体格〔ボディ・マス・インデックス（BMI）〕が当社の定めた範囲内であること
- 〈5〉肝機能検査の結果が当社の定めた範囲内であること

イ. 健康自慢の告知義務

- 健康自慢を付加または復活される場合、被保険者の健康状態・身体状態などについて告知していただきます。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、健康自慢の締結または復活の日からその日を含めて2年以内ならば、当社は告知義務違反として健康自慢を解除することができます。

ウ. 主契約を更新する場合のお取り扱い

- 健康自慢は更新のお取り扱いはできません。したがって、更新後の保険料には健康体料率は適用されません。ただし、更新の際にあらためて健康自慢の付加をお申し出いただき、健康自慢の付加条件を満たしている場合には、更新後の保険料についても健康体料率が適用されます。

エ. 健康自慢の消滅

- 健康自慢は、主契約が保険期間の満了その他の理由で消滅したとき、同時に消滅します。

オ. 健康自慢の復活

- 主契約について復活のご請求があった場合、特段のお申し出がない限り、健康自慢についても復活のご請求があったものとします。ただし、健康自慢の付加条件を満たしていない場合、健康自慢の復活を取り扱いません。
- 健康自慢を復活せずに主契約を復活する場合は、健康体料率を適用しない保険料率により計算した保険料にあらためるとともに、当社の定めた方法によって計算した金額を精算します。

ご 注 意

- 「健康体」とは、健康自慢の付加条件を満たしている場合の呼称であり、付加条件を満たしていないことが、その方が健康ではないということを意味するものではありません。
- 健康自慢の付加条件を満たしていない場合でも、告知または診査の内容によっては、健康自慢を付加しないご契約にご加入いただける場合があります。
- 健康自慢は、契約年齢が20歳以上60歳以下の場合に付加することができます。
- 更新の際には、更新日における被保険者の年齢が20歳以上60歳以下の場合に、健康自慢を付加することができます。

6 まとまった資金のご活用について

ア. 保険料の前納

- 当社所定の範囲内で将来の一定期間分の保険料を一括してお払い込みいただきますと、**当社所定の利率（前納保険料の割引利率）^①**で保険料を割引きます。
- 前納された保険料は**当社所定の利率（前納保険料の積立利率）^②**で計算した利息を付けて積み立てられ、払込期月ごとに保険料に充当されます。
- ご契約または特約が途中で**消滅した場合^③**、前納された保険料の残額（未経過保険料）があれば払いもどします（前納期間途中でのお申し出による未経過保険料の払いもどしはいたしません。）。

①当社所定の利率（前納保険料の割引利率）

②当社所定の利率（前納保険料の積立利率）

具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

③消滅した場合

死亡・解約等により消滅した場合をいいます。また、介護サポート年金特約017の介護サポート年金の支払事由が発生した場合を含みます。

7 保険料のお払い込みが困難になられたとき

①猶予期間

「V.2 保険料の払込期
月・猶予期間について」
をご覧ください。

次のような方法がありますので、ご契約を有効にお続けください。

ア. 保険料のご負担を軽くしたいとき

(a) 保険金額等の減額

- 保険料は少なくなりますが、保険金額等も少なくなります。この場合、減額後の保険金額等が当社所定の金額を下回るときには、高額割引保険料率が適用されなくなることがあります。
- 主契約の保険金額の減額により、当社の定める限度を超えると、特約保険金額および入院給付日額は減額され、各種特約の保障が小さくなることもあります。

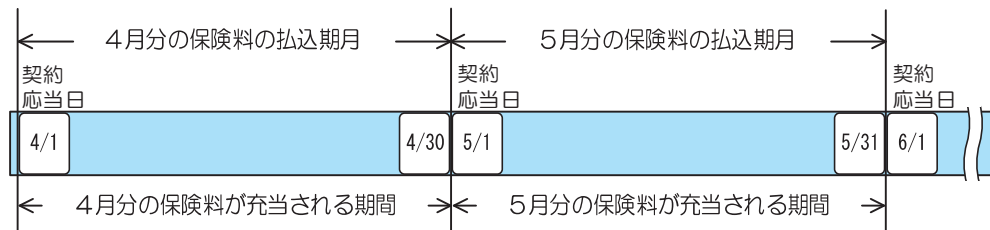
ご 注 意

- 次の減額は、お取り扱いできません。
 - 〈1〉介護サポート年金特約017を付加していないご契約で、次の条件のいずれかを満たさないこととなる減額
 - ・主契約の保険金額が、500万円以上
 - ・お払い込みいただく保険料の合計額が、月払換算で3,000円以上
 - 〈2〉介護サポート年金特約017を付加しているご契約で、次の条件のいずれかを満たさないこととなる減額
 - ・主契約の保険金額および介護サポート年金特約017の特約年金月額をもとに所定の換算方法により算出した金額の合計額が、500万円以上
 - ・主契約の保険金額が、300万円以上
 - ・介護サポート年金特約017の特約年金月額が、5万円以上
 - ・お払い込みいただく保険料の合計額が、月払換算で3,000円以上
- この保険には「保険料の自動貸付」制度がありませんので、保険料払い込みの猶予期間^①が過ぎますと、ご契約は失効となります。また、「払済保険」や「延長保険」への変更の制度也没有ありません。

8 保険金支払などの際の保険料の精算について

- 払込期月^①中にお払い込みいただく保険料は、払込期月に含まれる契約応当日から次の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間^②の保険料に充当され、払込期月に含まれる契約応当日^③に払い込まれるものとして計算されています。

(例) 月払契約の場合



①払込期月

「Ⅴ.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

②払込期月に含まれる契約応当日から次の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間

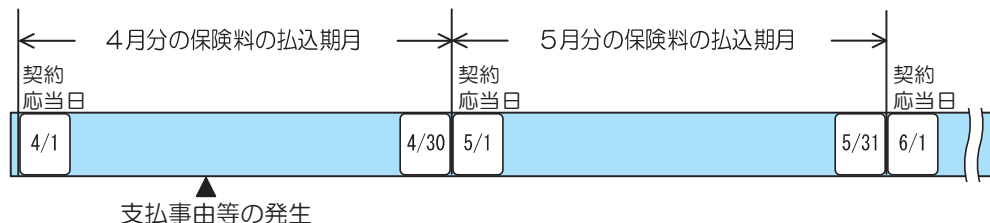
第1回保険料の場合は、契約日から第2回保険料の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間とします。

③払込期月に含まれる契約応当日

第1回保険料の場合は、契約日とします。

- 保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金等のお支払いのときにその未払込保険料を保険金等から差し引き、保険料払込免除のときはその未払込保険料を払い込んでいただきます。

(例) 月払契約の場合



4月分の保険料が未払込で
4/1 から4/30までの間に
保険金等の支払事由または
保険料払込免除の事由が発生した場合



- 〈1〉 保険金等のお支払いのときは、4月分の保険料を保険金等から差し引きします。
- 〈2〉 保険料払込免除のときは、4月分の保険料を払い込んでいただきます。

【介護サポート年金特約017が付加されているご契約の場合】

年金の支払事由が発生したときには、次のとおりお取り扱いします。

- 〈1〉 保険金等支払金^④の額がその未払込保険料の額以上の場合
 - ・その未払込保険料を保険金等支払金から差し引きします。
- 〈2〉 上記〈1〉に該当せず、保険金等支払金の額および特約年金月額合計額が、その未払込保険料の額以上の場合
 - ・その未払込保険料を保険金等支払金および第1回目の年金から差し引きします。
- 〈3〉 上記〈1〉〈2〉に該当せず、保険金等支払金の額および支払事由が発生した日の換算保障額^⑤の合計額が、その未払込保険料の額以上の場合
 - ・その未払込保険料を保険金等支払金および支払事由が発生した日の換算保障額から差し引き、特約年金月額を改めます。
- 〈4〉 上記〈1〉～〈3〉に該当しない場合
 - ・猶予期間^⑥満了の日までにその未払込保険料が払い込まれないときは、保険金等支払金および年金をお支払いしません。

④保険金等支払金

主契約および主契約に付加されている他の特約の保険金等の支払金をいいます。

⑤換算保障額

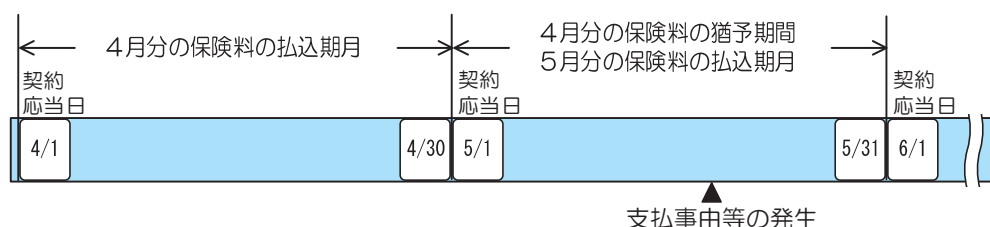
介護サポート年金特約017の年金を支払うための原資となる金額をいいます。

⑥猶予期間

「V.2 保険料の払込期月・猶予期間について」をご覧ください。

- 月払契約で猶予期間中の契約応当日以降その月の末日までに、保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合は、保険金等のお支払いのときにその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を保険金等から差し引き、保険料払込免除のときはその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を払い込んでいただきます。

(例)



4月分・5月分の保険料が未払込で5/1から5/31までの間に保険金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合



- 〈1〉 保険金等のお支払いのときは、4月分および5月分の保険料を保険金等から差し引きます。
- 〈2〉 保険料払込免除のときは、4月分および5月分の保険料を払い込んでいただきます。

【介護サポート年金特約017が付加されているご契約の場合】

年金の支払事由が発生したときには、次のとおりお取り扱いします。

- 〈1〉 保険金等支払金の額がその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料の合計額以上の場合
 - ・その猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料の合計額を保険金等支払金から差し引きます。
- 〈2〉 上記〈1〉に該当せず、保険金等支払金の額および特約年金月額額の合計額が、その猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料の合計額以上の場合
 - ・その猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料の合計額を保険金等支払金および第1回目の年金から差し引きます。
- 〈3〉 上記〈1〉〈2〉に該当せず、保険金等支払金の額および支払事由が発生した日の換算保障額の合計額が、その猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料の合計額以上の場合
 - ・その猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料の合計額を保険金等支払金および支払事由が発生した日の換算保障額から差し引き、特約年金月額を改めます。
- 〈4〉 上記〈1〉～〈3〉に該当しない場合
 - ・猶予期間満了の日までにその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料が払い込まれないときは、保険金等支払金および年金をお支払いしません。

9 ご契約の消滅または保険料払込免除時の保険料のお取り扱いについて

保険料のお払い込み方法（回数）が年払または半年払のご契約の場合で、保険料をお払い込みいただいた後、その保険料期間の途中で**ご契約が消滅したとき**^①または保険料のお払い込みが免除されたときには、以下の払いもどしがあります。

①ご契約が消滅したとき
ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

②すでに払い込まれた保険料
減額により保険料の一部のお払い込みが不要となった場合は、そのお払い込みが不要となった部分に限ります。

ア. ご契約が消滅した場合

- すでに払い込まれた保険料^②のうち、ご契約が消滅した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日までの期間に対応する保険料相当額（未経過期間に対応する保険料相当額）を払いもどします。

イ. 保険料のお払い込みが免除された場合

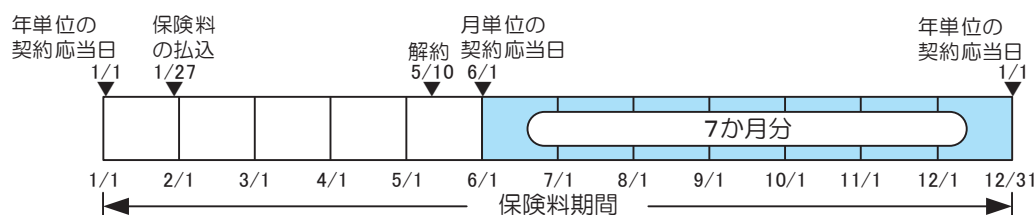
- お払い込みいただいた保険料のうち、保険料払込免除の事由に該当した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から保険料払込免除の事由に該当した日を含む保険料期間の末日までの期間に対応する保険料相当額を払いもどします。
- 保険料のお払い込みが免除された後にご契約が消滅した場合は、ご契約の消滅の際、未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

ウ. 払いもどしの例

（前提）

- ・年単位の契約応当日：1月1日、月単位の契約応当日：毎月1日
- ・年払契約
- ・1月27日に年払で保険料を払い込んだ後、5月10日にご契約を解約した場合

- ご契約が消滅した日はご契約を解約した5月10日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日、ご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日は12月31日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額を払いもどします。



ご 注 意

- 次のときは、未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
 - ・保険料のお払い込み方法（回数）が月払のご契約であるとき
 - ・詐欺による取消または不法取得目的による無効によりご契約が消滅したとき

[illegible]

MEMO

VI. ご契約後について

1 ご契約者貸付について

一時的にお金をご入用のときは、次の要件を満たす場合に限り、ご契約者に対する貸付の制度をご利用いただけます。

- ・ ご契約の保険期間が20年超のとき
- ・ 貸付日から保険期間満了の日までの期間が10年以上のとき

貸付金額の範囲	解約返戻金額^①の70%の範囲内です。 ただし、すでにご契約者に対する貸付金があるときは、その貸付金の元利合計額を差し引いた残額の範囲内とします。						
お利息	当社所定の利率（契約者貸付の貸付利率）^②により複利で計算します。利率は、次のとおり毎年2回見直しを行い、直前の利率見直し後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。 <table border="1"> <tr> <th>利率の見直し日</th><th>新利率の適用日</th></tr> <tr> <td>1月の最初の営業日</td><td>4月1日</td></tr> <tr> <td>7月の最初の営業日</td><td>10月1日</td></tr> </table>	利率の見直し日	新利率の適用日	1月の最初の営業日	4月1日	7月の最初の営業日	10月1日
利率の見直し日	新利率の適用日						
1月の最初の営業日	4月1日						
7月の最初の営業日	10月1日						
返済方法	全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。						
ご契約の失効	この保険の解約返戻金額は、保険期間の途中から減少し、満了時にはなくなります。ご契約者に対する貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えると見込まれるときは、その旨を事前にご契約者に通知しますので、ご案内の金額を指定の期日までにご返済ください。ご返済いただけない場合には、この期日の翌日から、ご契約は失効します。						
精算について	保険金・年金・払いもどし金等のお支払い、年金払移行特約の付加の際、貸付金の元利合計額を差し引き精算します。						

①解約返戻金額

特別保険料領収法が適用されている場合、特別の保険料に対する解約返戻金額を含みます。介護サポート年金特約017が付加されている場合、その解約返戻金額を含みます。

②当社所定の利率（契約者貸付の貸付利率）

具体的な利率については、当社ホームページの「諸利率のお知らせ」をご覧ください。

ご 注 意

- 貸付元利金をご返済いただけない場合、お利息によって将来の返済額は大きくなります。また、ご契約が失効することもありますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 貸付利率の見直し方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には今後変更することがあります。

2 解約と解約返戻金について

ア. 解約のお取り扱い

- ご契約者はいつでも将来に向かってご契約を解約することができますが、以後の保障はなくなります。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加されている各種特約も同時に消滅します。ただし、年金のお支払いを開始している特約を除きます。
- ご契約を解約される場合には、契約者ご本人が当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- 当社所定の書類をご提出いただいたうえで、解約返戻金があればご契約者にお支払いします。効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

イ. 解約返戻金

(a) 解約返戻金の特徴

- 生命保険では、お払い込みいただいた保険料を預貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部は毎年の死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が、解約の際に払いもどされます。したがって、解約返戻金額は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の累計額よりも少ない金額となります。
- 特にご契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、保険証券作成などの経費にあてられますので、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金額は、保険の種類、契約年齢、保険期間、性別、経過年数などによって異なります。

(b) この保険の解約返戻金

- 主契約および介護サポート年金特約017には解約返戻金があります。解約返戻金額は、ご契約当初と満期前の数年間は少額となり、満期時には0となります。
- 介護サポート年金特約017以外の特約には解約返戻金はありません。
- ご契約に特別保険料領収法が適用される場合、特別保険料に対する解約返戻金があれば加算してお支払いします。

3 被保険者によるご契約者への解約の請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 〈1〉 ご契約者または保険金等の受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- 〈2〉 保険金等の受取人が、ご契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- 〈3〉 上記〈1〉〈2〉のほか、被保険者のご契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 〈4〉 ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

ご 注 意

●被保険者による解約の請求は、当社に対してではなく、ご契約者に対して行ってください。

4 保険金等の受取人によるご契約の存続について

ア. 差押債権者、破産管財人などによる解約

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

イ. 保険金等の受取人によるご契約の存続

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次の〈1〉および〈2〉を満たす保険金等の受取人は、ご契約を存続させることができます。
 - 〈1〉ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 〈2〉ご契約者でないこと
- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、次の〈1〉～〈3〉のすべてのお手続きを行う必要があります。
 - 〈1〉ご契約者の同意を得ること
 - 〈2〉解約の通知が当社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - 〈3〉上記〈2〉について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

5 保険金受取人の変更について

ア. 保険金受取人の変更

- ご契約者は、保険金等^①の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金受取人^②を変更することができます。
- 保険金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

①保険金等

主契約の死亡保険金もしくは高度障がい保険金または介護サポート年金特約017の死亡給付金のことをいいます。

②保険金受取人

死亡保険金受取人または高度障がい保険金受取人のことをいいます。

イ. 遺言による保険金受取人の変更

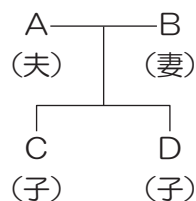
- ご契約者は、保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ウ. 保険金受取人が亡くなられた場合

- 保険金受取人が亡くなられた時以後、保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金受取人となります。
- 保険金受取人となられた人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

(例) ご契約者・被保険者……Aさん

死亡保険金受取人……Bさん



Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

ご 注 意

- 高度障がい保険金受取人および介護サポート年金受取人の変更は、約款所定の範囲でお取り扱いします。
- 当社が保険金受取人の変更の通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金等をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金等の請求を受けても、保険金等をお支払いしません。

6 受取人・住所等の変更に伴う諸手続きについて

次のような場合やご契約に関するお問い合わせやご相談がございましたら、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご連絡ください。

また、大樹生命マイページ（お客さま専用のWebサイト）でもご住所の変更、保険料振替口座の変更などのお手続きを承っております。

- ◆ ご契約者を変更するとき……………被保険者の同意および当社の承諾が必要です。
- ◆ 死亡保険金受取人または
指定代理請求人を変更するとき……………被保険者の同意が必要です。
- ◆ 死亡保険金受取人が死亡されたとき……新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ 保険証券を紛失されたとき
- ◆ ご契約に適用される諸利率の具体的な利率を知りたいとき

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、保険証券の証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、契約日、住所、郵便番号を必ずお知らせください。

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

7 お手続きに必要な書類について

保険金・給付金などのご請求や、名義変更等の諸手続きに必要な書類は、主約款および特約条項の別表「請求書類」に記載しています。

ただし、記載以外の書類のご提出を求めたり、または記載書類の一部省略のお取り扱いをすることがありますので、諸手続きが必要な場合には、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにご相談ください。

ご 注 意

- ご契約者および保険金受取人が企業（個人事業主を含みます。）で被保険者がその従業員のご契約の場合、この保険の目的が、保険金等の全部または相当部分を被保険者またはそのご遺族に退職金等として支払うことにあるときは、保険金等のご請求の際、被保険者またはそのご遺族（退職金等の受給者）が請求内容を了知（自署・押印）している必要があります。

8 生命保険と税金について

本項では、2025年4月現在の税制に基づく税務のお取り扱いを記載しています。
今後、税制の改正に伴い、お取り扱いが変わる場合があります。
個別のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

ア. 一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

生命保険料控除制度は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除からなる制度で、1年間にお払い込みいただいた保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金が軽減されます。
この保険の主契約・特約は、その保障内容等に応じて一般生命保険料控除・介護医療保険料控除の対象または対象外となります。

(a) 一般生命保険料控除・介護医療保険料控除の対象となるご契約

- 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人がご本人あるいは配偶者またはその他の親族であるご契約です。

(b) 一般生命保険料控除・介護医療保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までにお払い込みいただいた次の〈1〉および〈2〉の保険料です。
 - 〈1〉一般生命保険料控除の対象となる保険料
死亡されたときに保険金をお支払いする主契約の保険料
 - 〈2〉介護医療保険料控除の対象となる保険料
要介護状態等に該当されたときなどに年金等をお支払いする介護サポート年金特約O17の保険料
- 上記〈1〉および〈2〉の保険料について「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。

(c) 控除額の計算方法

〈1〉 所得税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え 80,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一 律 40,000円

- 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて120,000円が控除額の限度となります。

〈2〉 住民税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え 32,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え 56,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一 律 28,000円

- 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて70,000円が控除額の限度となります。

イ. 保険金などの税法上のお取り扱い

(a) 保険金等の税法上のお取り扱いについて

- 保険金等に対する税金は、ご契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人の関係によって、異なります。

〈1〉 死亡保険金・死亡給付金を受け取られたとき

契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

(b) 保険金・給付金等の非課税扱いについて

- 傷害や疾病により支払われる保険金等（高度障がい保険金・入院給付金等）は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合には、全額非課税となります。

[illegible]

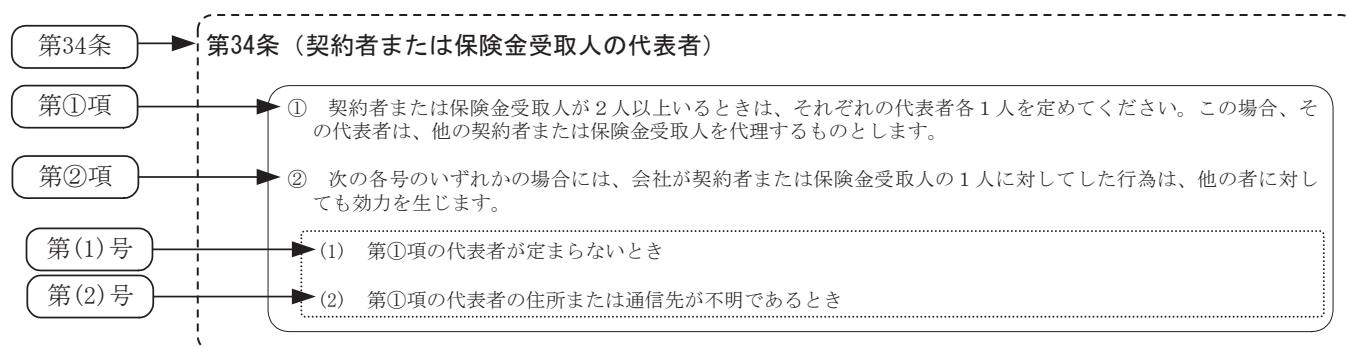
This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. At the top left corner, there is a faint, light blue watermark that reads "MEMO". The paper appears to be part of a notebook or binder, as suggested by the dark binding visible along the right edge.

約 款

- 「約款」は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。
- 契約締結後に特約を締結する際は、特約締結時における特約条項が適用されます。

- 約款では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

（例）無配当定期保険普通保険約款 第34条（契約者または保険金受取人の代表者）の規定の場合



無配当定期保険普通保険約款目次

この保険の主な内容

第1編 用語の意義

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

第2編 この契約の給付および請求手続

2. 保険金の支払

第2条 保険金の支払

第3条 保険金支払方法の選択

3. 保険料の払込免除

第4条 保険料の払込免除

4. 請求手続

第5条 通知義務

第6条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所

第7条 保険料払込免除の請求手続等

第3編 この契約の取扱

5. 会社の責任開始時

第8条 会社の責任開始時

6. 保険料の払込

第9条 保険料の払込

第10条 未経過期間に対応する保険料相当額の払い戻し

第11条 保険料の払込方法（経路）の選択

第12条 保険料の前納

第13条 猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効

第14条 猶予期間中に支払事由等が生じた場合の保険料の取扱

7. 契約の復活

第15条 契約の復活

8. 契約の更新

第16条 契約の更新

9. 契約の取消、無効、解除および解約

第17条 詐欺による取消

第18条 不法取得目的による無効

第19条 告知義務

第20条 告知義務違反による解除

第21条 契約を解除できない場合

第22条 重大事由による解除

第23条 解 約

第24条 保険金受取人による契約の存続

10. 払いもどし金

第25条 払いもどし金

11. 契約内容の変更・保険金受取人の変更等

第26条 保険金額の増額

第27条 保険金額の減額

第28条 保険期間または保険料払込期間の変更

第29条 保険料払込方法の変更

第30条 保険金受取人の死亡

第31条 会社への通知による保険金受取人の変更

第32条 遺言による保険金受取人の変更

第33条 契約者の変更

第34条 契約者または保険金受取人の代表者

第35条 契約者の住所の変更

12. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

第36条 年齢の計算

第37条 年齢または性別の誤りの処理

13. 契約者配当金

第38条 契約者配当金

14. 保険の種類の転換

第39条 保険の種類の転換

15. その他

第40条 時 効

第41条 管轄裁判所

第42条 高額割引保険料率の適用に関する取扱

第43条 団体を契約者とする場合の保険金請求手続の特別取扱

16. 契約者貸付特則

第44条 契約者貸付特則

17. 付 則

第45条 付 則

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 対象となる高度障害状態

別表3 対象となる障害状態

別表4 請 求 書 類

無配当定期保険普通保険約款

(この保険の主な内容)

この保険は、被保険者が死亡したときまたは所定の障害状態になったときに所定の給付を行うことを目的としています。

第1編 用語の意義

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義						
(1) 契約	保険契約のことをいいます。						
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。						
(3) 保険金	死亡保険金または高度障害保険金のことをいいます。						
(4) 保険金受取人	死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人のことをいいます。						
(5) 責任開始時	契約の締結、復活または保険金額の増額にあたって、会社の契約上の責任が開始する時をいい、復活または保険金額の増額が行われた契約においては、次の(7)または(イ)に定める時とします。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>(7) 復活が行われたとき</td><td>最終の復活の際の責任開始時</td></tr><tr><td>(イ) 保険金額の増額が行われたとき</td><td>保険金額の増額部分についてはその増額の際の責任開始時</td></tr></table>	項目	内容	(7) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時	(イ) 保険金額の増額が行われたとき	保険金額の増額部分についてはその増額の際の責任開始時
項目	内容						
(7) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時						
(イ) 保険金額の増額が行われたとき	保険金額の増額部分についてはその増額の際の責任開始時						
(6) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。						
(7) 契約日	第8条（会社の責任開始時）第①項により会社の責任が開始する日のことをいい、契約における年齢および期間等の基準となる日となります。						
(8) 契約応当日	契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。 また、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。						
(9) 月払契約	保険料の払込方法（回数）が月払の契約のことをいいます。						
(10) 半年払契約	保険料の払込方法（回数）が半年払の契約のことをいいます。						
(11) 年払契約	保険料の払込方法（回数）が年払の契約のことをいいます。						

用語	意義								
(12) 保険料期間	保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)から(ウ)に定める期間のことをいいます。 <table> <tr> <th>保険料の払込方法（回数）</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>(ア) 月払契約の場合</td><td>契約日または月単位の契約当日から月単位の翌契約当日の前日まで</td></tr> <tr> <td>(イ) 半年払契約の場合</td><td>契約日または半年単位の契約当日から半年単位の翌契約当日の前日まで</td></tr> <tr> <td>(ウ) 年払契約の場合</td><td>契約日または年単位の契約当日から年単位の翌契約当日の前日まで</td></tr> </table>	保険料の払込方法（回数）	期間	(ア) 月払契約の場合	契約日または月単位の契約当日から月単位の翌契約当日の前日まで	(イ) 半年払契約の場合	契約日または半年単位の契約当日から半年単位の翌契約当日の前日まで	(ウ) 年払契約の場合	契約日または年単位の契約当日から年単位の翌契約当日の前日まで
保険料の払込方法（回数）	期間								
(ア) 月払契約の場合	契約日または月単位の契約当日から月単位の翌契約当日の前日まで								
(イ) 半年払契約の場合	契約日または半年単位の契約当日から半年単位の翌契約当日の前日まで								
(ウ) 年払契約の場合	契約日または年単位の契約当日から年単位の翌契約当日の前日まで								

第2編 この契約の給付および請求手続

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この契約の死亡保険金および高度障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、高度障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (死亡保険金、高度障害保険金を支払わない場合)
(1) 死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険期間（契約が更新されたときは、更新後の保険期間を含みます。）中に高度障害状態* になったとき		高* 度障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

* 高度障害状態 別表2に定める身体障害の状態をいいます。

* 高度障害保険金受取人 第⑤項に定める受取人をいいます。

- ② 第①項の高度障害保険金の支払事由には、被保険者が、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り、）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号の規定を適用します。
- (1) 契約の締結、復活または保険金額の増額の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けなかった場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、高度障害保険金を支払わず、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- ⑤ 高度障害保険金受取人は、被保険者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれに定める者とします。

項目	高度障害保険金受取人
(1) 契約者が、契約者または死亡保険金受取人を高度障害保険金受取人に指定したとき	その指定された者
(2) 契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のとき	契約者（契約者が被保険者を高度障害保険金受取人に指定したときは、被保険者）

- ⑥ 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第25条（払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態になった場合でも、その事由によって死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑧ 被保険者が、保険期間（契約が更新されたときは、更新後の保険期間を含みます。以下本項において同じとします。）満了の日において、別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑨ 高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、契約は、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって消滅します。
- ⑩ 被保険者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

第3条（保険金支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、保険金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、保険金の支払事由発生後は、保険金受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。

3. 保険料の払込免除

第4条（保険料の払込免除）

- ① この契約の保険料の払込免除は、次に定めるとおりです。

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料の払込を免除しない場合
保険料の払込免除	被保険者が責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180日以内で、かつ、保険料払込期間（契約が更新されたときは、更新後の保険料払込期間を含みます。）中に障害状態* になったとき	払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料	被保険者が次のいずれかによって障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ロ) 被保険者の犯罪行為 (ハ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (ニ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (ホ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ヘ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (コ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

* 不慮の事故 別表1に定める事故をいいます。

* 障害状態 別表3に定める身体障害の状態をいいます。

- ② 第①項の保険料払込免除の事由には、被保険者が、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として責任開始時以後に障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害を責任開始時以後に発生したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) 契約の締結、復活または保険金額の増額の際、会社が告知等により知っていたその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 年払契約または半年払契約の場合で、保険料の払込が免除されたときには、会社は、保険料払込免除の事由に該当した時を含む保険料期間のうち保険料払込免除の事由に該当した後

の期間（1か月未満の端数については切り捨てます。）に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額を契約者に払いもどします。なお、月払契約の場合には、保険料払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、以後第9条（保険料の払込）第②項第(2)号に定める払込期月に含まれる契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。なお、この場合、契約が消滅（一部の消滅を含みます。）した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
- ⑥ 保険料の払込が免除された後は、次の各号の規定は適用しません。
 - (1) 保険金額の増額（第26条）
 - (2) 保険料払込方法の変更（第29条）
 - (3) 保険の種類の転換（第39条）
- ⑦ 保険料の払込が免除された後の払いもどし金（第25条）は、契約の経過した年月数によって計算します。
- ⑧ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって障害状態になった場合でも、それらの事由によって障害状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

4. 請求手続

第5条（通知義務）

- ① 契約者または保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。
- ② 契約者または被保険者は、保険料払込免除の事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。

第6条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 会社は、保険金を、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
- ③ 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合、第②項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 詐欺による取消（第17条）、不法取得目的による無効（第18条）または重大事由による解除（第22条）に該当する可能性がある場合	次の(ア)から(ウ)に定める事項 (ア) 第(2)号および第(3)号に定める事項 (イ) 契約者、被保険者または保険金受取人の契約締結の目的または保険金請求の意図に関する契約の締結時から保険金請求時までにおける事実 (ウ) 第22条（重大事由による解除）第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当する事実の有無

- ④ 第③項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第②項および第③項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

項目	日数
(1) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2) 第③項第(2)号から第(4)号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日
(3) 第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4) 第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関し、契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第③項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての日本国外における調査	180日
(6) 第③項第(1)号から第(4)号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	180日

- ⑤ 第③項および第④項の確認を行う場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- ⑥ 第③項および第④項に掲げる必要な事項の確認にあたって、契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）には、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第7条（保険料払込免除の請求手続等）

- ① 契約者は、保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険料払込免除を請求してください。
- ② 保険料払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、第6条

(保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所) 第②項から第⑥項の規定を準用します。

第3編 この契約の取扱

5. 会社の責任開始時

第8条 (会社の責任開始時)

- ① 会社は、契約の申込を承諾した場合には、契約の申込または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から契約上の責任を負います。
- ② 保険期間および保険料払込期間は、契約日からその日を含めて計算します。
- ③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付することにより、承諾の通知を行います。ただし、この契約が更新後の契約である場合には、新たな保険証券を交付しません。
 - (1) 会社名
 - (2) 契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) この契約の保険金受取人の氏名または名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この契約およびこの契約に付加された特約の名称
 - (6) 保険期間
 - (7) この契約の保険金額およびこの契約に付加された特約の特約保険金額、入院給付日額等
 - (8) この契約およびこの契約に付加された特約の合計保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

6. 保険料の払込

第9条 (保険料の払込)

- ① 契約者は、保険料を、保険料払込期間中、毎回保険料の払込方法（経路）にしたがい、払込期月中に払い込んでください。
- ② 第①項の払込期月は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)から(ウ)に定めるとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
(ア) 月払契約の場合	月単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで
(イ) 半年払契約の場合	半年単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで
(ウ) 年払契約の場合	年単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで

- ③ 月払契約、半年払契約または年払契約それぞれの払込期月に含まれる契約応当日を「払込期月に含まれる契約応当日」とします。
- ④ 第2回以後の保険料がその払込期月に含まれる契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次の各号のいずれかに該当したときには、会社は、その払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。ただし、保険金を支払うときは、保険金受取人に払いもどします。
 - (1) 保険料の払込が免除されたとき

- (2) 契約が消滅したとき
- ⑤ 次の各号に掲げる保険料が払い込まれない場合で、それぞれに定める期間において保険金の支払事由が生じたときには、会社は、その期間を含む払込期月の未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、その期間を含む払込期月の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、第13条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定めるとおり取り扱い、会社は、保険金を支払いません。
- (1) 第1回保険料
責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日まで
- (2) 第2回以後の保険料
第2回以後の保険料の払込期月に含まれる契約応当日以後その月の末日まで
- ⑥ 第⑤項各号に掲げる保険料が払い込まれない場合で、第⑤項各号に定める期間において保険料払込免除の事由が生じたときには、契約者は、その期間を含む払込期月の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、第13条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定めるとおり取り扱い、会社は、保険料の払込を免除しません。

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）

契約が保険料期間の途中で消滅（一部の消滅を含みます。以下本条において同じとします。）した場合で、消滅時を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれているときには、会社は、保険料の払込方法（回数）に応じ、次の各号に定めるとおり取り扱います。

保険料の払込方法（回数）	内容
(1) 年払契約または半年払契約の場合	消滅時を含む保険料期間のうち契約が消滅した後の期間（1か月未満の端数については切り捨てます。）に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額（以下「未経過期間に対応する保険料相当額」といいます。）を契約者（保険金を支払うことにより契約が消滅するときは保険金受取人）に払いもどします。 ただし、詐欺による取消（第17条）または不法取得目的による無効（第18条）に該当する場合は、未経過期間に対応する保険料相当額を払いもどしません。
(2) 月払契約の場合	未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

第11条（保険料の払込方法（経路）の選択）

- ① 契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
- (1) 口座振替払込
会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法をいいます。
- (2) 団体扱払込
所属団体を通じ払い込む方法をいいます。この方法は、所属団体と会社との間に団体特別取扱契約が締結されている場合に限り取り扱います。
- (3) 集団扱払込
所属集団を通じ払い込む方法をいいます。この方法は、所属集団と会社との間に定期保険集団扱契約が締結されている場合に限り取り扱います。
- (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (5) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

(6) 集金人払込

会社の派遣した集金人に払い込む方法をいいます。ただし、契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限り、この方法を取り扱います。

- ② 保険料の払込方法が口座振替払込、団体扱払込、集団扱払込または集金人払込のいずれかである契約において、その契約がその払込方法の取扱の範囲または条件に該当しなくなったときには、契約者は、その保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。
- ③ 第①項第(6)号の場合において、払込期月中に保険料の払込がないときには、契約者は、その保険料については猶予期間中に会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込の用意の申出があったときには、会社は、猶予期間中でも集金人を派遣します。

第12条（保険料の前納）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、1年分を超える保険料を前納するときは、保険料前納期間の満了日が年単位の契約応当日の前日となることを必要とします。
- ② 第①項の場合、会社は、会社の定める利率で保険料を割り引きます。ただし、月払契約については、当月分を含めて3か月分以上払い込むときに限り割り引きます。
- ③ 1年分を超える保険料が前納されたときには、会社は、前納された保険料を会社の定める利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月に含まれる契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ④ 次の各号の場合、前納された保険料の残額があるときには、会社は、その残額を契約者に払いもどします。ただし、保険金を支払うときは、保険金受取人に払いもどします。
- (1) 保険料前納期間が満了したとき
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 契約が消滅したとき

第13条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）

- ① 保険料の払込については、次の各号に定める猶予期間があります。

項目	猶予期間
(1) 月払契約の場合	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 年払契約または半年払契約の場合	(ア) 第1回保険料の場合 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約日がある月を含む月の末日のときは、翌々月の末日まで）
	(イ) 第2回以後の保険料の場合 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月に含まれる契約応当日がある月の末日のときは、翌々月の末日まで）

- ② 第1回保険料がその払込期月（第9条）中に払い込まれない場合、会社は、契約者に猶予期間中の保険料の払込を催告するとともに、その猶予期間中に払い込まれなければ猶予期間の満了日の翌日に契約を解除することを契約者に通知します。
- ③ 猶予期間中に次の各号に掲げる保険料が払い込まれないときは、それぞれに定めるとおり取り扱います。
- (1) 第1回保険料

会社は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって契約を解除します。

(2) 第2回以後の保険料

契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第14条（猶予期間中に支払事由等が生じた場合の保険料の取扱）

- ① 猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、その猶予期間中の未払込保険料を保険金から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、その猶予期間中の未払込保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、第13条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定めるとおり取り扱い、会社は、保険金を支払いません。
- ② 猶予期間中に保険料払込免除の事由が生じた場合には、契約者は、その猶予期間中の未払込保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、第13条（猶予期間および保険料の払込がないことによる契約の解除または失効）第③項各号に定めるとおり取り扱い、会社は、保険料の払込を免除しません。

7. 契約の復活

第15条（契約の復活）

- ① 契約者は、契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、必要書類（別表4）を提出して、契約の復活を請求することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときを除きます。
- ② 会社が契約の復活を承諾したときには、会社は、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。この場合、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

項目	内容
(1) 復活を承諾した時から1か月以内に延滞保険料を受け取った場合	延滞保険料を受け取った時
(2) 延滞保険料を受け取った後に復活を承諾した場合	延滞保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

8. 契約の更新

第16条（契約の更新）

- ① 保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていることを必要とします。）は、更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、更新できません。
 - (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えるとき
 - (2) 契約に定期保険条件付保険特約が付加されているとき。ただし、保険金削減支払法のみが適用されている場合で、削減期間経過後であるときは、定期保険条件付保険特約が付加されていないものとして取り扱います。
 - (3) 契約の締結時に保険期間を歳満期で定めたとき
- ② 更新後の保険金額は、更新前の保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 契約の更新日は、保険期間満了の日の翌日とします。
- ④ 更新した契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑤ 更新した契約の第1回の保険料の払込については、第2回以後の保険料の払込に関する規

定を準用します。

- ⑥ 契約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。

9. 契約の取消、無効、解除および解約

第17条（詐欺による取消）

契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺によって契約が締結もしくは復活されまたは保険金額の増額が行われたときには、会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに受け取った保険料は払いもどしません。

第18条（不法取得目的による無効）

契約者が、保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって契約が締結もしくは復活されまたは保険金額の増額が行われたときには、契約は無効とし、会社は、すでに受け取った保険料を払いもどしません。

第19条（告知義務）

契約者および被保険者は、契約の締結、復活または保険金額の増額の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第20条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かって契約（保険金額の増額の際の告知義務違反のときは、その増額部分。以下本条において同じとします。）を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が高度障害状態（別表2）になったとき
 - (3) 被保険者が障害状態（別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでにその保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、保険金受取人または被保険者が証明したときには、会社は、その保険金を支払いまたは保険料（会社が契約を解除する時までに払込期月に含まれる契約応当日の到来している保険料に限りです。）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金受取人または被保険者に通知します。

第21条（契約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第20条（告知義務違反による解除）による契約の解除を行うことができません。

- (1) 契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき

- (2) 会社のために契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、契約を解除することができます。
- (ア) 契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えて契約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかに該当したときには、会社は、契約を解除することができます。
- (ア) 被保険者が高度障害状態（別表2）になったとき
 - (イ) 被保険者が障害状態（別表3）になったとき

第22条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。
- (1) 契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 契約者、被保険者または高度障害保険金受取人が、この契約の高度障害保険金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この契約の保険金または保険料払込免除の請求に関し、保険金受取人（保険料払込免除の場合は契約者）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または保険金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
- (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が高度障害状態（別表2）になったとき

- (3) 被保険者が障害状態（別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱いします。
 - (1) 第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について保険金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでにその保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱いします。
 - (2) 第①項第(4)号のみに該当した場合で、第①項第(4)号(ア)から(ウ)に該当したのが保険金受取人のみであり、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由についてその保険金受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の保険金受取人に支払います。この場合、支払わない部分の解約返戻金を第25条（払いもどし金）第①項第(3)号の規定により契約者に支払います。もし、すでにその保険金受取人に保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金受取人または被保険者に通知します。

第23条（解 約）

契約者は、いつでも将来に向かって、契約を解約することができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。

第24条（保険金受取人による契約の存続）

- ① 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、保険金受取人であって通知の時ににおいて次の第(1)号および第(2)号の条件を満たす者（以下「介入権者」といいます。）が、契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社はその旨を通知したときには、第①項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当すること
 - (ア) 契約者の親族
 - (イ) 被保険者の親族
 - (ウ) 被保険者
 - (2) 契約者でないこと
- ③ 第②項の通知をするときには、介入権者は、必要書類（別表4）を会社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が会社に着いた日以後、その解約の効力が生じるまでまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべき場合に該当して契約が消滅するときには、会社は、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金受取人に支払います。

10. 払いもどし金

第25条（払いもどし金）

- ① この契約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当したとき (第2条)	保険料払込中の契約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した責任準備金額 保険料払込済の契約 ……契約の経過した年月数によって計算した責任準備金額	契約者
(2) 保険料の払込がなく契約が効力を失ったとき (第13条)	保険料払込中の契約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の契約 ……契約の経過した年月数によって計算した解約返戻金額	
(3) 契約が解除されたとき (第13条) (第20条) (第22条)		
(4) 契約が解約されたとき (第23条)		
(5) 保険金額が減額されたとき (第27条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、責任準備金を払いもどしません。		

- * 保険料を受け取った年月数 第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表4）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

11. 契約内容の変更・保険金受取人の変更等

第26条（保険金額の増額）

- ① 契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、将来に向かって保険金額の増額を請求することができます。ただし、次の各号のいずれかの場合には、増額は取り扱いません。
- (1) 契約日、最終の復活もしくは増額の際の責任開始の日または直前の更新日の翌日からその日を含めて2年未満のとき
 - (2) 保険期間満了の前日1年未満のとき
- ② 保険金額の増額を請求するときには、契約者は、必要書類（別表4）を提出してください。
- ③ 保険金額の増額によって責任準備金または保険料に差額が生じるときは、会社の定める方法によって計算した所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。

- ④ 会社が保険金額の増額を承諾したときは、その増額部分について、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 増額を承諾した後に会社の指定した日までに第③項に定める金額を受け取った場合	第③項に定める金額を受け取った時
(2) 第③項に定める金額を受け取った後に増額を承諾した場合	第③項に定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

第27条（保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第28条（保険期間または保険料払込期間の変更）

保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第29条（保険料払込方法の変更）

契約者は、会社の定める範囲内で、保険料の払込の回数（第9条）および経路（第11条）を変更することができます。

第30条（保険金受取人の死亡）

- ① 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- ② 第①項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第①項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第31条（会社への通知による保険金受取人の変更）

- ① 契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人については、契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかへの変更に限りです。
- ② 第①項の通知をするときには、契約者は、必要書類（別表4）を提出してください。
- ③ 第①項の通知が会社に着く前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときには、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第32条（遺言による保険金受取人の変更）

- ① 第31条（会社への通知による保険金受取人の変更）に定めるほか、契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人については、契約者、被保険者または死亡保険金受取人のいずれかへの変更に限りです。
- ② 第①項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による保険金受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の法定相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 第③項の通知をするときには、契約者の法定相続人は、必要書類（別表4）を会社へ提出

してください。

第33条（契約者の変更）

契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。

第34条（契約者または保険金受取人の代表者）

- ① 契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、それぞれの代表者各1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 - (1) 第①項の代表者が定まらないとき
 - (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき

第35条（契約者の住所の変更）

- ① 契約者が住所または通信先を変更したときは、ただちに会社へ通知してください。
- ② 契約者が第①項の通知をしなかった場合で、契約者の住所または通信先を会社が確認できなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

12. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

第36条（年齢の計算）

- ① 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 契約締結後の被保険者の年齢は、第①項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第37条（年齢または性別の誤りの処理）

- ① 契約の申込書（電磁的方法により表示された申込画面を含みます。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲内であった場合	会社は、実際の年齢に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。 ただし、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。
(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外であった場合	会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合で、最低年齢に達した日にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社は、保険料を改め、その差額を精算します。この場合、保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。

- ② 契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときには、会社は、実際の性別に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。ただし、保険金の支払事由の発生前にこ

の手續をしなかったときは、超過額がある場合には保険金とともに支払い、不足額がある場合には保険金から控除します。

13. 契約者配当金

第38条（契約者配当金）

この保険には、契約者配当金はありません。

14. 保険の種類の転換

第39条（保険の種類の転換）

この契約が2年以上継続した場合で、かつ、会社の定める条件を満たしたときには、契約者は、この契約を他の種類に転換することができます。

15. その他

第40条（時効）

保険金、払いもどし金または保険料払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日からその日を含めて3年間請求がないときには、消滅します。

第41条（管轄裁判所）

- ① この契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険金受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
- ② この契約における保険料払込免除の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または契約者の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

第42条（高額割引保険料率の適用に関する取扱）

被保険者が死亡した場合に支払われる保険金額が変更されたときは、この契約の保険料率に変更される場合があります。

第43条（団体を契約者とする場合の保険金請求手続の特別取扱）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下本条において「団体」といいます。）を契約者および保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする契約の場合、契約者である団体がその契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、受取人である団体からの保険金の請求の際、第6条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）の規定によるところのほか、第(1)号または第(2)号の書類を提出してください。この場合、死亡退職金等の受給者については、契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類もあわせて提出してください。なお、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

16. 契約者貸付特則

第44条（契約者貸付特則）

- ① 契約者は、次の各号の要件を満たす場合には、必要書類（別表4）を提出して、会社の定

める貸付方法に基づき、解約返戻金額の70%の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、すでに本条による貸付金があるときは、その貸付金の元利合計額を差し引いた残額の範囲内とします。

- (1) 保険期間が20年超であること
 - (2) 残存保険期間が10年以上であること
- ② 契約者は、いつでも本条の貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、次の各号の場合には、会社は、支払金から本条の貸付元利金を差し引きます。
- (1) 保険金額を減額したとき
 - (2) 保険金が支払われるとき
 - (3) 第(2)号以外の事由によって契約が消滅したとき
- ③ 本条による貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるときには、会社は、契約者に事前に通知します。この場合、契約者は、会社の指定する払込期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
- ④ 第③項の払込がない場合、契約は、本条による貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えた時に効力を失います。
- ⑤ 第④項の規定によって効力を失った契約を復活するときは、契約の復活（第15条）の規定に定める延滞保険料とあわせて会社所定の金額を払い込んでください。

17. 付 則

第45条（付 則）

契約の更新（第16条）の規定によって、契約が更新された場合、更新後の契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。

（2024年4月改定）

別表 1

対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表 1 によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち表 2 に定めるものをいいます（ただし、表 2 の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表 2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注 1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥＜吸引＞ 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露 ^{ばくろ} （X30～X39）	・自然の過度の高温への曝露 ^{ばくろ} （X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 ^{ばくろ} （X40～X49）（注2）（注3）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・無重力環境への長期滞在（X52）
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 ^{ばくろ} （X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露^{ばくろ}」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表 2

対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

別表 3

対象となる障害状態

1. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1 手の 5 手指を失ったかまたは 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの
6. 10 手指の用を全く永久に失ったもの
7. 10 足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考（別表 2、別表 3）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (ア) 語音構成機能障害で、口唇音^{こうしん}、歯舌音^{しぜつ}、口蓋音^{こうがい}、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (イ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (ウ) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節^{きょうかんせつ}、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節^{またかんせつ}、ひざ関節および足関節^{あしかんせつ}）の完全強直で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直^{きょうちよく}で、その回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱^{せきちゅう}の障害

- (1) 「脊柱^{せきちゅう}の著しい奇形^{けいけい}」とは、脊柱^{せきちゅう}の奇形が通常^{きょうじょう}の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱^{せきちゅう}の著しい運動障害^{きょうちよく}」とは、頸椎^{けいつい}における完全強直^{きょうちよく}の場合、または胸椎^{きょうつい}以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

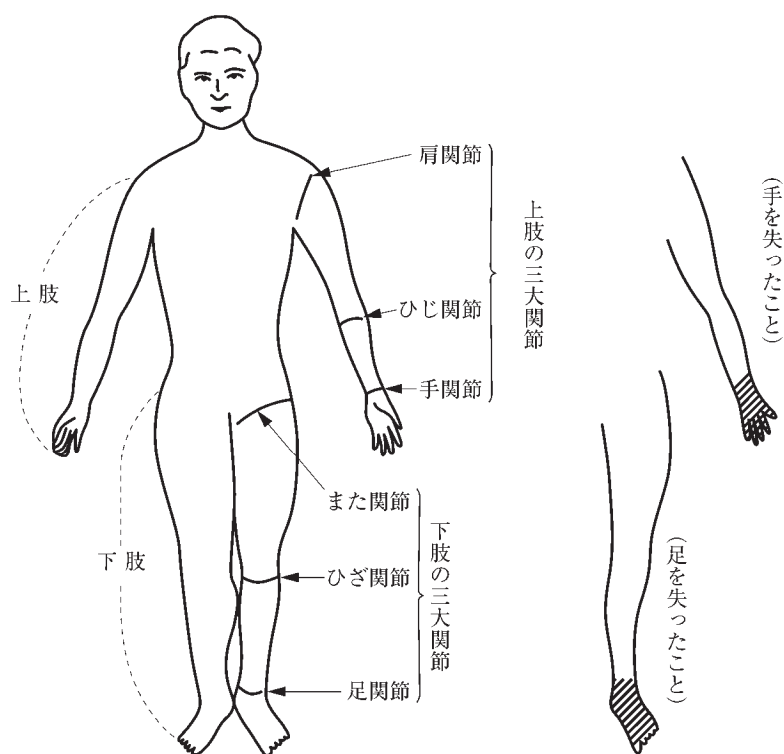
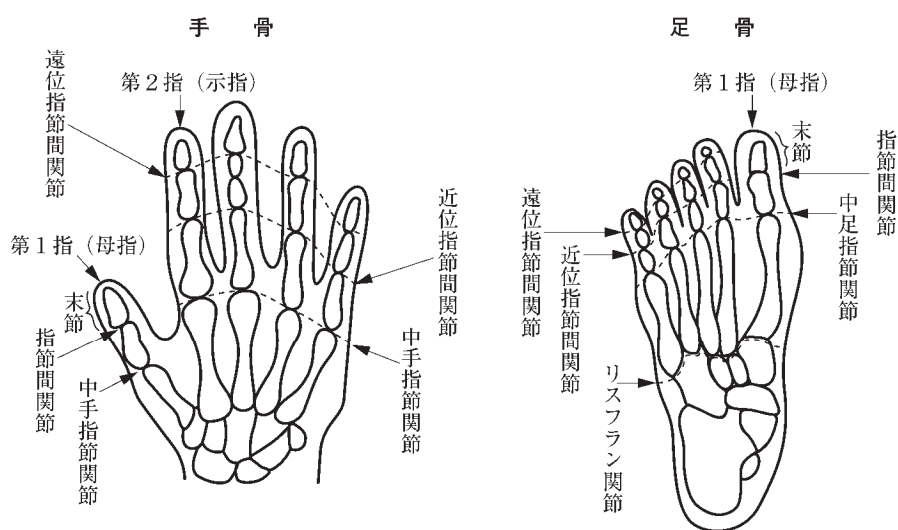
7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指^{しせつかん}）においては指節間関節^{しせつかん}、その他の手指においては近位指節間関節^{きんいしせつかん}以上で失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指^{しせつかん}の中手指節間関節^{ちゅうしせつかん}もしくは近位指節間関節^{きんいしせつかん}（第1指（母指^{しせつかん}）においては指節間関節^{しせつかん}）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表 4

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	死亡保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (5) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	保険金支払方法の選択 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	保険料払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
5	契約の復活 (第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者に関する会社所定の診断書および告知書
6	解 約 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
7	保険金受取人による 契約の存続 (第24条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 介入権者が契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (3) 介入権者の戸籍抄本 (4) 介入権者の印鑑証明書 (5) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
8	払いもどし金 (第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

項 目		必 要 書 類
9	増 額 (第26条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者に関する会社所定の診断書および告知書 (3) 契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
10	減 額 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
11	会社への通知による 保険金受取人の変更 (第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
12	遺言による 保険金受取人の変更 (第32条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言が検認を受けたことを証する書類 (4) 法定相続人であることを証する書類 (5) 法定相続人の印鑑証明書 (6) 保険証券
13	契約者の変更 (第33条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
14	契約者に対する貸付 (第44条)	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

[illegible]

介護サポート年金特約017目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 年金の種類および年金支払期間

第2条 年金の種類および年金支払期間

3. この特約の給付および請求手続

第3条 介護サポート年金の支払

第4条 高度障害サポート年金の支払

第5条 死亡給付金の支払

第6条 年金等の支払方法の選択

第7条 年金の受取人によるこの特約上の権利および義務の承継

第8条 年金の前払

第9条 年金の継続支払

第10条 年金等の請求手続、支払の期限および支払の場所

第11条 特約保険料の払込免除

4. この特約の取扱

第12条 特約の締結および責任開始時

第13条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込

第14条 未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし

第15条 特約の失効

第16条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱

第17条 特約の復活

第18条 年金支払期間の変更

第19条 特約の解約

第20条 特約年金月額額の減額

第21条 保険期間または保険料払込期間の変更

第22条 年金等の受取人の変更

第23条 年金を受け取るべき者が複数の場合の取扱

第24条 特約の消滅

第25条 告知義務

第26条 告知義務違反による解除

第27条 特約を解除できない場合

第28条 重大事由による解除

第29条 主約款に定める保険金受取人による契約の存続に関する特則

第30条 特約の払いもどし金

第31条 特約の契約者配当金

第32条 管轄裁判所

第33条 主約款の規定の準用

第34条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第35条 年金の支払事由が生じた場合の契約者に対する貸付金の取扱

第36条 この特約が付加された無配当定期保険に年金払移行特約を付加する場合の特則

別表1 公的介護保険制度

別表2 要介護2以上

別表3 要介護状態

別表4 請求書類

介護サポート年金特約017

(この特約の主な内容)

この特約は、次の年金等を支払うことを主な内容とするものです。

名称	給付の内容
(1) 介護サポート年金	会社は、被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態または所定の要介護状態になったときに介護サポート年金を支払います。
(2) 高度障害サポート年金	会社は、被保険者が所定の高度障害状態になったときに高度障害サポート年金を支払います。
(3) 死亡給付金	会社は、被保険者が死亡したときに死亡給付金を支払います。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 年金	介護サポート年金または高度障害サポート年金のことをいいます。
(7) 年金等	年金または死亡給付金のことをいいます。
(8) 年金支払日	年金を支払う日のことをいいます。
(9) 未払年金	年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない年金のことをいいます。
(10) 未払年金の現価	未払年金の全部について、会社の定める方法により計算したその現価のことをいいます。
(11) 特約年金月額	年金を支払う場合の基準となる金額として、特約の締結の際、会社の定める金額の範囲内で契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
(12) 換算保障額	年金を支払うための原資となる金額をいいます。

2. 年金の種類および年金支払期間

第2条（年金の種類および年金支払期間）

この特約の介護サポート年金および高度障害サポート年金の年金の種類は確定年金とし、年金支払期間は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で契約者の申出によって定めま

3. この特約の給付および請求手続

第3条（介護サポート年金の支払）

- ① 会社は、この特約の介護サポート年金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支 払 事 由 (介護サポート年金を支払う場合)	支払 金額	受 取 人	免 責 事 由 (支払事由に該当しても介護サポ ート年金を支払わない場合)
介護サ ポート 年金	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に、次の(ア)または(イ)のいずれかの事由に該当したとき (ア) 公的介護保険制度* による要介護認定を受け、要介護2以上* に該当していると認定されたこと (イ) 次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。） (a) 要介護状態* に該当したこと (b) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が180日継続したこと	特 約 年 金 月 額	介* 護 サ ポ ー ト 年 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって介護サポート年金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 介護サポート年金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の薬物依存* (カ) 戦争その他の変乱

* 公的介護保険制度 別表1に定める公的介護保険制度をいいます。

* 要 介 護 2 以 上 別表2に定める状態をいいます。

* 要 介 護 状 態 別表3に定める状態をいいます。

* 介 護 サ ポ ー ト 第④項に定める受取人をいいます。

* 年 金 受 取 人

* 薬 物 依 存

平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- ② 被保険者が第①項(ア)の事由に該当した場合、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日に支払事由に該当したものとして、本条の規定を適用します。この場合、この特約の保険期間満了後に要介護認定されたことにより被保険者が第①項(ア)の事由に該当することとなるを含みます。
- ③ この特約の介護サポート年金の年金支払日は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 第1回年金支払日
支払事由に該当した日
 - (2) 第2回目以後の年金支払日
年金支払期間中における第1回年金支払日の毎月の応当日（応当日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）
- ④ 介護サポート年金受取人は、主契約の高度障害保険金受取人とします。
- ⑤ 主契約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の介護サポート年金の受取割合は、主契約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑥ この特約の介護サポート年金が支払われる場合で、この特約の第1回目の介護サポート年

金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の介護サポート年金を支払わず、この特約の死亡給付金を死亡給付金の受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡給付金の免責事由のいずれかによって死亡したときを除きます。

- ⑦ この特約の第1回目の高度障害サポート年金の請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、この特約の介護サポート年金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑧ この特約の第1回目の介護サポート年金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）は、被保険者が介護サポート年金の支払事由に該当した時以後、被保険者が新たに介護サポート年金の支払事由に該当しても、会社は、介護サポート年金を、重複して支払いません。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に第①項(ア)または(イ)の状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けなかった場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑩ この特約の保険期間満了の日からその日を含めて 180日の間に、第①項(イ)の(b)の条件を満たした場合には、この特約の保険期間満了の日に条件を満たしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑪ 被保険者が戦争その他の変乱によって介護サポート年金の支払事由に該当した場合でも、その事由によって介護サポート年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の介護サポート年金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑫ 介護サポート年金の受取人が介護サポート年金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したときは、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 未払年金の現価を、介護サポート年金の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
 - (2) 未払年金の現価を支払ったときは、その死亡時にこの特約は消滅したものとします。

第4条（高度障害サポート年金の支払）

- ① 会社は、この特約の高度障害サポート年金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支 払 事 由 (高度障害サポート年金を支払う場合)	支払 金額	受 取 人	免 責 事 由 (支払事由に該当しても高度障害 サポート年金を支払わない場合)
高度 障害 サポ ート 年金	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態*になったとき	特 約 年 金 月 額	主 契 約 の 高 度 障 害 保 険 金 受 取 人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意 (イ) 被保険者の故意または自殺行為 (ウ) 主契約の高度障害保険金受取人の故意 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 戦争その他の変乱

* 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。

- ② この特約の高度障害サポート年金の年金支払日は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 第1回年金支払日
支払事由に該当した日
 - (2) 第2回目以後の年金支払日
年金支払期間中における第1回年金支払日の毎月の応当日（応当日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）
- ③ 第①項の高度障害サポート年金の支払事由には、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ④ 主契約の高度障害保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の高度障害サポート年金の受取割合は、主契約の高度障害保険金の受取割合と同じとします。
- ⑤ この特約の高度障害サポート年金が支払われる場合で、この特約の第1回目の高度障害サポート年金の請求前に被保険者が死亡したときには、会社は、この特約の高度障害サポート年金を支払わず、この特約の死亡給付金を死亡給付金の受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡給付金の免責事由のいずれかによって死亡したときを除きます。
- ⑥ この特約の第1回目の介護サポート年金の請求を受け、これを受取人に支払うときには、会社は、この特約の高度障害サポート年金の請求を受けても、これを支払いません。
- ⑦ この特約の第1回目の高度障害サポート年金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）は、被保険者が高度障害サポート年金の支払事由に該当した時以後、被保険者が新たに高度障害サポート年金の支払事由に該当しても、会社は、高度障害サポート年金を、重複して支払いません。
- ⑧ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定

を適用します。

- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑨ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、高度障害サポート年金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑩ 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害状態になった場合でも、その事由によって高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の高度障害サポート年金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑪ 高度障害サポート年金の受取人が高度障害サポート年金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したときは、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 未払年金の現価を、高度障害サポート年金の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
 - (2) 未払年金の現価を支払ったときは、その死亡時にこの特約は消滅したものとします。

第5条（死亡給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の死亡給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支 払 事 由 (死亡給付金を支払う場合)	支 払 金 額	受 取 人	免 責 事 由 (支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合)
死 亡 給 付 金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	被保険者が死亡した日におけるこの特約の責任準備金額。ただし、第30条（特約の払いもどし金）第①項第(1)号に定める金額を下回る場合は第30条（特約の払いもどし金）第①項第(1)号に定める金額とします。	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱

- ② 次の各号に定めるときには、第①項の規定にかかわらず、死亡給付金の支払金額をそれぞれに定めるとおりとします。

項目	支払金額
(1) 第3条（介護サポート年金の支払）第⑥項の規定により死亡給付金を支払うとき	介護サポート年金の支払事由が生じた時の介護サポート年金の未払年金の現価相当額

項目	支払金額
(2) 第4条（高度障害サポート年金の支払）第⑤項の規定により死亡給付金を支払うとき	高度障害サポート年金の支払事由が生じた時の高度障害サポート年金の未払年金の現価相当額

- ③ この特約の第1回目の年金の請求を受け、これを年金の受取人に支払うときには、会社は、この特約の死亡給付金の請求を受けても、これを支払いません。
- ④ 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合、この特約の死亡給付金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ⑤ この特約の死亡給付金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第30条（特約の払いもどし金）第①項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑥ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第6条（年金等の支払方法の選択）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、この特約の死亡給付金の一時支払に代えてすえ置き支払を選択することができます。ただし、死亡給付金の支払事由発生後は、死亡給付金の受取人がその支払方法を選択することができます。
- ② すえ置き支払する金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、第①項の支払方法の選択を取り扱いません。
- ③ 年金のすえ置き支払は取り扱いません。

第7条（年金の受取人によるこの特約上の権利および義務の承継）

年金の受取人は、年金の支払事由が生じ、年金が支払われることとなったときには、第1回年金支払日に、契約者のこの特約上の権利および義務のすべてを承継します。

第8条（年金の前払）

- ① 年金の受取人は、第1回年金支払日以後いつでも、未払年金の現価の前払を請求することができます。なお、第③項に定める定期的な前払によって既に支払われた年金については、本項の前払の対象となりません。
- ② 第①項に定める未払年金の現価の前払が行われたときは、この特約は消滅します。
- ③ 年金の受取人は、年金が支払われることとなったときには、第1回目の年金の請求の際、会社の定める範囲内で、未払年金について、会社の定める方法により計算したその現価の定期的な前払を行う方法を選択することができます。
- ④ 第③項に定める定期的な前払を行う方法を選択した場合、第1回年金支払日の毎月の応当日に支払う方法への変更は取り扱いません。

第9条（年金の継続支払）

- ① 年金の受取人が死亡したことにより未払年金の現価が支払われることになるときには、年金の受取人の死亡時の法定相続人は必要書類（別表4）を提出して、その支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。
- ② 第①項の場合、会社は、残存年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間が満了した時にこの特約は消滅します。ただし、第8条（年金の前払）第①項および第②項に定める未払年金の現価の前払の請求があったときは、前払が行われた時にこの特

約は消滅します。

第10条（年金等の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金の受取人は、この特約の年金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、年金を請求してください。
- ② 第①項の請求を受け、年金を支払ったときには、会社は、年金の受取人に年金証書を交付します。
- ③ 年金の受取人は、第①項に定める場合のほか、次の各号の場合には、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、年金を請求してください。
 - (1) 第2回目以降の年金支払日または定期的な前払を行う日が到来したとき
 - (2) 年金の前払（第8条）を選択するとき
- ④ 死亡給付金の受取人は、この特約の死亡給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、死亡給付金を請求してください。
- ⑤ 年金等の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第11条（特約保険料の払込免除）

会社は、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

4. この特約の取扱

第12条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。

第13条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
- ② 契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 年金の支払事由が生じ、年金が支払われることとなったときには、契約者は、支払事由発生後のこの特約の保険料の払込を必要としません。
- ④ 第2回以後の保険料がその払込期月に含まれる契約応当日の前日までに払い込まれた場合で、その日までに年金の支払事由が生じ年金が支払われることとなったときは、その払い込まれた保険料のうちこの特約の保険料を年金の受取人に払いもどします。

第14条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）

年金の支払事由が生じたときには、第1回年金支払日にこの特約が消滅したものとみなして、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定を準用します。

第15条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第16条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- ① 第1回保険料が払い込まれない場合で、責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日までの間または猶予期間中に年金の支払事由が生じたときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約および主契約に付加されている他の特約の保険金等の支払金（以下、本条において「保険金等支払金」といいます。）の額が未払込保険料の額以上のとき	未払込保険料を保険金等支払金から差し引きます。
(2) 第(1)号に該当せず、保険金等支払金の額およびこの特約の特約年金月額額の合計額が未払込保険料の額以上のとき	未払込保険料を次に定める支払金から順に差し引きます。 (ア) 保険金等支払金 (イ) この特約の第1回目の年金
(3) 第(1)号および第(2)号のいずれにも該当せず、保険金等支払金の額およびこの特約の支払事由発生日の換算保障額の合計額が未払込保険料の額以上のとき	(ア) 未払込保険料を次に定める支払金から順に差し引きます。この場合、会社の定める方法により特約年金月額を改めます。 (a) 保険金等支払金 (b) この特約の支払事由発生日の換算保障額 (イ) 変更後の特約年金月額が会社の定める金額未滿となるときは、年金の支払を行わず、変更後の特約年金月額に応じて計算された換算保障額を年金の受取人に支払い、この特約は消滅します。
(4) 第(1)号、第(2)号および第(3)号のいずれにも該当しないとき	猶予期間の満了日までに未払込保険料が払い込まれないときは、保険金等支払金および年金を支払いません。

- ② 第2回以後の保険料が払い込まれない場合で、その払込期月に含まれる契約応当日以後その月の末日までの間または猶予期間中に年金の支払事由が生じたときには、会社は、第①項各号に定めるとおり取り扱います。
- ③ 第1回保険料が払い込まれない場合で、責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日までの間または猶予期間中にこの特約の死亡給付金の支払事由が生じたときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険金等支払金の額およびこの特約の死亡給付金の額（第5条（死亡給付金の支払）第①項の支払金額の規定にかかわらず被保険者が死亡した日におけるこの特約の責任準備金額とします。以下、第(2)号において同じとします。）の合計額が未払込保険料の額以上のとき	(ア) 未払込保険料を次に定める支払金から順に差し引きます。 (a) 保険金等支払金 (b) この特約の死亡給付金 (イ) 前(ア)の規定による差し引き後の金額は、保険料を払い込んだ年月数（主約款の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額に対応する期間については、保険料を払い込んだ年月数に含めません。）によって計算した主契約およびこの特約の責任準備金額を下回らないものとします。

項目	内容
(2) 保険金等支払金の額およびこの特約の死亡給付金の額の合計額が未払込保険料の額未満のとき	保険金等支払金およびこの特約の死亡給付金を支払いません。

- ④ 第2回以後の保険料が払い込まれない場合で、その払込期月に含まれる契約応当日以後その払込期月の末日までの間または猶予期間中にこの特約の死亡給付金の支払事由が生じたときには、会社は、第③項各号に定めるとおり取り扱います。

第17条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第18条（年金支払期間の変更）

- ① 契約者は、年金の支払事由発生前に限り、必要書類（別表4）を提出して、この特約の年金支払期間を会社の定める範囲内で変更することができます。この場合、会社の定める方法により特約年金月額を改めます。ただし、年金支払期間変更後の特約年金月額が会社の定める金額未満のときには、会社は、年金支払期間の変更を取り扱いません。
- ② 年金の受取人は、必要書類（別表4）を提出して、第1回目の年金の請求の際、この特約の年金支払期間を会社の定める範囲内で変更することができます。この場合、会社の定める方法により特約年金月額を改めます。ただし、年金支払期間変更後の特約年金月額が会社の定める金額未満のときには、会社は、年金支払期間の変更を取り扱いません。

第19条（特約の解約）

契約者は、年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。

第20条（特約年金月額の減額）

- ① 契約者は、年金の支払事由発生前に限り、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、この特約の特約年金月額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約年金月額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② この特約の特約年金月額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条（保険期間または保険料払込期間の変更）

この特約の保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第22条（年金等の受取人の変更）

- ① この特約の介護サポート年金受取人は第3条（介護サポート年金の支払）第④項に定める者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の高度障害サポート年金の受取人は主契約の高度障害保険金受取人とし、主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ③ この特約の死亡給付金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。

第23条（年金を受け取るべき者が複数の場合の取扱）

- ① 年金を受け取るべき者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金を受け取るべき者を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が年金を受け取るべき者の1人に対してした行為は、

他の者に対しても効力を生じます。

- (1) 第①項の代表者が定まらないとき
- (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき
- ③ 年金を受け取るべき者が2人以上いるときは、それぞれの年金を受け取るべき者について、年金の前払（第8条）に関して、個別の適用は行いません。

第24条（特約の消滅）

年金の支払事由発生前に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が他の保険種類に転換されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第25条（告知義務）

契約者および被保険者は、この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第26条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) 年金等の支払事由
 - (2) 保険料払込免除の事由
- ③ 第②項の場合、会社は、年金等を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しませんが、もし、すでに年金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、年金等の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、年金等の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、その年金等を支払いまたはこの特約の保険料（会社がこの特約を解除する時まで払込期月に含まれる契約応当日の到来しているこの特約の保険料に限り）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、年金等の受取人または被保険者に通知します。

第27条（特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第26条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定め

る保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。

- (ア) 契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (イ) 契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
- (ウ) 契約者または被保険者に対し、第25条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかの事由が生じていたとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、年金等の支払または保険料の払込免除がされない場合を含みます。）には、会社は、この特約を解除することができます。
- (ア) 年金等の支払事由
- (イ) 保険料払込免除の事由

第28条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 契約者または主契約の死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 契約者、被保険者、介護サポート年金受取人または主契約の高度障害保険金受取人が、この特約の年金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の年金等または保険料払込免除の請求に関し、年金等の受取人（保険料払込免除の場合は契約者）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 契約者、被保険者または年金等の受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または保険金の受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは年金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または年金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) 年金等の支払事由
 - (2) 保険料払込免除の事由
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について年金等を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその年金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- (2) 第①項第(4)号のみに該当した場合で、第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当したのが年金等の受取人のみであり、その年金等の受取人が年金等の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、次の(ア)から(ウ)に定めるとおり取り扱います。
 - (ア) 年金の支払事由発生時以後にこの特約を解除する場合、この特約のうち、第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当した年金の受取人の受取割合に応じて、その年金の受取人が年金を受け取るべき部分を解除します。
 - (イ) 第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当した年金の受取人が受け取るべき金額を支払いません。この場合、支払わない部分の解約返戻金を第30条（特約の払いもどし金）第①項の規定により契約者に支払います。もし、すでに第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当した年金の受取人に年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (ウ) 第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた死亡給付金の支払事由について、第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当した死亡給付金の受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の死亡給付金の受取人に支払います。この場合、死亡給付金を支払わない部分については解約返戻金を第30条（特約の払いもどし金）第①項の規定により契約者に支払います。もし、すでに第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当した死亡給付金の受取人に死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者（年金の支払事由発生時以後にこの特約を解除するときは年金の受取人。以下、本項において同じとします。）に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、年金等の受取人または被保険者に通知します。

第29条（主約款に定める保険金受取人による契約の存続に関する特則）

主約款に定める保険金受取人による契約の存続の規定を準用するにあたっては、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 債権者等による解約の通知が会社に着いた日以後、その解約の効力が生じるまでまたは生じなくなるまでに年金の支払事由が生じたときには、この特約は、第1回年金支払日に消滅するものとします。
- (2) 第(1)号の場合、会社の支払うべき金額は、支払事由発生日の換算保障額を用いて計算します。

第30条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が免責事由に該当し、この特約が消滅したとき (第5条)	保険料払込中の特約 ……保険料を払い込んだ年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の責任準備金額	契 約 者
(2) 主契約が失効し、この特約が失効したとき (第15条)	保険料払込中の特約 ……保険料を払い込んだ年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の解約返戻金額	
(3) この特約が解約されたとき (第19条)		
(4) この特約の特約年金月額が減額されたとき (第20条)		
(5) 主契約が解約または解除により消滅し、この特約が消滅したとき (第24条)		
(6) この特約が解除されたとき (第26条)		
(7) 支払事由発生時以前に生じた事由により、この特約が解除されたとき (第28条)	(7) 支払事由発生時前にこの特約が解除されたとき (a) 保険料払込中の特約 ……保険料を払い込んだ年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額 (b) 保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の解約返戻金額	契 約 者
	(7) 支払事由発生時以後にこの特約が解除されたとき (a) 支払事由発生時において保険料払込中の特約 ……支払事由発生時における保険料を払い込んだ年月数* によって計算したこの特約の解約返戻金額 (b) 支払事由発生時において保険料払込済の特約 ……支払事由発生時における特約の経過した年月数によって計算したこの特約の解約返戻金額	

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(8) 年金の支払事由発生時後に生じた事由により、この特約が解除されたとき (第28条)	未払年金の現価相当額。ただし、第8条（年金の前払）第③項に定める定期的な前払によって既に支払われた年金は未払年金に含めません。	これらの特約金をの受取人
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保険料を払い込んだ年月数 主約款および第14条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額に対応する期間については、保険料を払い込んだ年月数に含めません。

- ② この特約の解約返戻金額は、主契約について契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約返戻金額に合算します。
- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表4）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第31条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第32条（管轄裁判所）

この特約における年金等または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第33条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第34条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- ① 会社は、この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。
- ② 本条の変更を行うときには、会社は、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により支払事由を変更する場合には、会社は、支払事由の変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
- ④ 本条の規定により支払事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときには、この特約は、支払事由の変更日から将来に向かって解約されたものとします。

第35条（年金の支払事由が生じた場合の契約者に対する貸付金の取扱）

年金の支払事由発生時において契約者に対する貸付金がある場合には、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱い、貸付元利金の全部または一部の返済に充当します。

項目	内容
(1) 主契約および主契約に付加されている他の特約の保険金等の支払金（以下、本条において「保険金等支払金」といいます。）の額が貸付金の元利合計額以上のとき	貸付元利金を保険金等支払金から差し引きます。
(2) 第(1)号に該当せず、保険金等支払金の額およびこの特約の特約年金額の合計額が貸付金の元利合計額以上のとき	貸付元利金を次に定める支払金から順に差し引きます。 (ア) 保険金等支払金 (イ) この特約の第1回目の年金
(3) 第(1)号および第(2)号のいずれにも該当せず、保険金等支払金の額およびこの特約の支払事由発生日の換算保障額の合計額が貸付金の元利合計額以上のとき	(ア) 貸付元利金を次に定める支払金から順に差し引きます。この場合、会社の定める方法により特約年金額を改めます。 (a) 保険金等支払金 (b) この特約の支払事由発生日の換算保障額 (イ) 変更後の特約年金額が会社の定める金額未満となるときは、年金の支払を行わず、変更後の特約年金額に応じて計算された換算保障額を年金の受取人に支払い、この特約は消滅します。
(4) 第(1)号、第(2)号および第(3)号のいずれにも該当しないとき	貸付元利金を次に定める支払金から順に差し引き、差し引きできない金額を一部返済後の貸付金の元利合計額とします。この場合、この特約は消滅します。 (ア) 保険金等支払金 (イ) 支払事由発生日の換算保障額

第36条（この特約が付加された無配当定期保険に年金払移行特約を付加する場合の特則）

- ① この特約を付加している主契約に年金払移行特約が付加されることにより主契約の全部が年金払に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間の満了日前に年金払移行特約の年金開始日が到来するときは、この特約は、その年金開始日の前日に消滅するものとします。ただし、この特約の年金の年金支払期間中を除きます。
 - (2) 第(1)号の場合、この特約の解約返戻金を年金払移行部分（年金払移行特約に定める年金払移行部分をいいます。以下、本条において同じとします。）の基本年金額の計算に算入します。ただし、あらかじめ契約者からその全部または一部を算入しない旨の申出があった場合は、その申出があった部分は算入せず、契約者に払いもどします。
 - (3) この特約について前納された保険料の残額（保険料前納期間が年金開始日の前日に満了する場合の残額を含みます。）があるときは、その残額を年金払移行部分の基本年金額の計算に算入します。ただし、あらかじめ契約者からその全部または一部を算入しない旨の申出があった場合は、その申出があった部分は算入せず、契約者に払いもどします。
- ② 第①項の規定にかかわらず、この特約を解約したまたは会社の定める範囲内で特約年金額

を減額して年金払移行特約を付加することにより、この特約の全部または一部が年金払に移行した場合は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) この特約の年金払移行部分は、年金払移行特約の年金開始日の前日に消滅するものとします。
- (2) 第(1)号の場合、この特約の解約返戻金を年金払移行部分の基本年金額の計算に算入します。ただし、あらかじめ契約者からその一部を算入しない旨の申出があった場合は、その申出があった部分は算入せず、契約者に払いもどします。
- (3) この特約について前納された保険料の残額（保険料前納期間が年金開始日の前日に満了する場合の残額を含みます。）があるときは、その残額を年金払移行部分の基本年金額の計算に算入します。ただし、あらかじめ契約者からその全部または一部を算入しない旨の申出があった場合は、その申出があった部分は算入せず、契約者に払いもどします。

(2025年8月改定)

別表 1

公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

別表 2

要介護 2 以上

「要介護 2 以上」とは、平成11年 4 月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護 2 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

別表 3

要介護状態

要 介 護 状 態	次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表の a に該当し、かつ、下表の b～e のうち 2 項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-----------------------	--

- | | |
|---|--------------------------|
| a | ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 |
| b | 衣服の着脱が自分ではできない。 |
| c | 入浴が自分ではできない。 |
| d | 食物の摂取が自分ではできない。 |
| e | 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 |

備考（別表 3）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ア) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック<Pick>病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F 02. 1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F 02. 2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中の ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）中の ・限局性脳萎縮症（ただし、前頭側頭型認知症（F T D）に限ります。） ・神経系のその他の明示された変性疾患（ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31. 0 G 31. 8

平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(イ) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いですが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いですが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 他人の介護を要する状態（「要介護状態」(2)）

「要介護状態」(2)に定める「他人の介護を要する状態」とは、^{きしつせい}器質性認知症による徘徊・過食・異食行動・暴力行為等があり、その程度が著しく、常に他人の見守りを必要とする状態をいいます。

別表 4

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	介護サポート年金 (第3条)	I. 第1回目の介護サポート年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書類 (公的介護保険制度による要介護認定を受けた場合に限り ます。) (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は 戸籍抄本） (5) 介護サポート年金受取人の戸籍抄本 (6) 介護サポート年金受取人の印鑑証明書 (7) 保険証券
		II. 第2回目以降の介護サポート年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は 戸籍抄本） (3) 介護サポート年金受取人の戸籍抄本 (4) 介護サポート年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
2	高度障害サポート年金 (第4条)	I. 第1回目の高度障害サポート年金 会社所定の請求書
		II. 第2回目以降の高度障害サポート年金 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は 戸籍抄本） (3) 高度障害サポート年金の受取人の戸籍抄本 (4) 高度障害サポート年金の受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	死亡給付金 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（第5条第②項各号の 規定により支払金額が変更される場合に限ります。） (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書類 (公的介護保険制度による要介護認定を受けた場合で、第5 条第②項第(1)号の規定により支払金額が変更されるときに限 ります。)
4	死亡給付金の支払方法の 選択 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券

項 目		必 要 書 類
5	年金の前払 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金の受取人の戸籍抄本 (3) 年金の受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券または年金証書
6	年金の継続支払 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金の受取人の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金の受取人の死亡時の法定相続人の戸籍抄本 (4) 年金の受取人の死亡時の法定相続人の印鑑証明書 (5) 年金証書
7	年金支払期間の 変更 (第18条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金の支払事由発生の際は、年金の受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	特約の解約 (第19条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	特約年金月額額の減額 (第20条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
10	特約の払いもどし金 (第30条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金等の受取人が受取人のときは、年金等の受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

災害割増特約2007目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 保険金の支払

第3条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所

第4条 特約保険料の払込免除

3. この特約の取扱

第5条 特約の締結および責任開始時

第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込

第7条 特約の失効

第8条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱

第9条 特約保険料の自動貸付

第10条 特約の復活

第11条 特約の更新

第12条 特約の解約

第13条 特約保険金額の減額

第14条 保険期間または保険料払込期間の変更

第15条 保険金の受取人の変更

第16条 特約の復旧

第17条 特約の消滅

第18条 告知義務

第19条 告知義務違反による解除

第20条 特約を解除できない場合

第21条 重大事由による解除

第22条 特約の払いもどし金

第23条 特約の契約者配当金

第24条 管轄裁判所

第25条 主約款の規定の準用

第26条 無配当定期保険に付加する場合の特則

別表1 対象となる感染症

別表2 請求書類

災害割増特約2007

(この特約の主な内容)

- ① この特約は、被保険者が不慮の事故等により死亡または高度障害状態になった場合に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。
- ② この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合、この特約の払いもどし金はありません。
- ③ この特約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合、主契約の支払事由または免責事由に該当したときを除き、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義	
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。	
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。	
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。	
(4) 責任開始時	特約の締結、復活または復旧にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または復旧が行われた場合は、次の(ア)または(イ)に定める時とします。	
	項目	内容
	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時
	(イ) 復旧が行われたとき	最終の復旧の際の責任開始時
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。	
(6) 保険金	災害死亡保険金または災害高度障害保険金のことをいいます。	
(7) 保険金の受取人	主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人のことをいいます。	

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金の支払）

- ① 会社は、この特約の災害死亡保険金および災害高度障害保険金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (災害死亡保険金、災害高度障害保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (災害死亡保険金、災害高度障害保険金を支払わない場合)
(1) 災害死亡保険金	被保険者が次のいずれかに該当したとき (ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき (イ) この特約の責任開始時以後に発病した感染症* を直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱
(2) 災害高度障害保険金	被保険者が次のいずれかに該当したとき (ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、かつ、この特約の保険期間中に高度障害状態* になったとき (イ) この特約の責任開始時以後に発病した感染症* を直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になったとき		主契約の高度障害保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 主契約の高度障害保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

- * 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * 感染症 別表1に規定する疾病をいいます。
- * 高度障害状態 主約款の別表2に定める身体障害の状態をいいます。

- ② 第①項の災害高度障害保険金の支払事由には、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になったときを含みます。
- ③ 被保険者が、責任開始時に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症を直接の原因として責任開始時以後に死亡したまたは高度障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその感染症を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその感染症に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその感染症に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその感染症について、被保険者が責任開始時に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその感染症による症状について、契約者または被保険者が責任開始時に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 主契約の死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人が2人以上いる場合のこの特約の災害死亡保険金または災害高度障害保険金の受取割合は、主契約のそれぞれの保険金の受取割合と同じとします。
- ⑤ この特約の災害死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失によって被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第22条（特約の払いもどし金）第②項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑥ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害状態になった場合でも、それらの事由によって死亡したまたは高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑦ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、主約款の別表2に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、災害高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときには、会社は、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑧ この特約の災害高度障害保険金が支払われたとき（その一部が支払われたときを含みます。）には、この特約は、被保険者が高度障害状態になった時にさかのぼって消滅します。

第3条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、この特約の保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第4条（特約保険料の払込免除）

会社は、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

3. この特約の取扱

第5条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
- ② 契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なるときは、第②項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料（以下本項において「払込期間経過後保険料」といいます。）の払込については、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 契約者は、払込期間経過後保険料を、主契約の保険料払込期間中に年払により一括して前納してください。この場合、主約款の前納に関する規定を準用します。
 - (2) 第(1)号の場合、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日からその日を含めて2か月間を猶予期間とし、猶予期間中に一括前納保険料の払込がなかったときには、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (3) 第(1)号の規定にかかわらず、契約者は、払込期間経過後保険料を、年払で払い込むことができます。この場合、主約款の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、猶予期間中に保険料の払込がなかったときには、この特約は、その年払保険料の払込期月に含まれる契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) 払込期間経過後保険料の払込については、保険料の自動貸付の取扱は行いません。
- ④ 第2回以後の保険料がその払込期月に含まれる契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときには、会社は、その払い込まれた保険料（前納された保険料があるときは、その残額を含みます。）を契約者に払いもどします。ただし、主契約の保険金を支払うときは、その保険金の受取人に払いもどします。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第8条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

次の各号に掲げる保険料が払い込まれない場合で、それぞれに定める期間または猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、会社は、保険金を支払いません。

- (1) 第1回保険料
責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日まで
- (2) 第2回以後の保険料
第2回以後の保険料の払込期月に含まれる契約応当日以後その月の末日まで

第9条（特約保険料の自動貸付）

主約款の保険料の自動貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。

第10条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第11条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えないこと
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が、主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
- ② 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の特約保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款およびこの特約条項の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 保険金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
- ⑨ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑩ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第12条（特約の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。

第13条（特約保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、将来に向かって、この特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約の保険金額が減額されたときには、この特約の特約保険金額は、会社の定める方法によって減額されます。この場合、主契約に次の各号に掲げる特約が付加されているときは、その特約保険金額を加えたものを主契約の保険金額とみなします。
 - (1) 養老保険買増特約

- (2) 定期保険特約
- (3) 新・生存給付金付定期保険特約
- ③ 主契約に次の各号に掲げる特約が付加されている場合、これらの特約の保険期間が満了したとき（更新されるときの除きます。）または特約保険金額を変更して更新されるときには、この特約の特約保険金額は、会社の定める方法によって減額されます。
 - (1) 定期保険特約
 - (2) 新・生存給付金付定期保険特約
- ④ この特約の特約保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第14条（保険期間または保険料払込期間の変更）

保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第15条（保険金の受取人の変更）

- ① この特約の災害死亡保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の災害高度障害保険金の受取人は主契約の高度障害保険金受取人とし、主契約の高度障害保険金受取人以外の者に変更することはできません。

第16条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第17条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (2) 主契約が他の保険種類に転換されたとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第18条（告知義務）

契約者および被保険者は、この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第19条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
 - (3) 被保険者が障害状態（主約款の別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、保険金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険

料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ④ 第③項の規定にかかわらず、保険金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、保険金の受取人または被保険者が証明したときには、会社は、その保険金を支払いまたはこの特約の保険料（会社がこの特約を解除する時までに払込期月に含まれる契約応当日の到来しているこの特約の保険料に限り）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金の受取人または被保険者に通知します。

第20条（特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第19条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかに該当したときには、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
 - (イ) 被保険者が障害状態（主約款の別表3）になったとき

第21条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、この特約の保険金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の保険金または保険料払込免除の請求に関し、保険金の受取人（保険料払込免除の場合は契約者）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (エ) 契約者または保険金の受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(3)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 被保険者が高度障害状態（主約款の別表2）になったとき
- (3) 被保険者が障害状態（主約款の別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第①項第(1)号から第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について保険金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- (2) 第①項第(3)号のみに該当した場合で、第①項第(3)号(ア)から(オ)に該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、第①項第(3)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由についてその保険金の受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の保険金の受取人に支払います。もし、すでにその保険金の受取人に保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金の受取人または被保険者に通知します。

第22条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合、この特約に対する払いもどし金はありません。
- ② この特約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合、この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第17条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額	契約者
(2) 主契約の死亡保険金または高度障害保険金が支払われることにより、この特約が消滅したとき。ただし、この特約の災害死亡保険金または災害高度障害保険金が支払われるときを除きます。 (第17条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の責任準備金額	
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

- * 保険料を受け取った年月数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第23条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第24条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第26条（無配当定期保険に付加する場合の特則）

- ① この特約を無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) この特約は、第5条（特約の締結および責任開始時）第①項に規定するところのほか、主契約の更新の際にも、契約者の申出によって、主契約に付加して締結するものとします。この場合、第5条（特約の締結および責任開始時）第②項の規定にかかわらず、会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) 更新後この特約の第1回保険料を受け取った時
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料に相当する金額を受け取ったときは、更新日
 - (2) 主契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、主契約に準じて、この特約も主契約とともに更新されます。この場合、第2条（保険金の支払）および第4条（特約保険料の払込免除）の規定の適用にあたっては、会社は、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続したものとして取り扱います。
 - (3) 契約者は、主契約の保険金額の増額の際、会社の承諾を得たうえで、主約款の規定に準じて、同時に将来に向かって特約保険金額を増額することができます。この場合、特約保険金額の増額部分についての責任開始時は、主契約の保険金額の増額部分についての責任開始時と同一とします。
 - (4) 第13条（特約保険金額の減額）第②項の規定にかかわらず、主契約の保険金額が減額されたときには、この特約の特約保険金額は、会社の定める方法によって減額されるものとします。
- ② 第①項のほか、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。
- (1) 第1条（用語の意義）第(4)号を次のとおりとします。

(4) 責任開始時	特約の締結、復活または特約保険金額の増額にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または特約保険金額の増額が行われた場合は、次の(ア)または(イ)に定める時とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 復活が行われたとき</td><td>最終の復活の際の責任開始時</td></tr> <tr> <td>(イ) 特約保険金額の増額が行われたとき</td><td>特約保険金額の増額部分についてはその増額の際の責任開始時</td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時	(イ) 特約保険金額の増額が行われたとき	特約保険金額の増額部分についてはその増額の際の責任開始時
項目	内容						
(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時						
(イ) 特約保険金額の増額が行われたとき	特約保険金額の増額部分についてはその増額の際の責任開始時						

- (2) 第2条（保険金の支払）第③項第(1)号、第18条（告知義務）および第20条（特約を解除

できない場合) 第(1)号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
復旧	特約保険金額の増額

(3) 第19条（告知義務違反による解除）第①項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
この特約	この特約（特約保険金額の増額の際の告知義務違反のときは、その増額部分。以下本条において同じとします。）

(2024年4月改定)

別表 1

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
（注） 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること	

別表2

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	災害死亡保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類
2	災害高度障害保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類
3	特約の解約 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4	特約保険金額の減額 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
5	特約の払いもどし金 (第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. At the top left corner, there is a faint, partially visible word "MEMO". The rest of the page is blank.

傷害特約2007目次

この特約の主な内容	
1. 用語の意義	
第1条	用語の意義
2. この特約の給付および請求手続	
第2条	保険金、給付金の支払
第3条	給付金の給付限度
第4条	保険金、給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所
第5条	特約保険料の払込免除
3. この特約の取扱	
第6条	特約の締結および責任開始時
第7条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
第8条	特約の失効
第9条	支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
第10条	特約保険料の自動貸付
第11条	特約の復活
第12条	特約の更新
第13条	特約の解約
第14条	災害保険金額の減額
第15条	保険期間または保険料払込期間の変更
第16条	保険金の受取人または給付金の受取人の変更
第17条	特約の復旧
第18条	特約の消滅
第19条	告知義務
第20条	告知義務違反による解除
第21条	特約を解除できない場合
第22条	重大事由による解除
第23条	特約の払いもどし金
第24条	特約の契約者配当金
第25条	管轄裁判所
第26条	主約款の規定の準用
第27条	無配当定期保険に付加する場合の特則
別表1	障害給付金
別表2	身体の同一部位
別表3	対象となる感染症
別表4	請求書類

傷害特約2007

(この特約の主な内容)

- ① この特約は、被保険者が不慮の事故等により死亡または障害状態になった場合に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。
- ② この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合、この特約の払いもどし金はありません。
- ③ この特約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合、主契約の支払事由または免責事由に該当したときを除き、この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義						
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。						
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。						
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。						
(4) 責任開始時	特約の締結、復活または復旧にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または復旧が行われた場合は、次の(ア)または(イ)に定める時とします。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>(ア) 復活が行われたとき</td><td>最終の復活の際の責任開始時</td></tr><tr><td>(イ) 復旧が行われたとき</td><td>最終の復旧の際の責任開始時</td></tr></table>	項目	内容	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時	(イ) 復旧が行われたとき	最終の復旧の際の責任開始時
項目	内容						
(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時						
(イ) 復旧が行われたとき	最終の復旧の際の責任開始時						
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。						

2. この特約の給付および請求手続

第2条（保険金、給付金の支払）

- ① 会社は、この特約の災害死亡保険金および障害給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (災害死亡保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (災害死亡保険金を支払わない場合)
(1) 災害死亡保険金	被保険者が次のいずれかに該当したとき (ア) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故*による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180日以内に、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき (イ) この特約の責任開始時以後に発病した感染症*を直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

名称	支 払 事 由 (障害給付金を支払う場合)	支払 金額	受取人	免 責 事 由 (障害給付金を支払わない場合)
(2) 障害給付金	被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に障害状態* になったとき	別表 1 の金額	被 保 険 者	被保険者が次のいずれかによって障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

- * 不 慮 の 事 故 主約款の別表 1 に定める事故をいいます。
 * 感 染 症 別表 3 に定める疾病をいいます。
 * 障 害 状 態 別表 1 に定める身体障害の状態をいいます。

- ② 被保険者が、責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害または発病した感染症を直接の原因として責任開始時以後に死亡または障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその感染症を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその感染症に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその感染症に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害またはその感染症について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその感染症による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 主契約の死亡保険金受取人が 2 人以上いる場合のこの特約の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- ④ この特約の災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差し引きます。
- (1) 災害死亡保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
- (2) 災害死亡保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- ⑤ この特約の災害死亡保険金が支払われたときには、会社は、その支払後に災害死亡保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、これを支払いません。

- ⑥ この特約の災害死亡保険金について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失によって被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の責任準備金を第23条（特約の払いもどし金）第②項第(1)号の規定により契約者に支払います。
- ⑦ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって死亡または障害状態になった場合でも、それらの事由によって死亡または障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、この特約の災害死亡保険金もしくは障害給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑧ 被保険者が、この特約の保険期間満了の日において、別表1に定める身体障害の状態のうち、回復の見込のないことのみが明らかでない状態であることにより、障害給付金の支払事由に該当しない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込のないことが明らかになったときは、この特約の保険期間満了の日に障害状態になったものとみなして、本条の規定を適用します。
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金の受取人（満期保険金および死亡保険金については、一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の障害給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（給付金の給付限度）

この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100%をもって限度とします。

第4条（保険金、給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 主契約の死亡保険金受取人または被保険者（契約者が障害給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の災害死亡保険金（以下「保険金」といいます。）または障害給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険金または給付金を請求してください。
- ② 保険金または給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第5条（特約保険料の払込免除）

会社は、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

3. この特約の取扱

第6条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
- ② 契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。

- ③ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なるときは、第②項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料（以下本項において「払込期間経過後保険料」といいます。）の払込については、会社は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 契約者は、払込期間経過後保険料を、主契約の保険料払込期間中に年払により一括して前納してください。この場合、主約款の前納に関する規定を準用します。
 - (2) 第(1)号の場合、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日からその日を含めて2か月間を猶予期間とし、猶予期間中に一括前納保険料の払込がなかったときには、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (3) 第(1)号の規定にかかわらず、契約者は、払込期間経過後保険料を、年払で払い込むことができます。この場合、主約款の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、猶予期間中に保険料の払込がなかったときには、この特約は、その年払保険料の払込期に含まれる契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) 払込期間経過後保険料の払込については、保険料の自動貸付の取扱は行いません。
- ④ 第2回以後の保険料がその払込期に含まれる契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときには、会社は、その払い込まれた保険料（前納された保険料があるときは、その残額を含みます。）を契約者に払いもどします。ただし、主契約の保険金を支払うときは、その保険金の受取人に払いもどします。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

次の各号に掲げる保険料が払い込まれない場合で、それぞれに定める期間または猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を保険金または給付金から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、会社は、保険金または給付金を支払いません。

- (1) 第1回保険料
責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日まで
- (2) 第2回以後の保険料
第2回以後の保険料の払込期に含まれる契約応当日以後その月の末日まで

第10条（特約保険料の自動貸付）

主約款の保険料の自動貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。

第11条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第12条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えないこと

- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が、主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
- ② 更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款およびこの特約条項の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
- (1) 保険金、給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第5条）
- ⑨ この特約が更新された場合、給付限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払割合を算入するものとします。
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第13条（特約の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。

第14条（災害保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表4）を提出して、将来に向かって、この特約の災害保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 主契約の保険金額が減額されたときには、この特約の災害保険金額は、会社の定める方法によって減額されます。この場合、主契約に次の各号に掲げる特約が付加されているときは、その特約保険金額を加えたものを主契約の保険金額とみなします。
- (1) 養老保険買増特約
 - (2) 定期保険特約
 - (3) 新・生存給付金付定期保険特約
- ③ この特約の災害保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第15条（保険期間または保険料払込期間の変更）

保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第16条（保険金の受取人または給付金の受取人の変更）

- ① この特約の保険金の受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- ② この特約の給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条

(保険金、給付金の支払) 第⑨項に定める場合を除きます。

第17条 (特約の復旧)

- ① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第18条 (特約の消滅)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (2) 主契約が他の保険種類に転換されたとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第19条 (告知義務)

契約者および被保険者は、この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。)により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第20条 (告知義務違反による解除)

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 被保険者が障害状態(別表1)になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、保険金または給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の死亡保険金受取人または被保険者が証明したときには、会社は、その保険金もしくは給付金を支払いまたはこの特約の保険料(会社がこの特約を解除する時までに払込期月に含まれる契約応当日の到来しているこの特約の保険料に限りです。)の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の死亡保険金受取人または被保険者に通知します。

第21条 (特約を解除できない場合)

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第20条(告知義務違反による解除)によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき

- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。
- (ア) 契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をするのを妨げたとき
- (イ) 契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
- (ウ) 契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に被保険者が障害状態（別表1）になったときには、会社は、この特約を解除することができます。

第22条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- (1) 契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人が、この特約の保険金または給付金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の保険金、給付金または保険料払込免除の請求に関し、主契約の死亡保険金受取人、被保険者または契約者の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 契約者または主契約の死亡保険金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは主契約の死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 被保険者が障害状態（別表1）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込

免除の事由について保険金または給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- (2) 第①項第(4)号のみに該当した場合で、第①項第(4)号(ア)から(オ)に該当したのが主契約の死亡保険金受取人のみであり、その主契約の死亡保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、第①項第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由についてその主契約の死亡保険金受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の主契約の死亡保険金受取人に支払います。もし、すでにその主契約の死亡保険金受取人に保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の死亡保険金受取人または被保険者に通知します。

第23条（特約の払いもどし金）

- ① この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合、この特約に対する払いもどし金はありません。
- ② この特約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合、この特約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 主契約について被保険者の死亡が死亡保険金を支払わない場合に該当し、この特約が消滅したとき (第18条)	保険料払込中の特約 ……保険料を受け取った年月数* によって計算したこの特約の責任準備金額	契約者
(2) 主契約の死亡保険金または高度障害保険金が支払われることにより、この特約が消滅したとき。ただし、この特約の災害死亡保険金または障害給付金が支払われるときを除きます。 (第18条)	保険料払込済の特約 ……特約の経過した年月数によって計算したこの特約の責任準備金額	
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、この特約の責任準備金を払いもどしません。		

* 保 険 料 を 受 け 取 っ た 年 月 数 主約款の規定により、この特約の未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表4）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第24条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第25条（管轄裁判所）

この特約における保険金、給付金または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第27条（無配当定期保険に付加する場合の特則）

- ① この特約を無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) この特約は、第6条（特約の締結および責任開始時）第①項に規定するところのほか、主契約の更新の際にも、契約者の申出によって、主契約に付加して締結するものとします。この場合、第6条（特約の締結および責任開始時）第②項の規定にかかわらず、会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。
- (ア) 更新後この特約の第1回保険料を受け取った時
- (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料に相当する金額を受け取ったときは、更新日
- (2) 主契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、主契約に準じて、この特約も主契約とともに更新されます。この場合、第2条（保険金、給付金の支払）および第5条（特約保険料の払込免除）の規定の適用にあたっては、会社は、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続したものとして取り扱い、給付限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の支払割合を算入します。
- (3) 契約者は、主契約の保険金額の増額の際、会社の承諾を得たうえで、主約款の規定に準じて、同時に将来に向かって災害保険金額を増額することができます。この場合、災害保険金額の増額部分についての責任開始時は、主契約の保険金額の増額部分についての責任開始時と同一とします。
- ② 第①項のほか、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。

- (1) 第1条（用語の意義）第(4)号を次のとおりとします。

(4) 責任開始時	特約の締結、復活または災害保険金額の増額にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または災害保険金額の増額が行われた場合は、次の(ア)または(イ)に定める時とします。	
	項目	内容
	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時
	(イ) 災害保険金額の増額が行われたとき	災害保険金額の増額部分についてはその増額の際の責任開始時

- (2) 第2条（保険金、給付金の支払）第②項第(1)号、第19条（告知義務）および第21条（特約を解除できない場合）第(1)号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
復旧	災害保険金額の増額

- (3) 第2条（保険金、給付金の支払）第⑨項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主契約の死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金の受取人（満期保険金および死亡保険金については、一部の受取人である場合を含みます。）	主契約の死亡保険金および高度障害保険金の受取人（死亡保険金については、一部の受取人である場合を含みます。）

(4) 第20条（告知義務違反による解除）第①項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
この特約	この特約（災害保険金額の増額の際の告知義務違反のときは、その増額部分。以下本条において同じとします。）

(2024年4月改定)

別表 1

障 害 給 付 金

障害給付金は、災害保険金額にその身体障害の状態が該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額とします。

等級	身 体 障 害	給付割合
1 級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの	100%
2 級	8. 1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1 肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
3 級	12. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1 手の5 手指を失ったかまたは第1 指（母指）および第2 指（示指）を含んで4 手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
4 級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1 指（母指）および第2 指（示指）を失ったかまたは第1 指（母指）および第2 指（示指）のうち少くとも1 手指を含んで3 手指以上を失ったもの 25. 1 手の5 手指の用を全く永久に失ったかまたは第1 指（母指）および第2 指（示指）を含んで3 手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5 足指を失ったもの	30%

等級	身 体 障 害	給付割合
5 級	28. 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を失ったか、第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含んで 2 手指を失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 3 手指を失ったもの 31. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の 5 足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
6 級	37. 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢を永久に 3 センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）の用を全く永久に失ったか、第 1 指（母指）もしくは第 2 指（示指）を含んで 2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 2 手指もしくは 3 手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第 1 指（母指）および第 2 指（示指）以外の 1 手指または 2 手指を失ったもの 42. 1 足の第 1 指（母指）または他の 4 足指を失ったもの 43. 1 足の第 1 指（母指）を含んで 3 足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
(1) 身体障害の状態が上記の 2 種目以上に該当するときは、その給付割合は、それぞれの身体障害の状態が該当する種目に対応する給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の同一部位*に 2 種目以上の身体障害の状態が生じたときは、その給付割合は、そのうち最も上位の種目に対応する給付割合とします。 (2) すでに上記の身体障害のあった身体の同一部位に新たに身体障害が生じたときは、その給付割合は、すでにあった身体障害を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からすでにあった身体障害の状態に対応する給付割合（2 種目以上に該当するときは、その最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合とします。		

* 身体の同一部位 別表 2 に定めるとおりです。

備 考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

(ア) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

(イ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

(ウ) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込のない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4} (a + 2b + c)$ の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で、その回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、その回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、その回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で、その回復の見込のない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

- (3) 「^{せきちゅう}脊柱（^{けいつい}頸椎を除く）の運動障害」とは、^{きょうつい}胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては^{しせつかん}指節間関節、その他の手指においては^{きんいしせつかん}近位指節間関節以上で失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは^{きんいしせつかん}近位指節間関節（第1指（母指）においては^{しせつかん}指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は^{えんいしせつかん}遠位指節間関節以上を失った場合または^{ちゅうそくしせつかん}中足指節関節もしくは^{きんいしせつかん}近位指節間関節（第1指（母指）においては^{しせつかん}指節間関節）の完全強直^{きやうちよく}で、その回復の見込のない場合をいいます。

別表 2

身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱^{せきちゆう}については、頸椎^{けいつい}以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表 1 の第 1 級の 4、5、6 もしくは 7、第 2 級の 8、9 もしくは 10、第 3 級の 16 または第 4 級の 26 の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1 上肢と 1 下肢、10 手指または 10 足指をそれぞれ同一部位とします。

身体部位の名称は主約款と同一です。

別表 3

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞ ^{かいはくずいえん}	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
（注） 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること	

別表 4

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	災害死亡保険金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類
2	障害給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 被保険者（契約者が障害給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3	特約の解約 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4	災害保険金額の減額 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
5	特約の払いもどし金 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

MEMO

災害入院特約016目次

この特約の主な内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. この特約の給付および請求手続

第2条 災害入院給付金の支払

第3条 災害入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

第4条 特約保険料の払込免除

3. この特約の取扱

第5条 特約の締結および責任開始時

第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込

第7条 特約の失効

第8条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱

第9条 特約保険料の自動貸付

第10条 特約の復活

第11条 特約の更新

第12条 特約の解約

第13条 入院給付日額の減額

第14条 保険期間および保険料払込期間の変更

第15条 災害入院給付金の受取人の変更

第16条 特約の復旧

第17条 特約の消滅

第18条 告知義務

第19条 告知義務違反による解除

第20条 特約を解除できない場合

第21条 重大事由による解除

第22条 特約の払いもどし金

第23条 特約の契約者配当金

第24条 管轄裁判所

第25条 主約款の規定の準用

第26条 無配当定期保険に付加する場合の特則

別表1 入院

別表2 病院または診療所

別表3 請求書類

災害入院特約016

(この特約の主な内容)

- ① この特約は、被保険者が不慮の事故により 1 日以上入院をした場合に災害入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。
- ② この特約の払いもどし金はありません。

1. 用語の意義

第 1 条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義	
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。	
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。	
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。	
(4) 責任開始時	特約の締結、復活または復旧にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または復旧が行われた場合は、次の(ア)または(イ)に定める時とします。	
	項目	内容
	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時
	(イ) 復旧が行われたとき	最終の復旧の際の責任開始時
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。	

2. この特約の給付および請求手続

第2条（災害入院給付金の支払）

① 会社は、この特約の災害入院給付金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支 払 事 由 (災害入院給付金を 支払う場合)	支 払 金 額	受取人	免 責 事 由 (支払事由に該当しても 災害入院給付金を 支払わない場合)
災 害 入 院 給 付 金	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院* をしたとき (ア) 責任開始時以後に発生した不慮の事故* を直接の原因とする入院であること (イ) 前(ア)の不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること (ウ) 前(ア)の不慮の事故の日からその日を含めて 180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に開始した入院であること (エ) この特約の保険期間中の入院日数が1日* 以上であること (オ) 病院または診療所* への入院であること	入院1回につき、 (入院給付日額*) × (入院日数)	被 保 険 者	被保険者が次のいずれかによって入院したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱 (ケ) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）

- * 入 院 別表1に定める入院をいいます。
- * 不 慮 の 事 故 主約款の別表1に定める事故をいいます。
- * 入院日数が1日 上に定める入院の入院日と退院日が同日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- * 病 院 ま た は 診 療 所 別表2に定める病院または診療所をいいます。
- * 入院給付日額 入院中に入院給付日額の減額があったときは、各日現在の入院給付日額とします。

② この特約による災害入院給付金の給付日数（災害入院給付金が支払われる入院日数をいいます。以下、本項において同じとします。）は、次の各号に定める日数をもって限度とします。

- (1) 1回の入院の給付日数は、90日をもって限度とします。
- (2) 災害入院給付金の支払は、その給付日数を通算して1095日をもって限度とします。

- ③ 被保険者が第①項に規定する1日以上入院を2回以上したときには、会社は、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるか否かにかかわらず、1回の入院とみなして第①項および第②項の規定を適用してこの特約の災害入院給付金を支払います。ただし、本条による災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして取り扱います。
- ④ 被保険者が入院した場合で、その一部の期間が不慮の事故による傷害の治療（その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した治療に限り、）を目的とする入院に該当したときには、会社は、その治療を開始した日を入院の開始日、また、その治療を終了した日を退院日とみなして本条の規定を適用します。なお、入院中にその治療を受けた期間が2回以上あるときは、それぞれの治療を開始した日を入院の開始日、また、それぞれの治療を終了した日を退院日とみなして取り扱います。
- ⑤ この特約の災害入院給付金の支払事由（第⑧項の規定により災害入院給付金の支払事由に該当することとなるときを含みます。）が同一の日に重複して生じたとしても、会社は、災害入院給付金を重複しては支払いません。
- ⑥ 被保険者の入院中に次の各号のいずれかの事由が発生した場合には、会社は、その事由の発生時を含む継続入院に限り、この特約の有効中の入院とみなして本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことによりこの特約が消滅したとき
- ⑦ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって入院した場合でも、それらの事由によって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の災害入院給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑧ 被保険者が、責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として責任開始時以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害を責任開始時以後に発生したものとみなして、第①項の規定を適用します。
 - (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑨ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金の受取人（満期保険金および死亡保険金については、一部の受取人である場合を含みます。）であるときは、第①項の規定にかかわらず、この特約の災害入院給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第3条（災害入院給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が災害入院給付金の受取人のときは、契約者）は、この特約の災害入院給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、災害入院給付金を請求してください。
- ② 災害入院給付金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第4条（特約保険料の払込免除）

会社は、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

3. この特約の取扱

第5条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約締結の際、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の締結の際の責任開始時は、主契約の締結の際の責任開始時と同一とします。
- ③ この特約が更新後の特約である場合には、会社は、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

第6条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- ① 契約者は、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間および保険料払込期間を定めることができます。
- ② 契約者は、この特約の保険料を、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なるときは、第②項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料（以下、本項において「払込期間経過後保険料」といいます。）の払込については、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 契約者は、払込期間経過後保険料を、主契約の保険料払込期間中に年払により一括して前納してください。この場合、主約款の前納に関する規定を準用します。
 - (2) 第(1)号の場合、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日からその日を含めて2か月間を猶予期間とし、猶予期間中に一括前納保険料の払込がなかったときには、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (3) 第(1)号の規定にかかわらず、契約者は、払込期間経過後保険料を、年払で払い込むことができます。この場合、主約款の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、猶予期間中に保険料の払込がなかったときには、この特約は、その年払保険料の払込期月に含まれる契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) 払込期間経過後保険料の払込については、保険料の自動貸付の取扱は行いません。
- ④ 第2回以後の保険料がその払込期月に含まれる契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したときには、会社は、その払い込まれた保険料（前納された保険料があるときは、その残額を含みます。）を契約者に払いもどします。ただし、主契約の保険金を支払うときは、その保険金の受取人に払いもどします。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第8条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

次の各号に掲げる保険料が払い込まれない場合で、それぞれに定める期間または猶予期間中に災害入院給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を災害入院給付金から差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、会社は、災害入院給付金を支払いません。

- (1) 第1回保険料
責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日まで
- (2) 第2回以後の保険料
第2回以後の保険料の払込期月に含まれる契約応当日以後その月の末日まで

第9条（特約保険料の自動貸付）

主約款の保険料の自動貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。

第10条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第11条（特約の更新）

- ① 次の各号に定める条件をすべて満たす場合には、この特約の保険期間満了の日の2週間前までに契約者から特に反対の申出がない限り、この特約は、更新されるものとします。ただし、保険期間満了の日までのこの特約の保険料が払い込まれていることを必要とします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が、80歳を超えないこと
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が、主契約の保険料払込期間満了の日以前であること
- ② 更新後のこの特約の入院給付日額は、更新前のこの特約の入院給付日額と同一とします。ただし、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の入院給付日額を変更して更新することができます。
- ③ 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新前のこの特約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。ただし、第①項の条件を満たさなくなるときには、この特約は、その条件を満たすこととなるまで保険期間および保険料払込期間を短縮して更新されます。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約者は、会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、この特約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
- ⑤ この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- ⑥ 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑦ 更新後のこの特約の第1回保険料の払込については、主約款およびこの特約条項の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑧ この特約が更新された場合、次の各号に掲げる規定の適用にあたっては、会社は、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間を継続した保険期間として取り扱います。
 - (1) 災害入院給付金の支払（第2条）
 - (2) 特約保険料の払込免除（第4条）
 - (3) 告知義務（第18条）
 - (4) 告知義務違反による解除（第19条）
 - (5) 特約を解除できない場合（第20条）
- ⑨ この特約が更新された場合、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入するものとします。
- ⑩ この特約が更新されたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ⑪ 本条の規定によりこの特約が更新された場合、更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

第12条（特約の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表3）を提出してください。

第13条（入院給付日額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表3）を提出して、将来に向かって、この特約の入院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付日額が会社の定める金額未満の

ときには、会社は、減額を取り扱いません。

- ② 主契約の保険金額が減額されたときには、この特約の入院給付日額は、会社の定める方法によって減額されます。
- ③ この特約の入院給付日額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。

第14条（保険期間および保険料払込期間の変更）

この特約の保険期間および保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第15条（災害入院給付金の受取人の変更）

この特約の災害入院給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。ただし、第2条（災害入院給付金の支払）第⑨項に定める場合を除きます。

第16条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第17条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が払済保険に変更されたとき
- (2) 主契約が他の保険種類に転換されたとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (4) この特約の災害入院給付金の給付日数が通算して1095日に達したとき

第18条（告知義務）

契約者および被保険者は、この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第19条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) 被保険者が入院（別表1）したとき
 - (2) 被保険者が障害状態（主約款の別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、災害入院給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、災害入院給付金の支払事由またはこの特約の保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときには、会社は、その災害入院給付金を支払いまたはこの特約の保険料（会社がこの特約を解除する時までに払込期月に含まれる契約応当日の到来しているこの特約の保険料）に限り

ます。)の払込を免除します。

- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第20条（特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第19条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (イ) 契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
 - (ウ) 契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかに該当したときには、会社は、この特約を解除することができます。
 - (ア) 被保険者が入院（別表1）を開始したとき
 - (イ) 被保険者が障害状態（主約款の別表3）になったとき

第21条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 契約者または被保険者が、この特約の災害入院給付金（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の災害入院給付金または保険料払込免除の請求に関し、災害入院給付金の受取人（保険料払込免除の場合は契約者）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 契約者または被保険者が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含み

ます。)が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合

- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) 被保険者が入院（別表1）したとき
 - (2) 被保険者が障害状態（主約款の別表3）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について災害入院給付金を支払わず、また、この特約の保険料の払込を免除しません。もし、すでにその災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、この特約の保険料の払込を免除していたときは、払込を免除したこの特約の保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第22条（特約の払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第23条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第24条（管轄裁判所）

この特約における災害入院給付金または保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第26条（無配当定期保険に付加する場合の特則）

- ① この特約を無配当定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) この特約は、第5条（特約の締結および責任開始時）第①項に規定するところのほか、主契約の更新の際にも、契約者の申出によって、主契約に付加して締結するものとします。この場合、第5条（特約の締結および責任開始時）第②項の規定にかかわらず、会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) 更新後この特約の第1回保険料を受け取った時
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料に相当する金額を受け取ったときは、更新日
 - (2) 主契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、主契約に準じて、この特約も主契約とともに更新されます。この場合、第2条（災害入院給付金の支払）および第4条（特約保険料の払込免除）の規定の適用にあたっては、会社は、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続したものとして取り扱い、給付日数の限度に関する規定の適用にあたっては、更新前の給付日数を算入します。
 - (3) 契約者は、主契約の保険金額の増額の際、会社の承諾を得たうえで、主約款の規定に準じて、同時に将来に向かってこの特約の入院給付日額を増額することができます。この場合、入院給付日額の増額部分についての責任開始時は、主契約の保険金額の増額部分についての責任開始時と同一とします。
- ② 第①項のほか、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。
 - (1) 第1条（用語の意義）第(4)号を次のとおりとします。

(4) 責任開始時	特約の締結、復活または入院給付日額の増額にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活または入院給付日額の増額が行われた場合は、次の(ア)または(イ)に定める時とします。	
	項目	内容
	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時
	(イ) 入院給付日額の増額が行われたとき	入院給付日額の増額部分についてはその増額の際の責任開始時

- (2) 第2条（災害入院給付金の支払）第⑧項第(1)号、第18条（告知義務）および第20条（特約を解除できない場合）第(1)号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
復旧	入院給付日額の増額

- (3) 第2条（災害入院給付金の支払）第⑨項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主契約の死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金の受取人（満期保険金および死亡保険金については、一部の受取人である場合を含みます。）	主契約の死亡保険金および高度障害保険金の受取人（死亡保険金については、一部の受取人である場合を含みます。）

- (4) 第19条（告知義務違反による解除）第①項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
この特約	この特約（入院給付日額の増額の際の告知義務違反のときは、入院給付日額の増額部分。以下、本条において同じとします。）

(2024年4月改定)

別表 1

入 院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じとします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 2 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 2

病院または診療所

- 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
 2. 前 1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 3

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	災害入院給付金 (第 2 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が災害入院給付金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (7) 保険証券
2	特約の解約 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	入院給付日額の減額 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. At the top left corner, there is a faint, partially visible word "MEMO". The rest of the page is blank.

リビング・ニーズ特約目次

この特約の目的

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約の締結および責任開始時
- 第3条 本特約による保険金の支払
- 第4条 本特約による保険金を支払わない場合
- 第5条 本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所
- 第6条 特約保険料の払込
- 第7条 特約の復活
- 第8条 特約の解約
- 第9条 特約の復旧
- 第10条 特約の消滅
- 第11条 払いもどし金

- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 契約者配当金
- 第15条 管轄裁判所
- 第16条 主約款の規定の準用
- 第17条 主契約に定期保険条件付保険特約が付加されている場合の取扱
- 第18条 契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則
- 第19条 無配当定期保険に付加する場合の特則

別表請求書類

リビング・ニーズ特約

（この特約の目的）

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、本特約による保険金として支払うことを目的とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（本特約による保険金の支払）

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主契約の保険金額の範囲内で、かつ、会社所定の金額の範囲内で本特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）を本特約による保険金として、本特約による保険金受取人に支払います。ただし、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- ② 第①項の場合、保険料の自動貸付または契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付元利金を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ 本特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、本特約による保険金受取人は契約者（契約者が被保険者を本特約による保険金受取人に指定したときは被保険者）とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑥ 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合は、本特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑦ 本特約による保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、本特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、本特約による保険金を支払いません。
- ⑧ 本特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。

第4条（本特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（本特約による保険金の支払）第

- ①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、本特約による保険金を支払いません。
 - (1) 契約者の故意
 - (2) 被保険者の故意または自殺行為
 - (3) 被保険者の犯罪行為
 - (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、本特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（本特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 本特約による保険金受取人は、本特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。この場合、本特約による保険金の支払事由の発生日において、主契約の残りの保険期間（主約款の規定により更新される場合を除きます。）が1年以内であるときは、本特約による保険金の請求はできません。
- ② 本特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときに限り、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

第10条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（本特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき

第11条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第12条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者が本特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条（契約者配当金）

本特約による保険金が支払われる場合の指定保険金額に対する部分についての契約者配当金はありません。

第15条（管轄裁判所）

本特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に定期保険条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に定期保険条件付保険特約が付加されている場合、会社は、定期保険条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（本特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、指定保険金額に本特約による保険金の支払事由の発生日における定期保険条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算した本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。

第18条（契約日が平成22年3月2日以後の主契約に付加する場合の特則）

契約日が平成22年3月2日以後の主契約にこの特約を付加する場合、主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（本特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、本特約による保険金が支払われた場合	本特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

第19条（無配当定期保険に付加する場合の特則）

- ① この特約が無配当定期保険契約に適用されるときは、無配当定期保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当定期保険契約とともに更新されます。
- ② 主契約に次の各号に掲げる特約（以下「災害割増特約2007等」といいます。）が付加されている場合で、本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額されたときには、災害割増特約2007等は減額されないものとします。
 - (1) 災害割増特約2007
 - (2) 傷害特約2007
- ③ 主契約に次の(a)から(i)に掲げる特約（以下「災害入院特約2007等」といいます。）が付加されている場合、災害入院特約2007等について、次の各号に定めるところによるほかは、各特約条項に定めるとおり取り扱います。

(a) 災害入院特約2007	(f) 総合入院特約2011
(b) 疾病入院特約2007	(g) 生活習慣病入院特約2011
(c) 生活習慣病入院特約2007	(h) ガン入院特約2011
(d) ガン入院特約2007	(i) 女性疾病入院特約2011
(e) 女性疾病入院特約2007	

- (1) 本特約による保険金が支払われることにより、主契約が減額された場合、災害入院特約2007等の入院給付日額は減額されないものとします。
- (2) 本特約による保険金が支払われることにより、主契約が消滅した場合、災害入院特約2007等は消滅します。ただし、本特約による保険金の支払事由の発生日を含む被保険者の継続入院に限り、災害入院特約2007等の有効中の入院とみなします。

（2023年6月改定）

別 表

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	本特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 本特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) 本特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

年金支払特約目次

この特約の目的	第12条 重大事由による解除
第1条 用語の意義	第13条 特約の解約
第2条 特約の締結	第14条 払いもどし金
第3条 年金原資額および年金額	第15条 特約の消滅
第4条 年金額が会社の定める金額に満たない場合	第16条 年金支払期間の変更
第5条 年金受取人	第17条 年金受取人が複数の場合の取扱
第6条 年金の種類	第18条 年金受取人の住所の変更
第7条 年金の支払	第19条 契約者配当金
第8条 年金支払日	第20条 主約款の規定の準用
第9条 年金の前払	第21条 無配当定期保険に付加する場合の特則
第10条 年金の継続支払	
第11条 年金の請求手続、支払の期限および支払の場所	別表1 請求書類

年金支払特約

（この特約の目的）

この特約は、主たる保険契約の保険金の支払に代えて、年金を支払うことによって、年金受取人の生活の安定を図ることを目的とする特約です。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 支払事由発生日	主契約の保険金の支払事由の発生日のことをいいます。

第2条（特約の締結）

- ① この特約は、契約者から、主契約の締結の際または締結後、支払事由発生日の前日までに、主契約の保険金の支払に代えて年金による支払の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。
- ② 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（年金原資額および年金額）

- ① 年金額は、保険金の支払事由発生日において、保険金額（保険金とともに支払われる金額を含み、保険金から差し引かれる金額を除きます。以下同じとします。）の全部を年金原資として、その日における会社の定める率によって計算します。年金額の確定後、会社は、年金証書を年金受取人に交付します。
- ② 保険金額の全部をもとに計算した年金額が会社の定める金額を超えるときには、会社は、保険金額から最高年金額の年金原資に充当する金額を差し引いた残額については、一時金で

年金受取人に支払います。

第4条（年金額が会社の定める金額に満たない場合）

保険金額の全部をもとに計算した年金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、この特約の年金の支払に関する規定にかかわらず、主約款の保険金の支払に関する規定を適用して保険金を支払います。

第5条（年金受取人）

年金受取人は、主契約の保険金受取人とし、主契約の保険金受取人以外の者に変更することはできません。

第6条（年金の種類）

- ① 年金の種類は、確定年金とします。
- ② 年金支払期間は、会社の定める範囲で、この特約の締結の際、契約者の申出によって定めます。

第7条（年金の支払）

- ① 会社は、この特約による年金を、年金原資を一定額の年金に分割して、毎年1回、年金支払日に支払います。ただし、年金受取人が保険金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したときは、会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金の現価を、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- ② 年金受取人が保険金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡し、未払年金の現価を支払ったときは、その死亡時にこの特約は消滅したものとします。

第8条（年金支払日）

- ① 年金の第1回年金支払日は、保険金の支払事由発生日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の毎年の応当日とします。

第9条（年金の前払）

- ① 年金受取人は、第1回年金支払日以後いつでも、会社の定める方法により計算した未払年金の現価の前払を請求することができます。
- ② 年金の前払が行われたときは、年金の前払が行われた時にこの特約は消滅します。

第10条（年金の継続支払）

- ① 年金受取人が死亡したことにより年金支払期間中の未払年金の現価が支払われることになるときは、年金受取人の死亡時の法定相続人は必要書類（別表1）を提出して、その支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。
- ② 第①項の場合、会社は、残存年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間が満了した時にこの特約は消滅します。ただし、第9条（年金の前払）に定める年金の前払の請求があったときは、前払が行われた時にこの特約は消滅します。

第11条（年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、年金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、年金を請求してください。年金の前払（第9条）を請求するときも、同様とします。
- ② 年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除（一部の解除を含みます。以下、本条において同じとします。）することができます。
 - (1) この特約の年金の請求に関し、年金受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場

合

- (2) 契約者または年金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または年金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (3) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者または年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号および第(2)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、年金の支払事由に該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
- (1) 第①項第(1)号から第(3)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について年金を支払いません。もし、すでにその年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (2) 第①項第(2)号のみに該当した場合で、第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。
 - (ア) 保険金の支払事由発生日以後にこの特約を解除する場合、この特約のうち、第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人の受取割合に応じて、その年金受取人が年金を受け取るべき部分を解除します。
 - (イ) 第①項第(2)号に定める事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人が受け取るべき金額を支払いません。もし、すでに第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人に年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者（保険金の支払事由発生日以後は年金受取人。以下、本項において同じとします。）に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、年金受取人に通知します。

第13条（特約の解約）

- ① 契約者は、保険金の支払事由発生日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 年金受取人は、保険金の支払事由発生の際、この特約を解約することができます。この場合、会社は、主約款の保険金の支払に関する規定を適用して保険金を支払います。

第14条（払いもどし金）

- ① この特約の払いもどし金は、次に定めるとおりとし、その他の事由による払いもどし金はありません。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
保険金の支払事由発生日以後に生じた事由により、この特約が解除されたとき (第12条)	会社の定める方法により計算した未払年金の現価	この年金特約受取人を解除された
上記の場合、払いもどし金額は、この特約を解除された年金受取人の受取割合に応じて計算します。		

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第15条（特約の消滅）

主契約が保険金の支払以外の事由により消滅した場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

第16条（年金支払期間の変更）

- ① 契約者は、保険金の支払事由発生日前に限り、この特約の年金支払期間を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。
- ② 年金受取人は、保険金の支払事由発生日前にこの特約が付加されている場合、保険金の支払事由発生の際に、この特約の年金支払期間を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）を提出してください。

第17条（年金受取人が複数の場合の取扱）

- ① 保険金の支払事由発生日以後、年金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- ② 次の各号のいずれかの場合には、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- (1) 第①項の代表者が定まらないとき
 - (2) 第①項の代表者の住所または通信先が不明であるとき
- ③ 年金受取人が2人以上いるときは、それぞれの年金受取人について、次の各号に掲げる規定に関して、個別の適用は行いません。また、年金の支払（第7条）の規定の適用にあたっては、年金受取人の1人が保険金の支払事由発生日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡した場合には、会社は、会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金の現価を、他の年金受取人および死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に支払い、その死亡時にこの特約は消滅したものとします。
- (1) 年金の前払（第9条）
 - (2) 年金の継続支払（第10条）
 - (3) 年金支払期間の変更（第16条）

第18条（年金受取人の住所の変更）

- ① 年金受取人が住所または通信先を変更したときには、ただちに会社に通知してください。

- ② 年金受取人が第①項の通知をしなかった場合で、年金受取人の住所または通知先を会社が確認できなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

第19条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第20条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、主約款の規定を準用します。

第21条（無配当定期保険に付加する場合の特則）

- ① この特約が無配当定期保険契約に適用されるときは、無配当定期保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当定期保険契約とともに更新されます。
- ② 第①項のほか、主契約に介護サポート年金特約017が付加されている場合、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。
- (1) （この特約の目的）中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主たる保険契約	主たる保険契約および特約

- (2) 第1条（用語の意義）第(4)号の次に、次の規定を追加します。

(5) 保険金	主契約の死亡保険金および高度障害保険金ならびに特約の死亡給付金のことをいいます。
---------	--

- (3) 第2条（特約の締結）中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主契約の	主契約および特約の

- (4) 第4条（年金額が会社の定める金額に満たない場合）および第13条（特約の解約）第②項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主約款	主約款および特約条項

(2023年6月改定)

別表 1

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	年 金 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
2	年金の前払 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
3	年金の 継続支払 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の死亡時の法定相続人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の死亡時の法定相続人の印鑑証明書 (5) 年金証書
4	特約の解約 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（保険金の支払事由発生の際は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	払いもどし金 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	年金支払期間の 変更 (第16条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（保険金の支払事由発生の際は、年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

年金払移行特約目次

この特約の目的	
第1条	用語の意義
第2条	特約の締結
第3条	基本年金額の計算
第4条	年金支払日
第5条	年金受取人
第6条	年金の種類
第7条	年金の型
第8条	年金の支払
第9条	年金の分割支払
第10条	年金の前払
第11条	年金の継続支払
第12条	年金の請求手続、支払の期限および支払の場所
第13条	重大事由による解除
第14条	解 約
第15条	払いもどし金
第16条	基本年金額の減額
第17条	年金の支払方法の変更
第18条	年金受取人の死亡
第19条	会社への通知による年金受取人の変更
第20条	遺言による年金受取人の変更
第21条	年金受取人に対する貸付
第22条	契約者配当金
配偶者特則	
第23条	配偶者特則の適用
第24条	配偶者
第25条	配偶者特則の消滅
第26条	権利および義務の承継
第27条	年金の支払、年金の支払方法等の特例
第28条	主契約に介護サポート年金特約017が付加されている場合の取扱
別表1 請 求 書 類	

年金払移行特約

(この特約の目的)

この特約は、既に締結されている無配当定期保険契約の全部または一部について、将来の死亡保険金、高度障害保険金等の支払に代えて、次の年金を支払うことによって、年金受取人の生活の安定を図ることを目的とする特約です。

名称	給付の内容
(1) 保証期間付終身年金	会社は、被保険者が年金支払日に生存している間終身にわたり、毎年、年金を支払います。また、保証期間中に被保険者が死亡したときは、保証期間中の年金のうち、まだ年金支払日が到来していない年金の現価を支払います。
(2) 確定年金	会社は、被保険者が年金支払期間中年金支払日に生存している限り、毎年、年金を支払います。また、年金支払期間中に被保険者が死亡したときは、年金支払期間中の年金のうち、まだ年金支払日が到来していない年金の現価を支払います。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	既に締結されている主たる無配当定期保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 年金払移行部分	主契約のうち年金払に移行した部分のことをいいます。

第2条（特約の締結）

- ① この特約は、契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主契約の全部または一部の将来の死亡保険金、高度障害保険金等の支払に代えて年金の支払への移行の旨の申出があった場合に、主契約に付加して締結します。ただし、次の各号に掲げる特約が主契約に付加されている場合、この特約を付加することはできません。
 - (1) 災害入院特約2007
 - (2) 疾病入院特約2007
 - (3) 生活習慣病入院特約2007
 - (4) ガン入院特約2007
 - (5) 女性疾病入院特約2007
 - (6) 傷害特約2007
 - (7) 災害割増特約2007
 - (8) 総合入院特約2011
 - (9) 生活習慣病入院特約2011
 - (10) ガン入院特約2011
 - (11) 女性疾病入院特約2011
 - (12) 先進医療特約2011
 - (13) 災害入院特約016
- ② 第①項の場合、主契約の契約日から5年経過後に到来する年単位の契約応当日のうち会社が定める範囲内で契約者が指定した日を年金開始日とし、その日以後この特約の効力は生じるものとします。この場合、年金開始日における特約条項を適用します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、第3条（基本年金額の計算）に定める方法により計算した基本年金額が会社の定める金額未満のときには、この特約は締結されなかったものとして取り扱います。
- ④ 年金払移行部分については、年金開始日以後、主約款の規定にかかわらず、この特約に定めるとおりとします。ただし、この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。
- ⑤ 第①項の申出は、年金開始日の2週間前までに行うことを必要とします。
- ⑥ この特約が締結されたときには、会社は、保険証券に表示し、新たな保険証券は交付しません。

第3条（基本年金額の計算）

- ① 基本年金額は、次の各号の金額の合計額（未払込保険料がある場合または契約者に対する貸付が行われている場合にはその未払込保険料または貸付金の元利合計額を差し引いた後の金額をいいます。）を基準に計算します。ただし、あらかじめ契約者から申出があった場合は、次の各号の金額の合計額について、その一部の金額を除いて計算します。
 - (1) 解約返戻金
 - (2) 前納された保険料の残額
- ② 第①項の基本年金額の計算は、年金開始日において、その日における会社の定める率によって行います。

第4条（年金支払日）

- ① 第1回の年金支払日は、年金開始日とします。
- ② 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の毎年の応当日とします。

第5条（年金受取人）

- ① 年金受取人は、契約者とします。ただし、この特約の締結の際、契約者が被保険者または死亡保険金受取人のいずれかを年金受取人に指定したときは、その者とします。
- ② 年金受取人は、年金開始日に、年金払移行部分にかかわる契約者の権利および義務のすべてを承継します。

第6条（年金の種類）

- ① 年金の種類は、次の各号のいずれかとし、この特約の締結の際、契約者の申出によって定めます。
- (1) 保証期間付終身年金
- (2) 確定年金
- ② 保証期間および年金支払期間は、会社の定める範囲で、この特約の締結の際、契約者の申出によって定めます。

第7条（年金の型）

年金の型は、次の各号のいずれかとし、この特約の締結の際、契約者の申出によって定めます。

年金の型	内容
(1) 定額型	毎年の年金額を基本年金額と同額とするもの
(2) 単利逓増型	第1回目の年金額を基本年金額とし、第2回目以後の年金額を前回の年金額に基本年金額の6%相当額を加算した額とするもの

第8条（年金の支払）

- ① 会社は、この特約による年金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由（年金を支払う場合）	支払金額	受取人
年金	(7) 保証終身期間付金 被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額*	年金受取人
	被保険者が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	会社の定める方法により計算した保証期間中の未払年金*の現価	
	(i) 確定年金 被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額*	
	被保険者が年金開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	会社の定める方法により計算した年金支払期間中の未払年金*の現価	

* 年金額 年金の型（第7条）の規定によって定められる毎年の年金支払日における年金額をいいます。

* 未払年金 保証期間中または年金支払期間中の年金のうち、年金支払日が到来していない年金をいいます。

- ② 年金は、毎年1回、年金支払日に支払います。
- ③ 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）は、年金のすえ置き支払を選択することができます。
- ④ 第1回の年金を支払う際、会社は、次の各号に定める事項を記載した年金証書を年金受取人に交付します。
- (1) 会社名
- (2) 被保険者の氏名

- (3) 年金受取人の氏名または名称
 - (4) 年金開始日
 - (5) 基本年金額
 - (6) 年金の種類
 - (7) 年金の型
 - (8) 保証期間または年金支払期間
 - (9) 年金の支払方法
 - (10) 年金証書を作成した年月日
 - (11) 配偶者特則を適用する場合は、その旨および配偶者の氏名
- ⑤ 被保険者が年金開始日以後保証期間中または年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡し、未払年金の現価を支払ったときは、その死亡時に年金払移行部分は消滅したものとします。また、年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、かつ、保証期間経過後に被保険者が死亡したときは、その死亡時に年金払移行部分は消滅します。

第9条（年金の分割支払）

- ① この特約の締結の際に契約者から申出があったときには、会社は、年金額を会社所定の支払回数で等分して支払います。ただし、等分して支払う金額が会社の定める金額未満のときには、年金の分割支払を取り扱いません。
- ② 年金額を等分して支払うときには、会社は、会社の定める利率による利息を付けて支払います。
- ③ 年金払移行部分が消滅する場合で、かつ、その消滅する日を含む年度の年金に未支払分があるときには、会社は、これを一括して年金受取人に支払います。

第10条（年金の前払）

- ① 年金受取人は、年金開始日以後いつでも、会社の定める方法により計算した未払年金の現価の前払を請求することができます。
- ② 年金の前払が行われたときには、会社は、年金の種類に応じ、次の各号に定めるとおり取り扱います。

年金の種類	内容	
(1) 保証期間付終身年金	(ア) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているとき	年金を継続して支払います。
	(イ) 年金の前払が行われている期間中に被保険者が死亡したとき	被保険者の死亡時に年金払移行部分は消滅します。
(2) 確定年金	年金の前払が行われた時に年金払移行部分は消滅します。	

第11条（年金の継続支払）

年金受取人は、必要書類（別表1）を提出して、次の各号に定めるとおり、未払年金の現価の支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。

項目	内容
(1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、かつ、被保険者が死亡したことにより保証期間中の未払年金の現価が支払われることになるとき	会社は、残存保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間が満了した時に年金払移行部分は消滅します。 ただし、年金の前払（第10条）の請求があったときは、前払が行われた時に年金払移行部分は消滅します。
(2) 年金の種類が確定年金の場合で、かつ、被保険者が死亡したことにより年金支払期間中の未払年金の現価が支払われることになるとき	会社は、残存年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間が満了した時に年金払移行部分は消滅します。 ただし、年金の前払（第10条）の請求があったときは、前払が行われた時に年金払移行部分は消滅します。

第12条（年金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 年金受取人は、次の各号の場合には、すみやかに必要書類（別表1）を提出して、年金を請求してください。
 - (1) 年金の支払事由が生じたとき
 - (2) 年金の分割支払（第9条）の場合で、分割した年金またはその未支払分を請求するとき
 - (3) 年金の前払（第10条）を請求するとき
- ② 年金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第13条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって年金払移行部分を解除（一部の解除を含みます。以下、本条において同じとします。）することができます。
 - (1) この特約の年金の請求に関し、年金受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (2) 契約者、被保険者または年金受取人が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者または年金受取人が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (3) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号および第(2)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、年金の支払事由に該当した後でも、第①項の規定により年金払移行部分を解除す

ることができます。

③ 第②項の場合、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第①項第(1)号から第(3)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について年金を支払いません。もし、すでにその年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (2) 第①項第(2)号のみに該当した場合で、第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当したのが年金受取人のみであり、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、第(1)号の規定にかかわらず、次の(ア)および(イ)に定めるとおり取り扱います。
 - (ア) 年金開始日以後に年金払移行部分を解除する場合、年金払移行部分のうち、第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人の受取割合に応じて、その年金受取人が年金を受け取るべき部分を解除します。
 - (イ) 第①項第(2)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由について、第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人が受け取るべき金額を支払いません。もし、すでに第①項第(2)号(ア)から(オ)に該当した年金受取人に年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ④ 会社は、本条による年金払移行部分の解除を、契約者（年金開始日以後は年金受取人。以下、本項において同じとします。）に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第14条（解 約）

年金払移行部分を解約することはできません。

第15条（払いもどし金）

- ① 年金払移行部分に対する払いもどし金は、次の各号に定めるとおりとし、その他の事由による払いもどし金はありません。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 年金開始日前に生じた事由により、年金払移行部分が解除されたとき (第13条)	第3条（基本年金額の計算）第①項各号に定める金額の合計額	年金払移行部分を解除された年金受取人（年金開始日以後は契約者）
(2) 年金開始日以後に生じた事由により、年金払移行部分が解除されたとき (第13条)	会社の定める方法により計算した保証期間中または年金支払期間中の未払年金の現価相当額	
第(1)号および第(2)号の場合、払いもどし金額は、受取割合に応じて計算します。		

- ② 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表1）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第16条（基本年金額の減額）

基本年金額を減額することはできません。

第17条（年金の支払方法の変更）

年金受取人は、年金の支払方法を変更することができます。この場合、必要書類（別表1）

を提出してください。

第18条（年金受取人の死亡）

- ① 年金受取人が死亡したときは、その法定相続人を年金受取人とします。
- ② 第①項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときには、第①項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。
- ③ 年金受取人が他の年金受取人を故意に死亡させたときは年金受取人としての資格を失い、また、年金受取人となるべき相続人が年金受取人、先順位の相続人または同順位の相続人を故意に死亡させたときは年金受取人となる資格を失います。
- ④ 第①項から第③項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第19条（会社への通知による年金受取人の変更）

- ① 年金受取人は、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- ② 第①項の規定により年金受取人が変更されたときには、変更後の年金受取人は、変更前の年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項の通知をするときには、年金受取人は、必要書類（別表1）を提出してください。
- ④ 第①項の通知が会社に着く前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第20条（遺言による年金受取人の変更）

- ① 第19条（会社への通知による年金受取人の変更）に定めるほか、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
- ② 第①項の規定により年金受取人が変更されたときには、変更後の年金受取人は、変更前の年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 第③項の通知をするときには、年金受取人の法定相続人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第21条（年金受取人に対する貸付）

年金払移行部分については、年金受取人に対する貸付を取り扱いません。

第22条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

配偶者特則

第23条（配偶者特則の適用）

- ① 配偶者特則は、本条から第27条（年金の支払、年金の支払方法等の特例）までの規定で、被保険者またはその配偶者のいずれかが生存しているときに年金を支払うことを目的とするものです。配偶者特則に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き、第22条（契約者配当金）までの規定を適用します。
- ② 配偶者特則は、この特約の締結の際、契約者の申出によって、適用するものとします。ただし、次の各号に定める条件のすべてを満たす場合に限りします。
 - (1) 年金の種類が保証期間付終身年金であるとき
 - (2) 年金の型が定額型であるとき

- ③ 配偶者特則が適用されたときには、会社は、年金証書に表示します。

第24条（配偶者）

配偶者特則において「配偶者」とは、配偶者特則の適用の際に被保険者と同一戸籍にその夫または妻として記載されている者をいいます。この場合、被保険者と配偶者の年齢の差は、会社の定める範囲内であることを必要とします。

第25条（配偶者特則の消滅）

- ① 配偶者特則の適用後、配偶者が戸籍上の異動により第24条（配偶者）に該当しなくなったとき（被保険者または配偶者の死亡によるものを除きます。）は、その事由が生じた日に配偶者特則は消滅します。
- ② 年金受取人は、第①項の事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。
- ③ 第①項の事由により、配偶者特則が年金開始日以後に消滅した場合には、会社の定める方法により、配偶者特則消滅後の年金額を改めます。

第26条（権利および義務の承継）

- ① 被保険者が配偶者より先に死亡したときは、次の各号に定めるとおりとします。

項目	内容
(1) 年金受取人が被保険者のとき	被保険者の死亡日以後、年金受取人は配偶者とします。 ただし、被保険者の死亡が配偶者の故意によるときには、配偶者は年金受取人になることができません。
(2) 年金受取人が保険契約者のとき	(ア) 第19条（会社への通知による年金受取人の変更）の規定にかかわらず、年金受取人は、会社に対する通知により、年金受取人を配偶者に変更することができます。 (イ) 第20条（遺言による年金受取人の変更）の規定にかかわらず、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を配偶者に変更することができます。

- ② 第①項の規定により、年金受取人が配偶者に変更された場合、配偶者は、年金払移行部分にかかわる年金受取人の権利および義務のすべてを承継します。
- ③ 第①項第(2)号(ア)の通知をするときには、年金受取人は、必要書類（別表1）を提出してください。
- ④ 第①項第(2)号(ア)の通知が会社に着く前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときには、その支払後に配偶者から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 第①項第(2)号(イ)による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の法定相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ⑥ 第⑤項の通知をするときには、年金受取人の法定相続人は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- ⑦ 被保険者および配偶者が死亡し、かつ、その死亡した時の先後が明らかでないときは、配偶者が先に死亡したものとみなして取り扱います。
- ⑧ 年金受取人または配偶者は、被保険者が死亡したことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。

第27条（年金の支払、年金の支払方法等の特例）

- ① 第8条（年金の支払）第①項の規定にかかわらず、会社は、配偶者特則を適用した年金払移行部分について、次に定めるとおり年金を支払います。

名称	支 払 事 由（年金を支払う場合）	支払金額	受取人
年 金	保 証 夫 期 婦 間 終 付 身 年 金	被保険者または配偶者のいずれかが年金支払日に生存しているとき	年 金 受 取 人
	被保険者および配偶者のいずれかが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	会社の定める方法により計算した保証期間中の未払年金の現価	

- ② 第8条（年金の支払）第⑤項の規定にかかわらず、第①項に規定する支払事由に該当し、未払年金の現価を支払ったときは、支払事由に該当した時に年金払移行部分は消滅したものとします。また、保証期間中の最後の年金支払日以後において、被保険者および配偶者のいずれかが死亡したときは、その時に消滅します。
- ③ 第①項にかかわらず、年金受取人が被保険者で、かつ、被保険者の死亡が配偶者の故意によるときには、会社は、年金を支払いません。この場合、被保険者が死亡した時に年金払移行部分は消滅したものとし、保証期間中の未払年金があるときは、その現価を配偶者以外の年金受取人に支払います。
- ④ 第10条（年金の前払）第②項第(1)号の規定にかかわらず、年金の前払が行われた場合には、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者または配偶者のいずれかが生存しているとき	年金を継続して支払います。
(2) 年金の前払が行われている期間中に被保険者および配偶者のいずれかが死亡したとき	被保険者および配偶者のいずれかが死亡した時に年金払移行部分は消滅します。

- ⑤ 第11条（年金の継続支払）に定めるほか、被保険者および配偶者のいずれかが死亡したことにより保証期間中の未払年金の現価が支払われることになるときには、年金受取人は、その支払に代えて、年金の継続支払を請求することができます。この場合、会社は、残存保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間が満了した時に年金払移行部分は消滅します。ただし、年金の前払（第10条）の請求があったときは、前払が行われた時に年金払移行部分は消滅します。

第28条（主契約に介護サポート年金特約017が付加されている場合の取扱）

主契約に介護サポート年金特約017が付加されている場合、特約条項の一部を次の各号に定めるとおり変更して適用します。

- (1) （この特約の目的）中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
無配当定期保険契約	無配当定期保険契約に付加することにより、主たる保険契約および特約のいずれかまたは両方

- (2) 第1条（用語の意義）第(4)号中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主契約	主契約および特約

- (3) 第2条（特約の締結）第①項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主契約の	主契約および特約のいずれかまたは両方の

- (4) 第2条（特約の締結）第④項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
主約款の規定に	主約款および特約条項の規定に

- (5) 第3条（基本年金額の計算）第①項第(1)号を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
(1) 解約返戻金	(1) 主契約および特約の解約返戻金

- (6) 第5条（年金受取人）第①項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
死亡保険金受取人	主契約の死亡保険金受取人

- (7) 第23条（配偶者特則の適用）第①項中一部を次のとおり読み替えます。

読み替え前	読み替え後
規定を	規定および第28条（主契約に介護サポート年金特約017が付加されている場合の取扱）の規定を

(2023年6月改定)

別表 1

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	年 金 (第8条) (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者または配偶者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券（第1回の年金の場合） (6) 年金証書（第2回以後の年金の場合）
2	年金の継続支払 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	払いもどし金 (第15条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金開始日以後は年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	年金の支払方法の変更 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
5	会社への通知による 年金受取人の変更 (第19条) (第26条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
6	遺言による 年金受取人の変更 (第20条) (第26条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認を受けたことを証する書類 (4) 法定相続人であることを証する書類 (5) 法定相続人の印鑑証明書 (6) 年金証書
(1) 会社は、第2回以後の年金の支払請求に関し、その請求書類に使用された印影を第1回の年金の支払請求の際に提出された印鑑証明書の印影に照し合わせて相違ないと認めて年金を支払った場合には、印章の盗用、偽造その他どのような事故があっても、一切その責を負いません。 (2) 年金受取人は、会社にあらかじめ提出した印鑑証明書の印章を失いまたは改印したときは、ただちに会社へ通知し、あらためて印鑑証明書を提出してください。この場合、この印鑑証明書の印章について第(1)号の規定を準用します。 (3) 会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

保険料払込免除特約017（介護保障型） 目次

この特約の主な内容

第1条	用語の意義	第13条	重大事由による解除
第2条	保険料の払込免除	第14条	払いもどし金
第3条	保険料払込免除の請求手続等	第15条	特約の契約者配当金
第4条	特約の締結および責任開始時	第16条	管轄裁判所
第5条	保険料率	第17条	法令等の改正に伴う保険料払込免除の事由の変更
第6条	特約の失効	第18条	主約款の規定の準用
第7条	特約の復活		
第8条	特約の解約	別表1	公的介護保険制度
第9条	特約の消滅	別表2	要介護2以上
第10条	告知義務	別表3	要介護状態
第11条	告知義務違反による解除	別表4	請求書類
第12条	特約を解除できない場合		

保険料払込免除特約017（介護保障型）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態または所定の要介護状態になったときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 責任開始時	特約の締結または復活にあたって、会社のこの特約上の責任が開始する時をいい、復活が行われた場合は、最終の復活の際の責任開始時とします。
(5) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。
(6) 保険料期間	主約款に定める保険料期間をいいます。

第2条（保険料の払込免除）

① この特約による保険料の払込免除は、次に定めるとおりです。

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料払込免除の事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
保険料の払込免除	被保険者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、次の(ア)または(イ)のいずれかの事由に該当したとき (ア) 公的介護保険制度* による要介護認定を受け、要介護2以上* に該当していると認定されたこと (イ) 次のすべての条件を満たしたとき（医師によって診断確定されることを必要とします。） (a) 要介護状態* に該当したこと (b) 要介護状態に該当した日からその日を含めて、要介護状態が180日継続したこと	払込免除の事由に該当した後の期間に対応する主契約の保険料	被保険者が次のいずれかによって保険料払込免除の事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ロ) 被保険者の犯罪行為 (ハ) 被保険者の薬物依存* (ニ) 戦争その他の変乱

- * 公的介護保険制度 別表1に定める公的介護保険制度をいいます。
- * 要介護2以上 別表2に定める状態をいいます。
- * 要介護状態 別表3に定める状態をいいます。
- * 薬物依存 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- ② 被保険者が第①項(ア)の保険料払込免除の事由に該当した場合、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日に保険料払込免除の事由に該当したものととして、本条の規定を適用します。
- ③ 被保険者が、責任開始時前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に第①項(ア)または(イ)の状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項の規定を適用します。
- (1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者または被保険者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、被保険者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けなかったことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者または被保険者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。

- ④ 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払または半年払の場合で、保険料の払込が免除されたときには、会社は、保険料払込免除の事由に該当した時を含む保険料期間のうち保険料払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額を契約者に払いもどします。なお、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合には、保険料払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、以後主約款に定める払込期月に含まれる契約応当日ごとに主契約の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。なお、この場合、主約款の規定にもとづく契約が消滅（一部の消滅を含みます。）した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
- ⑥ 保険料の払込が免除された後の払いもどし金は、主契約の経過した年月数によって計算します。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱によって保険料払込免除の事由に該当した場合でも、その事由によって保険料払込免除の事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

第3条（保険料払込免除の請求手続等）

- ① 契約者は、保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表4）を提出して、保険料払込免除を請求してください。
- ② 第①項の規定にかかわらず、この特約が付加された主契約に介護サポート年金特約017が付加されている場合で、第2条（保険料の払込免除）の保険料払込免除の事由に該当し、かつ、介護サポート年金の請求があったときには、会社は、契約者から保険料払込免除の請求があったものとして取り扱います。
- ③ 保険料払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、主約款の規定を準用します。

第4条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意および会社の承諾を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社所定の金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時）

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加されたときには、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第5条（保険料率）

この特約が付加された主契約には、この特約が付加された場合の保険料率を適用します。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、保険料払込免除の事由（主約款に定める保険料払込免除の事由を含みます。）発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表4）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が他の保険種類に転換されたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

第10条（告知義務）

契約者および被保険者は、この特約の締結または復活の際、保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、保険料払込免除の事由に該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときには、会社は、保険料の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第12条（特約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第11条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除を行うことができません。

- (1) この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を会社が知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
- (2) 会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第10条（告知義務）

の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、この特約を解除することができます。

- (ア) 契約者または被保険者が第10条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (イ) 契約者または被保険者に対し、第10条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
- (ウ) 契約者または被保険者に対し、第10条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えてこの特約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険料払込免除の事由に該当したとき（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険料の払込が免除されない場合を含みます。）には、会社は、この特約を解除することができます。

第13条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 契約者または被保険者が、保険料の払込を免除させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険料払込免除の請求に関し、契約者の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 契約者または被保険者が、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 契約者が法人のときは、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第(1)号から第(3)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、保険料払込免除の事由に該当した後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 第②項の場合、会社は、第①項第(1)号から第(4)号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込免除の事由について保険料の払込を免除しません。もし、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第14条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第15条（特約の契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第16条（管轄裁判所）

この特約における保険料払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条（法令等の改正に伴う保険料払込免除の事由の変更）

- ① 会社は、この特約による保険料払込免除にかかわる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料払込免除の事由を変更することがあります。
- ② 本条の変更を行うときには、会社は、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「保険料払込免除の事由の変更日」といいます。）から将来に向かって保険料払込免除の事由を改めます。
- ③ 本条の規定により保険料払込免除の事由を変更する場合には、会社は、保険料払込免除の事由の変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
- ④ 本条の規定により保険料払込免除の事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときには、この特約は、保険料払込免除の事由の変更日から将来に向かって解約されたものとしします。

第18条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（2025年8月改定）

別表 1

公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

別表 2

要介護 2 以上

「要介護 2 以上」とは、平成11年 4 月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護 2 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

別表 3

要介護状態

要 介 護 状 態	次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表の a に該当し、かつ、下表の b～e のうち 2 項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態
-----------------------	--

- a ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- b 衣服の着脱が自分ではできない。
- c 入浴が自分ではできない。
- d 食物の摂取が自分ではできない。
- e 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考（別表 3）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(ア)、(イ)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

(ア) 「^{きしつせい}器質性認知症」

「^{きしつせい}器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分 類 項 目	分類コード
アルツハイマー＜Alzheimer＞病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック＜Pick＞病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ＜Creutzfeldt-Jakob＞病の認知症	F 02. 1
ハンチントン＜Huntington＞病の認知症	F 02. 2
パーキンソン＜Parkinson＞病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄 ^{もう} 、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中の ・せん妄 ^{もう} 、認知症に重なったもの	F 05. 1
神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（G 31）中の ・限局性 ^{いしやく} 脳萎縮症（ただし、前頭側頭型認知症（F T D）に限ります。） ・神経系のその他の明示された変性疾患（ただし、レヴィ小体型認知症に限ります。）	G 31. 0 G 31. 8

平成27年2月13日以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(イ) 「^{きしつてき}器質的な病変あるいは損傷」、「^{きしつてき}器質的障害」

「^{きしつてき}器質的な病変あるいは損傷」、「^{きしつてき}器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠^{けいみん}（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠^{こんみん}（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡^{こんすい}（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄^{もう}（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害^{けんとうしき}

「見当識障害^{けんとうしき}」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 時間の見当識障害^{けんとうしき}
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b 場所の見当識障害^{けんとうしき}
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c 人物の見当識障害^{けんとうしき}
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 他人の介護を要する状態（「要介護状態」(2)）

「要介護状態」(2)に定める「他人の介護を要する状態」とは、器質性認知症^{きしつせい}による徘徊・過食・異食行動・暴力行為等があり、その程度が著しく、常に他人の見守りを必要とする状態をいいます。

別表 4

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	保険料の払込免除 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書類 (公的介護保険制度による要介護認定を受けた場合に限りま す。) (4) 保険証券
2	特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは 上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

指定代理請求特約

（この特約の主な内容）

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条（指定代理請求人の指定）

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族
- (2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) 主契約の死亡保険金受取人
 - (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）

- ① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
 - (3) その他第(1)号または第(2)号に準じる状態であると会社が認めた場合
- ② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人

としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。

- ③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じとします。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第12条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

(2025 年 1 月改定)

別表

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被 保険者証の写し (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っ ている者であるときは、契約書および財産管理状況の報 告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2	指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略すること または上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。		

代表者請求特約

（この特約の目的）

この特約は、給付金の受取人が主契約の被保険者の場合で、給付金の支払事由が生じた後、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が死亡したときに、主契約の被保険者の法定相続人の代表者に給付金を支払うことを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約の締結の際、主契約に自動的に付加して締結します。
- ② この特約は、主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条（主契約の被保険者の法定相続人の代表者）

- ① 給付金の受取人が主契約の被保険者の場合で、主契約の被保険者が死亡していたときの給付金の請求については、主契約の被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める一人を代表者とします。この場合、その代表者は、主契約の被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合はその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合で、指定代理請求特約において指定代理請求人が指定されているときはその者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合は、配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合は、法定相続人の協議により定めた者
- ② 前項の規定により、会社が給付金を主契約の被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ③ 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に主契約の被保険者を死亡させた者は、第1項に定める代表者としての取扱を受けることができません。

第3条（この特約が各保険種類に付加される場合の特則）

- ① 新特定疾病保障定期保険特約の特定疾病保険金または新介護保障定期保険特約の特定介護保険金の請求については前条の規定を準用します。
- ② この特約を個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、新・個人年金保険、利源別配当付家族保障終身年金保険または終身年金保険に付加する場合には、第2条（主契約の被保険者の法定相続人の代表者）中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。
- ③ この特約を連生終身保険に付加する場合には、特約条項中「被保険者」を「当該被保険者」に、「死亡保険金受取人」を「当該被保険者にかかる死亡保険金受取人」にそれぞれ読み替えて適用します。
- ④ この特約を終身年金付夫婦保険に付加する場合には、第2条（主契約の被保険者の法定相続人の代表者）中「死亡保険金受取人」を「保険金受取人」と読み替えて適用します。

（2008年7月改定）

健康体料率特約

(この特約の目的)

この特約は、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、主たる保険契約の保険料率として健康体料率を適用することを目的とするものです。

第1条 (用語の意義)

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条 (特約の締結)

この特約は、主契約の締結の際または更新の際に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合で、契約者から申出があり、会社がこれを承諾したときに、主契約に付加して締結します。

第3条 (健康体料率の適用)

この特約を付加した主契約には、健康体料率を適用します。

第4条 (特約の更新)

この特約の更新は取り扱いません。

第5条 (主契約の保険金額の増額の制限)

この特約を付加して締結した場合の主契約については、主約款の規定にかかわらず、保険金額の増額を取り扱いません。

第6条 (特約の消滅)

- ① 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。
 - (1) 主契約の保険期間が満了したとき
 - (2) 第(1)号以外の事由により主契約が消滅したとき
 - (3) 主契約の保険期間が、会社の定める範囲外となったとき
- ② 第①項第(3)号の規定によりこの特約が消滅したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来に向かって主契約の保険料を改めます。

第7条 (特約の失効)

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第8条 (特約の解約)

この特約のみの解約はできません。

第9条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。
- ② 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主約款の規定により主契約が復活するときには、この特約は消滅します。

この場合、第6条（特約の消滅）第②項の規定を準用します。

第10条（告知義務）

契約者および被保険者は、この特約の締結または復活の際、主契約の支払事由および保険料払込免除の事由の発生に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関し書面または電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。）により告知を求めた事項について、その書面または電磁的方法によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかの事由が生じた後でも、第①項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - (1) 主契約の保険金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込免除の事由
- ③ 本条の規定によってこの特約が解除される場合は、会社の定める方法により計算した金額を授受します。
- ④ 会社は、本条によるこの特約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知できないときは、保険金受取人または被保険者に通知します。
- ⑤ この特約を解除できない場合については、主約款の規定を準用します。

第12条（年齢または性別の誤りの処理）

保険契約の申込書（電磁的方法により表示された申込画面を含みます。）に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合で、実際の年齢または性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、主契約の保険料を改め、その差額を精算します。ただし、主契約の保険金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には主契約の保険金とともに支払い、不足額がある場合には主契約の保険金から控除します。

第13条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(2021年10月改定)

団体扱特約

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の適用）

- ① この特約で団体とは、次の各号のすべてを満たすものをいいます。
 - (1) 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体等で、会社が別に定める基準に適合する団体であり、その団体において保険料の一括集金が可能であること
 - (2) 会社と団体特別取扱契約を結んでいること
 - (3) 契約者または被保険者の数が10名以上であること
- ② この特約は、次の各号のいずれかを契約者とする保険契約で、団体を経てこの特約の適用の申出があったものに適用します。
 - (1) 団体に属する者
 - (2) 団体に属する者が組合または企業等の場合はその構成員または所属員（その構成員が組合または企業の場合も同様とします。）
 - (3) 第(1)号および第(2)号のほか、会社と団体が協議して定めた者
 - (4) 団体（この場合、被保険者については第(1)号から第(3)号の範囲とします。）
- ③ この特約による保険料の払込は、次の各号のいずれかのうち、会社と団体との間で取り決めた方法によるものとします。
 - (1) 年払または半年払
 - (2) 月払

第3条（団体保険料率の適用 - 保険料半年払・月払契約の場合）

- ① 団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保険料半年払契約または保険料月払契約に限り、団体保険料率Aを適用します。
 - (1) 契約者（団体を契約者とする保険契約の場合には、被保険者）の数が20名以上のとき
 - (2) 団体を契約者とする保険契約の被保険者の数とその他の保険契約の契約者の数が名よせのうえ、合算して20名以上のとき
- ② 団体が第①項に定める人数要件を満たさないときは、保険料半年払契約または保険料月払契約に限り、団体保険料率Bを適用します。
- ③ 団体が第①項に定める人数要件を満たさなくなったときは、第②項の規定にかかわらず、その時以降6か月間に限り、団体保険料率Aを適用します。
- ④ 団体保険料率Bが適用されている保険契約について、保険料自動前納特約の特約条項の規定により、当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるときは、第②項の規定にかかわらず、普通保険料率を適用します。

第4条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、保険期間および年齢の計算は、この日を基準として行います。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として保険期間および年齢の計算を行い、すでに払い込まれた保険料に過不足が

あれば清算します。

- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第5条（保険料の払込）

契約者は、この特約を付加した保険契約の保険料を、団体を経て払い込んでください。この場合、団体から会社の指定する払込方法（経路）により払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第6条（保険料の領収証）

団体を経て払い込まれた保険料については、団体から払い込まれた保険料総額に対する領収証をもって個々の契約者に対する領収証に代えます。

第7条（保険料の払込に関する主約款規定の不適用）

この特約が適用されている保険契約には、次の各号に掲げる主約款の規定は適用しません。

- (1) 保険料の前納の規定
- (2) 保険料月払契約について保険料の自動貸付の規定

第8条（特約の消滅）

- ① 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 契約者（団体を契約者とする保険契約の場合には、被保険者）が団体を脱退したとき
 - (2) 契約者の数または被保険者の数がいずれも10名に満たなくなった後、6か月以内に補充できなかったとき
 - (3) 団体特別取扱契約が解除されたとき
 - (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
 - (5) 保険料の払込が必要でない保険契約になったとき
 - (6) 保険料が主約款に定める猶予期間の満了日までに払い込まれなかったとき
- ② 契約者（団体を契約者とする保険契約の場合には、被保険者）が団体を脱退したときでも、団体を経て保険料を払い込むことができる期間については、会社は、その契約者または被保険者を、第2条（特約の適用）に規定するこの特約の適用要件を満たす者とみなして取り扱います。この場合、第①項第(1)号にかかわらず、この特約は消滅しません。
- ③ この特約が消滅したときは、一般扱の年払、半年払または月払の保険契約となって、主約款だけが適用されます。

第9条（契約者配当金の支払 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の場合、会社は、主約款の規定により保険料からさし引いて支払うべき契約者配当金を、割当を行った次の事業年度経過後、団体を経由して支払います。
- ② 第①項の規定により支払う前に保険契約が消滅した場合には、会社は、契約者配当金を、保険金を支払うときは保険金受取人に支払い、その他のときは契約者に支払います。
- ③ 契約者配当金の支払方法について、特に団体との取りきめがあるときは、その方法によります。

第10条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第11条（第2回保険料から団体を経て払い込む場合の取扱）

保険契約締結の際にこの特約を付加した場合で、団体を経た保険料の払込を第2回保険料から取り扱うときには、第5条（保険料の払込）および第6条（保険料の領収証）の規定は、第2回以後の保険料について適用します。この場合、第1回保険料は、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

（2020年10月改定）

定期保険集団扱特約

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 保険契約	定期保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	定期保険普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の適用）

- ① この特約において集団とは、次の各号のすべてを満たすものをいいます。
 - (1) 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体等で、その集団において保険料の一括集金が可能であること
 - (2) 会社と定期保険集団扱契約を結んでいること
 - (3) 契約者または被保険者の数が10名以上であること
- ② この特約は、次の各号の条件を満たす保険契約に適用します。
 - (1) 契約者は、集団または集団の代表者もしくは集団に属する者（集団に属する者が組合または企業の場合はその構成員または所属員を含みます。）であること
 - (2) 被保険者は、集団に属する者（集団に属する者が組合または企業の場合はその構成員または所属員を含みます。）またはその同居の親族もしくは使用人であること

第3条（集団保険料率の適用）

保険料は、集団扱の保険料率によります。

第4条（保険料の払込方法（回数）の特定）

この特約による保険料の払込は、次の各号のいずれかのうち、会社と集団との間で定めた方法によるものとします。

- (1) 年払
- (2) 半年払
- (3) 月払

第5条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、保険期間および年齢の計算は、この日を基準として行います。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として保険期間および年齢の計算を行い、すでに払い込まれた保険料に過不足があれば清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第6条（保険料の払込）

契約者は、この特約を付加した保険契約の保険料を、集団を経て払い込んでください。この場合、集団から会社の指定する払込方法（経路）により払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。

第7条（保険料の領収証）

集団を経て払い込まれた保険料については、集団から払い込まれた保険料総額に対する領収証をもって個々の契約者に対する領収証に代えます。

第8条（保険料の前納に関する主約款規定の不適用）

この特約が適用されている保険契約には、保険料の前納に関する主約款の規定は適用しません。

第9条（特約の更新）

保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も保険契約とともに更新されます。

第10条（特約の消滅）

- ① 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅し、主約款だけが適用されます。
 - (1) 契約者または被保険者がその所属集団を脱退したとき
 - (2) 契約者の数または被保険者の数がいずれも10名に満たなくなった後、6か月以内（月払のときは3か月以内）に補充できなかったとき
 - (3) 定期保険集団扱契約が解除されたとき
 - (4) 保険料を集団を経ないで払い込む方法に変更したとき
 - (5) 保険料の払込を必要としなくなったとき
- ② 契約者または被保険者が集団を脱退したときでも、集団を経て保険料を払い込むことができる期間については、その契約者または被保険者は、第2条（特約の適用）に規定するこの特約の適用要件を満たす者（ただし、契約者の数または被保険者の数の算定には含めません。）とみなして取り扱います。この場合、第①項第(1)号の規定にかかわらず、この特約は消滅しません。
- ③ この特約が消滅したときは、一般扱の年払、半年払または月払の保険契約となって、主約款だけが適用されます。

第11条（契約者配当金の割当）

この特約が適用されている保険契約については、主約款の契約者配当金の割当に関する規定にかかわらず、毎事業年度末において有効に継続している保険契約に対し、契約者配当金の割当を行います。

第12条（契約者配当金の支払）

- ① 会社は、第11条（契約者配当金の割当）の規定によって割り当てた契約者配当金を、主約款の契約者配当金の支払に関する規定に準じて支払います。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険料月払契約の場合、会社は、主約款の規定により保険料より差し引いて支払うべき契約者配当金を、割当を行った次の事業年度経過後、集団を経由して支払います。ただし、支払う前に保険契約が消滅した場合、契約者配当金は、保険金を支払うときは保険金受取人に支払い、その他のときは契約者に支払います。
- ③ 契約者配当金の支払方法について特に集団との取りきめがあるときは、その方法によりします。

第13条（第2回保険料から集団を経て払い込む場合の取扱）

保険契約締結の際にこの特約を付加した場合で、集団を経た保険料の払込を第2回保険料から取り扱うときには、第6条（保険料の払込）および第7条（保険料の領収証）の規定は、第2回以後の保険料について適用します。この場合、第1回保険料は、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第14条（無配当定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険契約に適用されるときは、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第11条（契約者配当金の割当）および第12条（契約者配当金の支払）の規定は適用しません。
- (2) 主約款の年齢の計算の規定にかかわらず、会社の承諾を得て、主たる保険契約および特約の被保険者の年齢の計算を、次に定めるとおりとすることができるものとします。
 - (ア) 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
 - (イ) 契約締結後の被保険者の年齢は、前(ア)の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(2020年10月改定)

保険料口座振替特約

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 提携金融機関	会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等のことをいいます。
(4) 指定口座	契約者の指定する口座のことをいいます。

第2条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 保険料の口座振替払込を申し出る場合には、契約者は、次の各号の条件を満たしてください。
 - (1) 提携金融機関に、指定口座があること
 - (2) 指定口座の名義人が提携金融機関に対し、指定口座から会社の預金口座への保険料の口座振替を依頼すること
- ③ 第②項の指定口座の名義人が契約者と別人であっても、保険契約上の権利と義務は、契約者に属するものとします。

第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の締結の際の契約日は、主約款に定める保険契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、保険契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、すでに払い込まれた保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第4条（保険料の払込）

- ① 契約者は、この特約を付加した保険契約の保険料を、払込期月中の会社と提携金融機関とが協議して定めた日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、払い込んでください。
- ② 第①項の振替があったときは、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合でも、契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 契約者は、あらかじめ保険料の払込に必要な金額を指定口座に預け入れてください。
- ⑤ 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）

- ① 払込期月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月分の保険料の振替日に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 (イ) 指定口座の預金残高が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、振替があったときは、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月中の振替日に応ずる日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日）に、再度口座振替を行います。

- ② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 契約者は、指定口座を、同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出てください。
- ② 契約者が保険料の口座振替払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出るとともに、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するかまたは他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- 保険契約が消滅または失効したとき
- 1年分を超える保険料の前納が行われたとき
- 保険料の払込を必要としなくなったとき
- 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
- 提携金融機関に指定口座がなくなったときまたは提携金融機関との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）

- ① 会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
- 当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるとき
 - 保険料の自動貸付が行われるとき

第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第10条（第2回保険料から口座振替を行う場合の取扱）

保険契約締結の際にこの特約を付加した場合で、口座振替による保険料の払込を第2回保険料から取り扱うときには、第4条（保険料の払込）および第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）の規定は、第2回以後の保険料について適用します。この場合、第1回保険料は、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

第11条（無配当定期保険の場合の特則）

この特約が無配当定期保険契約に適用されるときは、無配当定期保険契約の更新の際、契約者から特に反対の申出がない限り、この特約も無配当定期保険契約とともに更新されます。

（2020年10月改定）

定期保険条件付保険特約

第1条（特約の締結）

定期保険契約の締結、復活もしくは保険金額の増額の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。

第2条（条件）

- ① この特約により付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払法

会社の定める削減期間中に被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは、契約日、復活日、保険金額の増額日または特約の締結日からの経過期間および削減期間に応じ、保険金額（保険金額の増額の場合は、増額部分）または特約保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、不慮の事故または別表に定める感染症による場合は、保険金削減は行いません。

		削減期間				
		1年	2年	3年	4年	5年
経過期間	1年以内	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
	1年超2年以内		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割
	2年超3年以内			7.5割	6.0割	4.5割
	3年超4年以内				8.0割	6.0割
	4年超5年以内					8.0割

(2) 特別保険料領収法

普通の保険料に会社の定める特別の保険料を加算した金額を払込保険料とします。この方法による場合で、主契約の払いもどし事由が生じたときは、会社の定める方法により計算した払いもどし金を加算して支払います。また、この特約の払いもどし金は、主契約について契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約返戻金額に合算します。

(3) 年増法

被保険者の実際の年齢に会社の定める年数を加算した年齢をこの保険契約の年齢とし、その年齢に基づいて保険料額を計算します。

- ② 第①項の条件は、保険証券に記載します。

第3条（保険契約復活の制限）

定期保険契約にこの特約を付加して締結した場合の保険契約（特約を含みます。以下同じ。）については、普通保険約款および特約条項の規定にかかわらず、その効力がなくなってから1か年以内に限り、保険契約者は、復活請求書を提出して、保険契約の復活を請求することができます。

第4条（主契約に介護サポート年金特約017が付加されている場合の特則）

この特約を介護サポート年金特約017に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 介護サポート年金特約017に定める死亡給付金の支払金額の規定は、この特約の責任準備金額を介護サポート年金特約017の責任準備金額に合算して取り扱います。

- (2) 第1条（特約の締結）中一部を次のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
定期保険契約	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または主契約に付加されている特約

- (3) 第2条（条件）第①項第(1)号を次の規定に読み替えて適用します。

「(1) 保険金削減支払法

会社の定める削減期間中に介護サポート年金特約017の介護サポート年金または高度障害サポート年金の支払事由が生じたときは、特約の締結日または復活日からの経過期間および削減期間に応じ、特約年金月額に次表の割合を乗じて得た金額を年金支払期間の全期間にわたり支払います。ただし、不慮の事故または別表に定める感染症による場合は、特約年金月額の削減は行いません。

		削 減 期 間				
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
経過期間	1年以内	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
	1年超2年以内		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割
	2年超3年以内			7.5割	6.0割	4.5割
	3年超4年以内				8.0割	6.0割
	4年超5年以内					8.0割

（2021年5月改定）

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞ ^{かいはくずいえん}	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
（注） 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること	

特定高度障害状態不担保特約

第1条（特約の締結）

- ① 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。
- ② この特約が主契約に付加されたときは、保険証券に記載します。

第2条（不担保とする特定高度障害状態）

主契約の被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、別表に定める感染症を除きます。）を原因として、特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。）に該当したときは、会社は、主契約および主契約に付加された特約の高度障害保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。

第3条（中途付加の場合の特則）

第1条（特約の締結）の規定のほか、主契約に高度障害保障（高度障害状態に該当したことによる保険料払込免除の保障を含みます。以下同じとします。）のある特約が中途付加される場合には、中途付加の際にもこの特約を付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約は、同時に中途付加される特約およびこの特約が付加された後に中途付加される高度障害保障のある特約に適用されます。
- (2) この特約が適用された特約について、更新または保険期間終身の特約への変更が行われる場合には、更新後または変更後の特約にもこの特約が適用されます。
- (3) 被保険者が特定高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われることにより、この特約が適用された特約が消滅する場合には、この特約が適用された特約の責任準備金額を主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

第4条（無配当定期保険に付加する場合の特則）

普通保険約款の規定により、この特約が付加された主契約が更新される場合には、更新後の契約にもこの特約が付加されるものとします。

（2021年5月改定）

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞ ^{かいはくずいえん}	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	U04
（注） 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。 (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること (2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること (3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること	

諸利率および お取り扱いの範囲

「諸利率およびお取り扱いの範囲」は、ご契約に適用される諸利率、および、本冊子作成年月現在のお取り扱いの範囲の一部を一覧形式にて記載しています。

諸利率およびお取り扱いの範囲

(1) 諸利率

- ご契約に適用される諸利率には以下のような項目があり、金利水準等の状況変化等により今後変更することがあります。
- 実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率が適用されます。
- 具体的な利率については、当社の職員または大樹生命お客さまサービスセンターにおたずねください。また、当社ホームページ (<https://www.taiju-life.co.jp/>) の「諸利率のお知らせ」でもご確認いただけます。

無配当定期保険

条項	項目
第3条第①項	保険金のすえ置き利率
第12条第②項	保険料を前納する場合の割引利率（前納保険料の割引利率）
第12条第③項	前納した保険料の積立利率（前納保険料の積立利率）
第45条第①項	契約者貸付の貸付利率

特約

特約名	条項	項目
介護サポート年金特約017	第6条第①項	死亡給付金のすえ置き利率
年金払移行特約	第8条第③項	年金のすえ置き利率
	第9条第②項	年金の分割支払利率

(2) お取り扱いの範囲

●以下のお取り扱いの範囲は、今後変更することがあります。また、お取り扱いの範囲は「ご契約のしおり」でご説明しているものもございますので、あわせてご覧ください。

●実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めているお取り扱いの範囲が適用されます。

無配当定期保険

条項	項目	お取り扱いの範囲
第3条第②項	保険金をすえ置き支払する場合の最低金額	保険金支払時の差引支払金が10万円
第27条第①項	減額後の最低保険金額	500万円※

特約

特約名	条項	項目	お取り扱いの範囲
介護サポート年金特約017	第6条第②項	死亡給付金をすえ置き支払する場合の最低金額	死亡給付金支払時の差引支払金が10万円
	第16条第①項 第(3)号(i)	保険料が払い込まれないまま年金の支払事由が生じた場合で、支払事由発生日の換算保障額から未払保険料を差し引いて特約年金額を改めるときの最低特約年金額	5万円
	第20条第①項	減額後の最低特約年金額	5万円※
災害割増特約2007	第13条第①項	減額後の最低特約保険金額	50万円※
	第13条第②項 第13条第③項	主契約の保険金額が減額されたときの最高特約保険金額	災害割増特約2007の特約保険金額と傷害特約2007の災害保険金額の合計額が主契約の死亡保険金額の範囲内
	第14条第①項	減額後の最低災害保険金額	50万円※
傷害特約2007	第14条第②項	主契約の保険金額が減額されたときの最高災害保険金額	災害割増特約2007の特約保険金額と傷害特約2007の災害保険金額の合計額が主契約の死亡保険金額の範囲内
	第13条第①項	減額後の最低入院給付日額	1,000円※
災害入院特約016	第13条第②項	主契約の保険金額が減額されたときの最高入院給付日額	入院給付日額は、主契約の死亡保険金額の1,000分の1の範囲内
	第3条第②項	最高年金額	3,000万円
年金支払特約	第4条	最低年金額	10万円

特約名	条項	項目	お取り扱いの範囲
年金払移行特約	第2条第③項	最低基本年金額	10万円
		一部移行後の残存最低保険金額	100万円
	第9条第①項	分割支払する回数	2・4・12回
		年金の分割支払の最低額	2万円
	第24条	配偶者特則適用の場合の被保険者と配偶者の年齢差	15歳以内

※ご契約全体としての最低保険料のお取り扱いの範囲もあわせて満たす必要があります。

また、契約日からその日を含めて1年を経過していないご契約は、お取り扱いの範囲が異なります。

[illegible]

[illegible]

＜生命保険に関するお問い合わせ先＞

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日 9:00 ～ 18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

生命保険に関するお手続きやご相談を承っています。

「必要書類」やもよりの営業部につきましても、こちらへお問い合わせください。

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXはお取り扱いしていません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL 03 - 3286 - 2648

ホームページアドレス (<https://www.seiho.or.jp/>)

- ・生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に	(ページ)
○健康状態・職業などの告知義務について……………	19
○保障の責任開始時について……………	22
○保険金や給付金などをお支払いできない場合について……………	66
○クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について……………	23
○保険料のお払い込み方法について……………	77
○保険料の払込期月・猶予期間について……………	78
○保険料のお払い込みがないことによるご契約の解除・失効、復活について…	79
○解約と解約返戻金について……………	95

などは、ご契約にあたってぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など、当社の担当職員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら大樹生命お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに、大切に保存し、ご活用ください。

■ ご契約に関するご相談については

大樹生命お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

受付時間 平日 9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1
TEL: 03-6831-8000(大代表)
<https://www.taiju-life.co.jp/>

定期保険

この冊子をおとどけした担当者は……